

令和 2 年 6 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 6 月 9 日 開会

令和 2 年 6 月 1 8 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和 2 年浪江町議会 6 月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（6 月 9 日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
行政報告	8
一般質問	12
石井悠子君	12
紺野則夫君	31
紺野榮重君	37
渡邊泰彦君	53
馬場 績君	67
散会の宣告	89

第 2 号（6 月 10 日）

議事日程	91
出席議員	94
欠席議員	94
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	94
職務のため出席した者の職氏名	95
開議の宣告	96
議事日程の報告	96
請願・陳情の付託	96
承認第 1 号から報告第 4 号の一括上程、説明	96
延会の宣告	145

第 3 号 (6月17日)

議事日程	1 4 7
出席議員	1 5 0
欠席議員	1 5 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 0
職務のため出席した者の職氏名	1 5 1
開議の宣告	1 5 2
議事日程の報告	1 5 2
承認第 6 号訂正の件	1 5 2
承認第 1 号の質疑、討論、採決	1 5 3
承認第 2 号の質疑、討論、採決	1 5 8
承認第 3 号の質疑、討論、採決	1 6 0
承認第 4 号の質疑、討論、採決	1 6 2
承認第 5 号の質疑、討論、採決	1 6 3
承認第 6 号の質疑、討論、採決	1 6 3
承認第 7 号の質疑、討論、採決	1 7 2
承認第 8 号の質疑、討論、採決	1 7 2
承認第 9 号の質疑、討論、採決	1 7 3
承認第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 7 6
承認第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 7 8
承認第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 7 9
承認第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 8 2
議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	1 8 3
議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	1 8 4
議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	1 8 5
議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	1 8 7
議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	1 8 8
議案第 7 0 号の質疑、討論、採決	1 9 0
議案第 7 1 号の質疑、討論、採決	1 9 4
議案第 7 2 号の質疑	2 0 1
延会の宣告	2 0 4

第 4 号 (6月18日)

議事日程	2 0 5
出席議員	2 0 8
欠席議員	2 0 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 0 8

職務のため出席した者の職氏名	209
開議の宣告	210
議事日程の報告	210
議案第72号の質疑、討論、採決	210
議案第73号の質疑、討論、採決	215
議案第74号の質疑、討論、採決	217
議案第75号の質疑、討論、採決	218
議案第76号の質疑、討論、採決	222
議案第77号の質疑、討論、採決	223
議案第78号の質疑、討論、採決	227
議案第79号の質疑、討論、採決	228
議案第80号の質疑、討論、採決	230
議案第81号の質疑、討論、採決	234
議案第82号の質疑、討論、採決	234
議案第83号の質疑、討論、採決	234
議案第84号の質疑、討論、採決	235
議案第85号の質疑、討論、採決	236
議案第86号の質疑、討論、採決	236
議案第87号の質疑、討論、採決	237
議案第88号の質疑、討論、採決	239
議案第89号の質疑、討論、採決	260
議案第90号の質疑、討論、採決	260
議案第91号の質疑、討論、採決	261
議案第92号の質疑、討論、採決	261
報告第1号の質疑	262
報告第2号の質疑	262
報告第3号の質疑	262
報告第4号の質疑	262
請願・陳情審査報告	262
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	263
陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	264
陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	265
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	266
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	267
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	267
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	268
発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	269
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	270

町長挨拶	2 7 0
閉会の宣告	2 7 1

浪江町告示第 7 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 2 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 5 月 8 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 令和 2 年 6 月 9 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1 番	大 浦 泰 夫 君	2 番	石 井 悠 子 君
3 番	高 野 武 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	半 谷 正 夫 君	6 番	紺 野 則 夫 君
7 番	佐々木 勇 治 君	8 番	平 本 佳 司 君
9 番	山 崎 博 文 君	10 番	渡 邊 泰 彦 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	山 本 幸一郎 君
13 番	泉 田 重 章 君	14 番	紺 野 榮 重 君
15 番	佐 藤 文 子 君	16 番	馬 場 績 君

不応招議員（なし）

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 2 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年 6 月 9 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教	育笠井淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼 仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
吉 田 厚 志 君
書 記
鎌 田 典 太 朗 君

主 任 主 査 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和2年浪江町議会6月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱をささげたいと思います。

ご起立ください。

[黙禱]

○議長（佐々木恵寿君） 5月から10月まで、クールビズを実施しております。そのため、各議員においては、節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても、趣旨をご理解ください。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構であります。

次に、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口及び窓の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

次に、傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いをいたします。

ここで、本年4月1日より、新しく課長となりました職員の紹介を佐藤副町長よりお願いします。

副町長。

○副町長（佐藤良樹君） おはようございます。

お時間をいただきまして、本会議に本日より出席させていただきます新任課長2名を紹介申し上げます。

初めに、介護福祉課長、松本幸夫です。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 松本です。よろしくお願いします。

○副町長（佐藤良樹君） 次に、農林水産課長、金山信一です。

○農林水産課長（金山信一君） 金山です。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、福島県町村議会議長会表彰の伝達を行います。

事務局長。

○事務局長（吉田厚志君） 紺野榮重議員におかれましては、議員在職期間が20年以上、山本幸一郎議員及び山崎博文議員におかれましては、議員在職期間が11年以上となり、福島県町村議会議長会の表彰を受けられましたので、議長から表彰状の伝達を行います。

議長、演壇前へご移動ください。

[表彰状の伝達]

◎開会の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、令和2年浪江町議会6月定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、12番、山本幸一郎君、13番、泉田重章君、14番、紺野榮重君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。今期定例会の会期は、配付のとおり、本日から18日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの10日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。9日、10日、17日及び18日を本会議とし、11日から16日までは委員会等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第４、行政報告を行います。

行政報告は、町長からお願いします。

町長。

〔町長 吉田数博君登壇〕

○町長（吉田数博君） おはようございます。

本日ここに、令和２年浪江町議会６月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中にもかかわらず、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

さて、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出されてから２か月が経過し、町民の皆様におかれましては、大変なご不安とご負担の多い日々をお過ごしのことと存じます。

町では、３月９日に対策本部を設置し、ホームページや広報紙への同封チラシなどにより、手洗いの徹底や不要不急の外出自粛等、感染拡大防止を呼びかけてまいりました。

その後、県内での感染が拡大してきたことから、さらなる感染拡大防止対策として、４月１３日から、本庁舎及び出張所等で来庁者の検温を実施するとともに、防災行政無線により、町内にお住まいの方や勤務する方に対して、感染拡大防止の注意喚起を行ってきたところであります。

また、職員の感染防止対策といたしまして、３つの「密」を避け、感染リスクを下げることを基本に、出勤前の体温測定やマスク着用、執務室内の定期的な換気、消毒等、感染防止に細心の注意を払い、役場機能の維持に努めているところであります。

さらに、町内の小中学校及びこども園においても、新年度を迎えたものの、国及び福島県教育長の要請を受け、臨時休業等感染防止対策を講じたところであります。

このような状況から、国の緊急経済対策など、地方創生臨時交付金を活用した１１の事業の関連予算について、本定例会にご提案させていただくこととしておりますので、慎重かつ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、３月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告いたします。

初めに、特別定額給付金給付事業についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急経済対策として行われている特別定額給付金につきましては、5月15日に申請書を全戸に発送し、5月18日より順次受付を開始しているところであります。

給付につきましては、6月11日に第3回目の振込を予定しており、これを含めると、5,245世帯、1万1,948人のおよそ7割の方々への給付が完了いたします。

引き続き、誤支給等に細心の注意を払いながら、町民の皆様への早期給付に努めてまいります。

次に、感染予防マスクの配布についてご報告いたします。

5月21日、町内外の町民8,542世帯に対し、新型コロナウイルス感染予防のためのさらなる注意喚起とともに、マスク10枚を配布いたしました。不安に思われている町民の皆様が少しでも安心できるよう実施したものであり、今後懸念される第2波、第3波での感染予防にご活用いただきたいと存じます。

次に、携帯電話等エリア整備事業についてご報告いたします。

国道114号沿線の携帯電話不感区域の解消のために、平成30度より整備を進めてまいりました室原大家老局、昼曽根尺石局、赤宇木櫛平局の3か所の基地局につきましては、令和2年3月末に整備が完了し、当該区域の通話が可能となっております。

これにより、国道114号沿線の携帯電話不感区域解消事業が全て完了し、大柿ダム周辺のトンネル区間を除き、ほぼ全ての沿線で携帯電話の使用が可能となりました。

次に、指定ごみ袋配布事業についてご報告いたします。

町内の違反ごみの解消と生活ごみの分別及び収集方法の周知を目的に、6月上旬より、町内に居住する世帯を対象に指定ごみ袋7種類の無料配布を開始いたしました。対象世帯へ順次配布を行っているところで、今後新たな町内居住世帯へ引き続き事業を実施してまいります。

また、指定ごみ袋の配布に併せて、花いっぱい運動の一環として、「福島ひまわり里親プロジェクト」様よりご寄贈いただいたヒマワリの種を配布しております。

次に、請戸漁港での競りの再開についてご報告いたします。

4月8日、請戸漁港の新たな荷さばき施設において、9年ぶりとなる競りが再開されました。この日は24隻の船が出漁し、ヒラメやナメタガレイ等、約2トンが水揚げされ、市場内には威勢のいい掛け声が響き渡り、仲買人が次々と競り落としていました。現在も週三、四日程度の試験操業の状況が続いておりますが、本格操業に向けてさらなる支援を進めてまいります。

次に、町内での営農再開についてご報告いたします。

南棚塩地区において、震災後初となる水稻の作付が行われ、ようやく津波被災農地での営農が再開されました。また田尻地区、西台地区など、新たに作付を行った地区を含め、9つの地区の総作付面積は、昨年のおよそ3倍となる84ヘクタールとなりました。

引き続き、さらなる営農再開に向け、農業者を支援してまいります。

次に、町内での事業活動状況・支援についてご報告いたします。

5月31日現在の町内での事業者活動状況については、再開・新規合わせて155事業所となっております。

また、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う町独自の支援策といたしまして、電気料金や上下水道料金等の固定経費の負担を支援するため、既存の町内再開事業者等光熱水費等補助金を昨年度の実績に基づき、一定額を概算交付する取組を行ったところであります。

引き続き、町内再開事業者が安心して事業が継続できるよう、さらなる支援に取り組んでまいります。

次に、プレミアム付商品券の販売についてご報告いたします。

昨年度に引き続き、プレミアム付商品券を6月13日から販売を開始いたします。利用期間は令和3年1月末までを予定しております。町内での需要喚起・地域経済の活性化が図られるよう、販売促進に努めてまいります。

次に、道の駅なみえの整備状況についてご報告いたします。

当施設につきましては、今夏のオープンに向け、現在、建屋建設工事及び外構工事を進めておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による資材調達の遅れや休工等により、当初予定しておりました時期より遅れが生じております。

また、課題とされておりました従業員確保については、おおむね見通しが立ったところであります。さらには、農産物生産者説明会や物品商談会などを開催、テナント募集など、運営面での準備も進めているところであります。町民はもとより、町を訪れる方々にも親しまれる施設となるよう、開所に向けて引き続き準備を進めてまいります。

次に、特定延長による応急仮設住宅の入居状況についてご報告いたします。

応急仮設住宅の供与期間につきましては、令和2年3月末で終了いたしました。6月1日現在、県内12戸、県外11戸、計23戸の方々につきましては、公共事業等の工期の関係で、移転先の住宅整

備が完了できないことなど、特定の要件を満たすことにより、令和3年3月末までの供与期間の延長が認められております。

次に、町外の復興公営住宅の入居状況についてご報告いたします。

4月1日現在、県営及び市町村営合わせて1,501世帯、2,628名の方が、町外の復興公営住宅への入居決定を受け、新たな住環境での生活を送っております。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業期間中の3月13日に、なみえ創成中学校においては初めての卒業式を行い、1名が卒業を迎えられ、3月23日には、なみえ創成小学校においても初めての卒業式を行い、2名の児童が卒業を迎えられました。

二本松市の浪江小学校では最後の卒業式が行われ、1名の児童が卒業されました。当日は休校式も行われ、浪江小学校長による校旗の返納が行われました。

新年度を迎え、4月6日には、なみえ創成小中学校において入学式を行い、小学校4名、中学校3名が入学し、全体の児童生徒数は転入者3名を含め、なみえ創成小学校21名、なみえ創成中学校5名、津島小学校1名となりました。

また、4月7日には、浪江にじいろこども園の入園式と進級式を行いました。今年度から新たに0歳児と1歳児の保育を開始し、新入園児8名、進級児9名の計17名となりました。

全ての式において、新型コロナウイルス感染症予防対策を行ったところであります。

また、臨時休業中には、なみえ創成小中学校では、学校と放課後なみえ子どもクラブが連携し、家庭の状況に応じて柔軟に受入れを行うことや、登校日を設け、学習指導などを行いました。津島小学校でも週2日の登校日を設けるとともに、登校日以外ではタブレットを活用した遠隔授業を行うなどの対応を行いました。

登校・登園の際は、家庭や学校での検温、手指の消毒、3密の回避などの感染予防措置を徹底しております。

次に、子育て支援関連についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急経済対策として行われる子育て世帯への臨時特別給付金について、現在、今月中の支給に向けて準備を進めております。対象は、児童手当を受給する世帯で、児童1人につき1万円を給付いたします。

また、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「浪江町子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画を令和2年3月に策定いたしました。今後は本計画を基に、子育て支援策に取

り組んでまいります。

以上、3月定例会以降、現在までの取組について報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、専決処分の承認案件13件、条例の制定及び改正案件5件、契約の締結及び変更案件18件、令和2年度の補正予算案件5件、繰越計算書報告案件が4件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

令和2年6月9日。浪江町長、吉田数博。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は質問席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いします。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いをいたします。

◇ 石 井 悠 子 君

○議長（佐々木恵寿君） 2番、石井悠子君の質問を許可します。

2番、石井悠子君。

[2番 石井悠子君登壇]

○2番（石井悠子君） おはようございます。2番、石井悠子です。

議長より、発言の許可をいただきましたので、質問を一括質問方式で行わせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、約3か月、不要不急の外出や3密を避けるため、交流会などが中止になり、自宅で過ごすことが多くなっていました。ようやく5月下旬、全国的に緊急事態宣言が解除されましたが、まだ油断できない状況であること、目に

見えない菌に毎日不安な気持ちを抱えながら過ごしています。

町民より、「人生で初めての経験に戸惑う毎日です。外に出ることができず、ストレスが満タンになりつつあります。早く終息してほしいものです」というお手紙をいただきました。本当に切実な問題で、これまでは、なるべく家に引きこもることがないようにと心がけていた行動を変えなくてはいけないことにつらさを感じます。

このような状況で、唯一の楽しみが朝ドラ「エール」を見ること。古関裕而さんの生涯をフィクションとして描いていて、福島出身のため福島弁が聞けてうれしいという声も聞いています。古関裕而さんを調べましたら、私が卒業した幾世橋小学校、原町高等学校の校歌の作曲者でした。偉大な方の校歌を歌うことができていたことを誇りに思います。時間がたってから価値に気づくこともあるのだと思いました。

今回の質問では、文化財の保存や展示についてなどを含めて8項目質問させていただきます。

それでは、1、新型コロナウイルス支援策について。

(1) マスクの配布に、町民より感謝の声をたくさんいただきました。マスクについては、2月下旬より町内外どこでも完売の状況が続き、町民より「どこに買い行っても買えなくて困った」、「どこに行ったら買うことできるのか」、「浪江町ではマスクの備蓄はないのか」など、たくさんの声をいただきましたので、今回の配布により、町に戻れなくても困っていることに対して支援してくれたこと、気にかけてくれているという気持ち、このようなことが「どこにいても浪江町民」とおっしゃっている町長の言葉が伝わっていると思います。現在は緊急事態宣言が全面解除されました。しかし、引き続きマスクの着用、手洗いや消毒の徹底、3密を避ける、不要不急の外出はしないなどの対策が重要とされています。

このような状況の中、町の感染拡大防止に対する取組と支援策についての現状を伺います。また、新たな支援策を伺います。

次に、2、町民同士の絆を維持する取組についてです。

(1) 復興コミュニティ事業は、震災からの復興の実現を図るため、町民相互のコミュニティの維持・形成や、まちづくりを推進する事業を実施する団体に補助金を交付する事業だと思います。この事業により、町民からは「久しぶりに誰々に会えた」、「やっぱり浪江町の人と会うと元気になれる」など、うれしい声が聞こえていました。今年も計画を立てていて、補助金を申請しようと考えていた団体や交流会などについて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1次募集の申請受付を中止しましたが、今後どのような形で

事業を行っていくのか伺います。

(2) 令和2年4月30日現在、福島県内避難者数約1万4,000人、福島県外避難者数約6,000人、うち約1,300人が町内かと思います。このように、町民がばらばらのところに避難している状況で絆を維持する取組として、町はどのような取組をしているのか伺います。

続きまして、3、中心市街地の再生についてです。

(1) 避難解除区域では、家屋解体の受付が平成30年3月末に終了しましたが、最終的な解体戸数を伺います。また、解体により更地となった土地について、町はどのような考えを持っているのか伺います。

(2) 町全体、震災後、整備や改良ができていない道路が多いことは町も把握しているかと思いますが、まずは中心市街地の再生に伴い、道路も整備や改良が必要かと思いますが、町はどのような考えか伺います。

(3) 中心市街地の再生や商工業の振興、あるいは魅力ある商店街の形成といった大きな課題の解決に、商工業者との連携が大変重要かと私は思います。そこで、浪江町商工会との連携・協議はどのように行われているのか、要望やその解決策や結論を得るためにどのようなやり取りを行っているのか伺います。

(4) 町長がおっしゃっている「町の顔」である浪江駅前や新町通りなどの中心市街地の再生についてです。町は平成28年度に、浪江町中心市街地の再生には町に多くの人が集まるようになることが大切であり、人々が快適に暮らし、商業機能が活性化され、にぎわいを回復することが求められます。このためには、ふるさと浪江が受け継いできたものを生かし、未来へとつないでいくことも大切です。このような考えに基づき、浪江町中心市街地再生計画における基本理念を「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」と決めました。その後、駅の西側への通行を可能にするなど、JR浪江駅の整備は実施計画が策定されましたが、駅周辺の再生や権現堂地区全体の再生計画について、どのような計画になっているのか伺います。

4、国際教育研究拠点施設の誘致についてです。

(1) 復興庁は、令和元年7月に、福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議をスタートさせました。浪江町にある福島水素エネルギー研究フィールドとの関係性を生かし、産学官連携による研究者や技術者を育成し、その人材が長期にわたりこの地域の復興をリードする姿をつくらなければならないと思いますが、町はどう考えているのか伺います。

(2) 国際教育研究拠点に関する有識者会議では、国際教育研究拠点は研究者やその家族等を受け入れられる生活環境・インフラを備える研究タウンをコンパクトに整備し、そこに多くの人が集まることにより、さらに生活環境・インフラが拡大していくという好循環を目指すべきとしています。浜通り地方のほとんどの自治体がこれの誘致を目指していると聞き及んでいますが、町の取組はどう進んでいるのか伺います。

(3) 国際教育研究拠点を誘致できれば、浪江町のまちづくり計画とともに、若手の研究者や女性研究者が家族とともに積極的に活躍できる浪江町、最先端技術に毎日の生活の中で触れることができ、若者だけでなく高齢者にも優しい先端モデルの浪江町、地元の教育研究、スポーツ、芸術、歴史、自然環境等を融合させた豊かな文化醸成の浪江町、こうした社会の実現が可能となります。

J R 浪江駅前を中心に権現堂地区の再生を図るためには、国際教育研究拠点の誘致は欠かせないものであると私はと思いますが、誘致に当たり、町の考え方を伺います。

続きまして、5、ICT教育の取組についてです。

(1) ICTとは、情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。つまり、ICTは情報伝達することを重視し、教育や医療、農業など、多くの分野における技術の活用方法、またはその方法論といったものを指します。

学習指導要領の改定に伴い、ICTを活用した授業を積極的に実現しようといった声が上がっています。新しい学習指導要領では、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と記載されています。なみえ創成小中学校では、学習指導要領に沿って授業を行っているわけではありますが、ICT教育について、町はどう考えどう取り組んでいくのか伺います。

6、文化財の保存や展示についてです。

(1) 町内の各学校には、歴史・伝統などを物語るような学校の沿革に関する資料や寄贈美術品などがあり、これら重要なものが手つかずのままになっているものもあるかと思えます。今後どのように取り扱うのか伺います。

(2) 解除区域では、家屋解体が進む中、古文書、道具類など、後生に残しておきたかった文化財などについて、失ったものもあると聞いております。残念ながら、失われてしまったものは取り戻せないとしても、今現在残されている古文書など、浪江町の歴史・伝統として継承できるものは町で取り扱うべきだと思います。町は、古

文書、道具類、絵画等の保護・保全活動について、現在どのような取組をしているのか伺います。

（３）「失われた街」模型復元プロジェクトは、東日本大震災直後から立ち上がったプロジェクトで、国立神戸大学の槻橋教授研究室が企画し、津波で流された太平洋側の様々な港町を500分の1の縮尺した建築用模型で再現したものです。これまで、二本松市や仙台市、横浜市などで展示会を行っていて、たくさん感動の声をいただいているそうです。

私も模型を拝見しました。忘れかけていた震災前の浪江町の風景を思い出すことができました。立体的な空間が言葉では表せないほどの感動でした。それと、作成する際、地区の住民をお呼びし、地区の思い出話などを模型上に表してあります。模型だからこそ伝わる感動と心に残っている記憶の町を人の手で作り上げたもので、この世に同じものは存在しないです。この模型を見ることで震災前の浪江町を思い出すことができます。

ぜひ、後世に引き継ぐべきと思いますし、このような作品を浪江町に展示すべきと私はと思いますが、町としてはどう考えているのか伺います。

7、棚塩地区における「酪農復興牧場」の計画についてです。

（１）昨年12月に、全員協議会にて、福島県酪農業協同組合より事業内容の説明を受けました。その後、1月には福島市の株式会社フェリスラテを視察しておりますが、計画の進捗状況を伺います。

（２）本計画はイノベーション・コースト構想に合致しているのか伺います。

（３）牧場について、汚水の処理、肥料などの臭い、ハエが増える、鳴き声がうるさいなど、様々な問題があるのではないかと心配と不安の声が上がっています。このような水処理や臭い、鳴き声の問題、周辺住民との合意形成などの課題をどう解決するのか伺います。

8、町政懇談会について。

（１）昨年10月20日から11月20日まで、県内外7か所で町政懇談会が開催されました。昨年12月の質問で、参加人数が少なかったのは、町の復興状況をお知らせすることと、それに対する意見を頂くことが主な目的で、町民の皆様の生活に直ちに影響を及ぼすようなテーマではなかったものと捉えている。そのため参加したいという動機が高まらなかったのではないかとこの考えと、定期的な開催については検討させていただきたいとの解答でした。今年度、町政懇談会の開催を計画しているのか伺います。

(2)「町のこし」、「持続可能なまちづくり」などを考える上で、町民との懇談会は必要不可欠と思いますが、町はどのように思っているのか伺います。

以上、8項目質問します。答弁によっては再質問します。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） それでは、まず私から、4番の国際教育研究拠点の誘致についての項目についてお答えをいたします。

(1)から(3)までございますが、一括して関連性がございますので、お答えをさせていただきます。

まず、国際教育研究拠点は、福島イノベーション・コースト構想を更に加速し、産学官連携による魅力ある浜通り地域を創出するためには、様々な分野の研究者や技術者を育成し、輩出された人材が長期にわたり浜通り地域の復興をリードしていくことが重要であり、そのための中核的な拠点として整備が検討されているものであります。

有識者会議の最終とりまとめ案には、研究者や大学院生、管理運営スタッフ等、拠点の人員として約600人、産学官連携による地域への関連雇用波及効果で約5,000人と、規模のイメージが示されております。

誘致につきましては、4月14日に双葉地方町村会長から復興大臣宛てに双葉地方への整備を要望しており、当町への誘致が実現すれば、中心市街地の再生はもちろんのこと、町全体においても大きな推進力になるものと期待されております。

6月8日、昨日有識者会議が開催され、最終取りまとめの案が明示されましたので、その内容を精査し、本町への誘致に向けて最大限の努力を重ねてまいります。

その他の項目につきましては、担当課より答弁をいたさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 感染症拡大防止に対する取組と支援策についての現状についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に対する取組については、町民の皆様が感染症に対する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めていただくために、関連する情報を町ホームページ、広報なみえ等の媒体を使いお知らせしてまいりました。さらに、町内においては防災行政無線とポスティングにより注意喚起を行っております。

また、支援策としましては、予防対策として、関係課を通して、

町内事業所や高齢者施設にマスクを4月中に配布するとともに、5月21日には全世帯に10枚ずつ、マスクを発送しました。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 続きまして、新型コロナウイルスの取組の経済的な部分についてお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関連した支援策につきまして、コロナウイルス感染拡大を防止する「緊急時対応段階」、そしてその後の生活や事業の継続と経済活動の回復を図る「継続・回復段階」、それぞれの段階に応じた取組が求められるものと考えております。

具体的な取組につきましては、特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金のほか、今般創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、浪江町独自の取組を実施してまいります。

まず、緊急時対応段階の取組としまして、マスクの購入・配布事業を実施中です。また浪江診療所における臨時の待合室の設置を予定しております。

また、緊急時対応段階から、その後の事業等の継続・経済回復段階に係る取組としましては、生活支援を目的として、上下水道料金の減免、事業者の支援として、光熱水費補助・食料品調達支援補助など、今年度当初から進めてきた事業者支援の充実を図るほか、地場産品利用促進事業補助、新しい事業スタイル支援事業補助、特別資金信用保証料への補助など、新たな支援策も実施予定でございます。

さらには、学校におけるオンライン学習に必要な機器の購入、万が一災害が発生した場合の避難所における感染対策として、避難所で使用する間仕切り等の購入など、幅広い取組を実施してまいります。

なお、これらの施策に関する予算でございますが、当初予算等で既に予算化されているもののほか、本定例会に上程する補正予算において計上させていただき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約1億500万円に町単独費等を加え、総額約2億6,000万円規模で事業を実施してまいります。

次に、2番、町民同士の絆を維持する取組の（1）復興コミュニティの件についてお答え申し上げます。

復興コミュニティ事業は、町民相互のコミュニティの維持・形成を目的としており、事業の性質上、人が集まる取組とならざるを得ないものであることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のた

め、申請受付を中止してございます。

今後につきましては、感染の状況や国・県の方針等により、適宜見直しを行います。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 絆を維持する取組についてお答え申し上げます。

先ほどご指摘のありました復興コミュニティ事業の受付中止など、現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止している部分もありますが、通常であれば、コミュニティ活動等に対する補助金の交付や、復興支援員事業による交流会の実施、交流館の管理・運営など、町民間における交流活動の促進を目的とした取組を行っているところであります。

また、町民間での情報共有の手段や情報交流の場としまして、広報なみえによります「浪江のこころ通信」、タブレット、スマートフォン等を利用した「なみえ新聞アプリ」や「つながっぺアプリ」を運用しているところでございまして、これらの運用による情報の発信、交流を通じまして、絆の維持が図られているところであります。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、3番、中心市街地の再生についてのご質問にお答えいたします。

（1）家屋解体の受付が終了しましたが、最終的な戸数を伺いますにつきましては、避難指示解除区域の最終的な家屋解体の申請件数は3,984件となっております。

次に、町内の解体により更地になった土地についての考え方につきましてお答えいたします。

こちらにつきましては、所有者の意向に基づき活用され则认为しております。

なお、中心市街地につきましては、今年度、中心市街地整備事業として、駅前周辺の整備の在り方等を検討していくこととしておりますので、今後土地利用についても、併せて検討していきます。

続きまして、（2）中心市街地の再生に伴い、道路の整備や改良が必要と思いますが、どのような考えかの質問にお答えいたします。

駅周辺整備の具体的な土地利用方針につきましては、今年度検討してまいりますので、当該区域の道路が狭隘な区間や改良が必要な箇所につきましては、この整備と併せて検討したいと考えております。

続いて、（3）浪江町商工会との連携・協議はどのように行われ

ているのかについてお答えをいたします。

駅周辺整備につきましては、主に居住機能や商業機能などを有した整備を目指しております。その中で、特に商業機能につきましては、商工会をはじめとした商業事業者の皆様のご理解・ご協力が不可欠でございますので、商工会の役員会等でその都度情報の共有を図っていき、検討していきたいと考えております。

続きまして、（４）駅周辺や権現堂地区全体の再生について、どのような計画になっているのかについてお答えをいたします。

今年度において、福島再生加速化交付金の一団地復興再生拠点市街地形成施設事業として採択をいただきましたことから、当該財源を活用しながら、駅前周辺整備の方向性を定めてまいりたいと考えております。

なお、中心市街地全体は約160ヘクタールと広大な区域でありますことから、まずは駅前周辺地区を先導整備エリアと位置づけ、その効果を周辺地区に波及させるという考え方により検討を進めることが必要であると考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） ICT教育についてのご質問にお答えいたします。

ICT機器の活用は、学習活動の充実とともに、新しい学習指導要領において、学習の基盤となる資質・能力の一つとして初めて位置づけられている情報活用能力、この育成についても非常に有効であると考えております。

これまでのICT活用に加え、今後は一人一人がタブレット等を使用できる環境を整えるとともに、学校間の交流ですとか、学校と家庭を結んで学習支援等を行うなどの取組も含め、ICTを活用した教育活動を一層推進してまいりたいと考えております。

また、今日、インターネット使用による被害も増加していることから、その危険性も含めまして、インターネットの適切な使用についても児童生徒の発達段階に応じた指導が進められるよう学校を支援してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 6、文化財の保存や展示についての（１）

町内の各学校にある歴史・伝統などを物語るような学校の沿革に関する資料や寄贈美術品などについて、今後どのような取扱いを行うのかのご質問についてお答えいたします。

町内の学校ごとの保存物品につきましては、原発事故による臨時

休業となって以降、各校の学校長が整理を行い、「浪江町立小・中学校の姿や教育活動を今後に伝えるためのリスト」として、「各学校の沿革に関わる資料」、それから「寄贈美術品」、そして「特色ある教育活動に関わる資料」等、6つの分類ごとにリスト化したところでございます。

今後の取扱いにつきましては、まずはしっかりと保存していけるよう、今年度予算化しました地域資料等収蔵施設調査検討業務において、望ましい保存環境について調査・検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、(2)町内の家屋などに残されている古文書、道具類、絵画等の保護、保全活動について、現在どのような取組をしているのかについてのご質問にお答えいたします。

これまで、町で実施してきた保護・保全活動につきましては、原発事故後の全町避難指示以降、津波被災地域からの回収、各地区集会所等に残された行政区の文書資料、そして地区ごとの民族芸能用具等の持ち出し、寄託を受けての保管等を実施してきたところでございます。

これらにつきましては、現在も継続して取り組んでいるところでございます。住民、行政区、そして保存会等から受ける様々な相談内容についてケースごとに対応しているところで、直近の実績では、蔵書等の図書資料や民具、そして石器等の寄贈についての状態や重複等、内容を確認した上で受入れを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） (3)「失われた街」模型復元プロジェクトについてのご質問にお答え申し上げます。

議員からおただしのありました請戸、権現堂、大堀地区の模型につきましては、現在のところ、町の施設として、常時展示できる十分な広さの施設がなく、対応が困難であると考えております。

しかしながら、震災前の町の姿を残す一つの資料であると考えますので、今後町として、展示や利用など、有効活用を検討していきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 7番、棚塩地区における「酪農復興牧場」計画の進捗状況についてのご質問にお答えします。

町の農業復興拠点として計画しております大規模畜産施設、いわゆる「酪農復興牧場」については、国・県と協議を進めております。

町が計画している施設の目的、規模、導入設備、運営計画についてのヒアリングを重ねており、事業計画について、おおむね理解が得られていると考えています。

また、地域住民や漁業協同組合への説明会を開催いたしました。棚塩地区については、希望者を対象に同種の施設見学会を実施するなど、計画への理解をいただく取組を進めております。

次に、この事業がイノベーション・コースト構想に合致しているかについてのご質問にお答えいたします。

福島イノベーション・コースト構想とは、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトです。

対象地域は、相双地域といわき市、田村市、川俣町の15市町村全体となっております。構想は廃炉、ロボット・ドローン等、6つの主要プロジェクトからなり、そのうちの1つに、ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生が位置づけられております。またその実現に向けた基盤整備として、産業集積、教育・人材育成、交流人口の拡大、情報発信、生活環境整備に取り組むとされています。

このたび、棚塩地区に計画しております大規模畜産施設は、ロボットや情報通信技術、バイオガス発電などの先端技術を活用し、効率化、省力化を図る施設となっております。全国的に担い手が急激に減少している状況で、酪農業の新たなモデルを実現するものと考えております。

また、運営上、おがくずやもみ殻を大量に必要とするため、棚塩産業団地の木材製品生産拠点施設や、今後整備されるカントリーエレベーターとの連携が可能となります。この施設で生産される良質な堆肥は、除染等で地力が低下した農地に供給されることにより、地力の回復につながります。そして、その農地で生産された飼料作物が牧場に供給されるといった、多くの方々が関わる循環型社会への先駆けとなる拠点として期待しております。

もう一つの大きな機能として、研究・研修機能があります。その規模は研究・研修機能を備えた牧場としては世界一となるため、企業・研究機関との人的交流が生まれるとともに、福島大学をはじめとした学生、新規就農希望者が滞在する施設となります。

加えて、全国酪農業協同組合連合会によりますと、現在、矢吹町にある酪農技術研究所を牧場の近傍に移転する計画を持っており、約20人の従業員が勤務する計画であると説明を受けています。

これらの点から、この施設は福島イノベーション・コースト構想

に合致し、地域の新たな産業基盤の構築につながるものと考えております。

次に、水処理、臭い、鳴き声、周辺住民への合意形成への対応についてお答えいたします。

排水や臭いに関しては、日本ではほかに類を見ないレベルの設備による高度処理により法的基準をクリアするとともに、定期的な測定を実施します。

まず、臭いに関しましては、二重床により下の層に落ちたふん尿の定期的なかき出しを機械的に行います。そして、次の工程となるバイオガスプラントへポンプ圧送し、そこからは密閉処理となり、ほとんど臭気を発生しない仕組みを構築します。さらには第三者機関の臭気判定士により敷地内外の臭気を定期的に指数判定が可能とのことです、実施に向け検討を進めます。

一方、鳴き声に関しましては、適切な量の餌や餌寄せロボットを活用するなどして空腹にならない管理をすることにより、鳴き声はほぼなくすることができるということです。福島市にある同種の施設型牧場であるフェリスラテを視察した際、鳴き声についてはほとんど抑えられていることを確認しております。

また、施設の周辺に森林を一定の幅で残すことにより、居住エリアからの景観が大きく変化することや、海からの風の影響が大きくなるよう配慮いたします。

これらの対策により、周辺住民の生活環境に影響が生じないように最大限対応することとしておりますが、一方で、地域の一部の皆様から環境への影響について不安の声が寄せられておりますので、その不安の払拭と事業の目的についてご理解いただけるよう、丁寧な説明を行ってまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 8番の町政懇談会について。（1）今年度「町政懇談会」の開催を計画しているかについてお答えいたします。

今年度は、町政懇談会の開催は計画してございませんが、町長をはじめ、各課におきまして、形式にとらわれず、様々な場面におきまして、町政への理解を深める活動を実施していくことは、これまで同様に今後も実施してまいりたいと考えてございます。

（2）「町のこし」、「持続可能なまちづくり」などを考える上で町政懇談会は必要不可欠と思いますが、どのように思っているかについてお答えいたします。

町政懇談会という形での懇談の場は、今年度は設けませんが、大字総会や自治会総会など、形式にとらわれず、様々な場面におきまして、町長をはじめ、町職員が出向きまして、町民の皆さんとの懇談を行いまして、意見をお伺いし、それらの意見を町政に反映していくことは可能であると考えてございますので、要請があれば積極的に参加してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問。

2番、石井悠子君。

○2番（石井悠子君） 再質問させていただきます。

まず、1番、新型コロナウイルス支援策についてです。

（1）今後も不透明な状況ですので、本当に必要なときにマスクの配布ができるようにしてほしいです。それと、役場機能の維持に努めている職員全員のマスクの確保も大切だと私は思います。今回のことを踏まえて、マスクなどの備蓄の確保を考えているのか伺います。

（2）子育て世代に対する支援についてです。

ある町では、小中学校の休校に伴う家庭での食費負担増の軽減を図るため、食費応援給付金を支給。それから、ある市では提案予定となっているようですが、感染予防で生活上の負担が懸念される妊産婦さんに対し10万円の支給や、4月28日以降に生まれた子供とそれ以前に生まれた子供は、同じ学年なのに差があるのはどうかと考えたことから、独自の支援金10万円支給など、町独自の支援策が聞こえてきます。浪江町は子育て世帯に限らず独自の支援策を考えているのか伺います。

2番、町民同士の絆を維持する取組についてです。

その中の（1）交流復興コミュニティ事業についてですけれども、団体ではなく、例えば、少人数で予防策をした上での交流の開催が可能かどうかを伺います。形を変えてできるかどうかを伺います。

それと、（2）維持する方法の一つとして、タブレットやスマートフォンなどの各種アプリを活用した方法が挙げられていますが、各種アプリをどれだけの町民が利用しているかなど、利用状況を町は把握できているのか伺います。

次、絆づくりの取組は了解したのですが、これまでに町内外で孤独死などが2件ほど出たと思います。その中で、絆づくりというところとか、絆をつくるとか安否確認とか、そういうことを考えることがあるかどうか伺います。

3、中心市街地の再生について。

(1) 全体の戸数が分かりました。そのうち中心市街地の解体戸数を伺います。

次、中心市街地の再生について、早く方向性と計画をつくらないと、中市街地の地権者の方々が決断できないと思いますし、町に土地を寄附したいという声もありましたが、気持ちが変わることもあります。中心市街地の再生には人が集まることが大切との考えがある上で、4で質問した国際教育拠点の誘致については、先ほどの繰り返しになりますが、研究者やその家族等を受け入れる生活環境、インフラを整える研究タウンをコンパクトに整備し、そこに多くの人が集まることにより、さらに生活環境、インフラが拡大していくという好循環を目指すべきとしている考えと合致していると思います。

ほかに計画がなければ、誘致する準備をしてほしいと思いましたが、先ほど町長から進めているという話を伺ったので、先は明るいと思います。もし誘致ができなければ、ほかに人が集まる計画を考えているのか伺います。

次、商工会との関わりについてです。去年の私の質問で、平成29年検討委員会に、町民の代表などに委員として参加していただき、県内3か所で住民懇談会を開催し、様々な意見を計画に反映しているとのことでしたが、1年たっても具体的な整備計画を策定していないというのはどういうことなのか伺います。

6、文化財保存や展示についてです。

(1) 請戸小学校以外の町立小学校の解体が決まりました。先ほど保存するとのことでしたが、今後どこに保管・保存するのかまず伺います。

町を出なくて出たわけではない町民が、後世に引き継ぎたい歴史、伝統があるかと思います。その気持ちを理解してほしいことと、町民からは、浪江小学校を解体せずに、展示資料館とするのはどうかなどの声も上がっていました。解体するのであれば、ほかに展示場や資料館などを建てる計画があるか伺います。

次、6月の広報紙で、「町立の小中学校の校舎は今年度限りで見納めとなる可能性があります。町では閉校に伴う学校の歴史残しについて検討するとともに、長きにわたり地域と一緒に歩んできた学校に関する催しの開催を予定しています」と掲載されています。このような機会に、ぜひいろいろな資料や模型の展示をすべきと私は考えますが、町はどう考えているか伺います。

続きまして、7番、棚塩地区における酪農復興牧場計画についてです。

(1) 震災から、町外での避難生活を余儀なくされて、ようやく解除になり、自宅に戻ることができた方から反対意見が出されているのであれば、周辺住民や反対者が納得できるよう説明し、帰還したことを後悔させないようにしてほしいです。町は、納得できるまで説明責任を果たしていくのか伺います。

続きまして、(2) 臭いや鳴き声については大丈夫といっても、環境によって、生き物ですので何が起きるか予測できないのではないかと思います。苦情など、様々な問題に対し、責任は誰が持つのか伺います。

8、町政懇談会について。

今年度は計画なしとおっしゃっていましたが、震災より10年目を迎えます。大きなテーマだと私は思います。コロナウイルスで参加者とか様式などを変えなくてはならないので大変かと思いますが、町長の町民に対する思いや今後の方針についてなど、懇談会を開催することで、直接会って話ができる機会ではないかと思いますし、「町のこし」、「持続可能なまちづくり」には、町民の声を反映することが大事かと思います。町はどのように思っているのか伺います。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

町長。

○町長（吉田数博君） それでは、まず私から国際教育研究拠点について答弁をさせていただきます。

昨日、6月8日に有識者会議の最終報告が政府に提出されました。前段として、6月6日に令和2年度の福島12市町村の将来像の実現のための会議がございまして、その中で、調査事業を行うということが示されました。その中で、年内に教育拠点の政府の成案を得るために調査を行うということでございました。内容につきましては、拠点開設に向けた具体的な整備手法、あるいは組織・人員規模、施設の規模、予算規模、立地場所等に関する調査、それから開設までの具体的な工程の作成も含まれているようでございます。

そういった中で、昨日の会議の中では、規模感としてはまだ正式な報告がございませんので、報道によれば、運営費として100億程度、場所については避難解除地域と、それから拠点は集約型によって行うということでございますので、中心市街地を含めた町の復興への課程の中で、これほど大きな推進力を持った事業はないと思いますので、しっかりと取り組んでまいりたいと。

ただ、一番懸念されているのが、誘致合戦が過熱しないようにという県の考えがあるように聞いておりますので、しっかりと調整し

ながら、ルールにのっとってやっていきたいと思います。

以上です。

その他については、担当課から説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 新型コロナウイルス支援策についてお答えいたします。

マスクについての質問にお答えいたします。現在マスクについては、自然災害発生時の避難所用、そして職員用として備蓄を進めております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 復興コミュニティ事業についてお答えいたします。

今後、コロナウイルスの第2波、第3波などが懸念されている状況ではございますが、国・県の状況等を踏まえまして、適宜判断してまいりたいと考えているところでございます。

それから、タブレットの利用状況についてでございますが、毎月1回以上起動している人についてカウントしているところでございまして、利用状況としては約半数の人が利用しているという状況をつかんでいるところでございます。

それから、安否確認に使えるかというご質問でございますが、使い方次第ではいろんな通信機能がございますので、そうした使い方は可能かと思えます。それ専用のアプリケーションが入っているというわけではございませんが、入っている通信ソフトを使って応用していただければというふうに考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） コロナウイルス感染症に関わる子育て世帯への独自支援策についてでございます。

先ほど、行政報告の中で、これは独自支援策ではございませんけれども、国の緊急経済対策として行われる子育て世帯への臨時特別給付金ということで、児童手当の支給世帯に対して1万円を支援するというような形を取らせていただいております。

また、例えばコロナウイルス感染症に関わる対応として、臨時休業だったりとか、こども園の休園などによって、会社を休んで子供を預からなくちゃいけないという状況にならないように、できるだけそういった世帯の方に配慮して、ご希望を聞きながら受入れをするといった対応をしているところでございます。

今後の独自支援策につきましては、今後の国の動向だったり、近

隣市町村を見ながら研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、まず中心市街地の解体件数についてお答えいたします。

まず、中心市街地の範囲については、平成29年3月策定の中心市街地再生計画で、大字権現堂を中心としました東は国道6号、北は請戸川、西は町道南宮上内田線、南は高瀬川に囲まれた区域を対象範囲としております。この範囲について、本年5月、実態調査をいたしまして、震災前の棟数は1,683棟ありまして、このうち解体予定も含めた解体数は919棟となっております。

続きまして、早く方向性を示してと、併せまして具体的な整備計画があるかということにつきましては、昨年度は課長補佐級を中心に、こういった施設が必要かということの洗い出しを行っておりまして、本年度におきましては、それを基に実際にこういった施設が必要なのか、配置すべきなのかということについての検討を課長級の会議をもちまして、検討する予定となっております。

ただ、教育拠点も含めてということなのですが、教育拠点はまだ方向性も決まっておりませんので、そちらはそちら、中心市街地は中心市街地ということで、独自に進めさせていただきたいと思っております。

商工会との関わりですが、先ほどの答弁の中で、商工会の役員会との関わりということでありましたが、本当に商工業者の方に入ってもらえるような施設が、どのような規模でどのような形で必要なのかということも踏まえて、ただの情報共有だけではなくて、いろいろな検討、助言等をいただきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 文化財の個人所有の美術品などについての保存・保管をどこにするのかについてでございますけれども、先ほど答弁させていただいた地域資料等収蔵施設調査検討業務でございますけれども、まずは今年度予算化をいたしまして、そのお預かりしている寄贈品、それから寄託品などについて、劣悪な環境の中で保存するということは望ましくないということで、まずはしっかりと保存すべきものをどこに保存するか、今年度において調査を行っていくというような中身になっております。

特に、以前から個別の対応をさせていただいておりまして、気持ちを理解してほしいというところでございますけれども、そういっ

た話をいただいた際には、できるだけ個人のお話を聞かせていただきながら、対応に取り組んでいるというところでございます。

それから、具体的に資料館を建てるのかというような話もございましたけれども、あくまでも現在検討中ということで、そういう結果が出るかどうかは、この調査によって決まっていくのかなという感じしております。

それから、その次の学校に関わる歴史の関係で、先ほど展示の話がございましたけれども、最後の催し物を実施する際に、そういったものを展示してみてもどうかという話でございますけれども、そういったことも踏まえて、現在様々な方向性で検討を行っているところでございます。懸念しているところは、コロナウイルス感染症の関係で様々なイベントが中止になっているということで、実施できるかどうかまで、なかなか言及できないところにあるというところでございます。できるだけ皆様に、最後にそういった機会を設けて見ていただければと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 酪農復興牧場の説明責任をどう果たすかについてお答えいたします。

町へのご意見をいただいた方の中で、生活環境への不安があるという意見のある方に対し、これまで説明会に参加されていなかった方もいらっしゃると思いますので、個別に説明させていただきたいと考えております。また地区役員と相談の上、必要に応じて説明会を再度開催するなど、説明責任を果たしてまいります。

次に、苦情への対応についてお答えいたします。

施設の設置及び存続する間、地元、町、運営者の3者による話し合いの場を設置し、牧場の建設や運営に関する情報や課題、苦情への対応について、常に話し合いの場が持てるように努めていく考えです。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 町政懇談会の件についてお答えいたします。

議員おただしの町長の町民への思いですとか、町長が直接会って話すということは、非常に大切だろうというふうに考えているところでございます。町政懇談会という形式にとらわれずに、様々な場面で参加してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、石井悠子君。再々質問です。

○2番（石井悠子君） 3番の中心市街地の再生についてですけれども、具体的に再生計画をいつまでに、目標でもいいんですけれども、町

民にはいつまでに示すのか伺います。誘致は置いておいたとしても。

もう一つ、6番の文化財の保存や展示についてなんですけれども、町が基本方針、復興計画の柱に、先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐふるさと浪江を再生するとなっているんですけれども、具体的には、先人から何を受け継ぎ、次世代に何を引き継ぐのかなどを考えているのか伺います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、計画の目標についての説明をいつまでにということですが、本年度の事業の目標としましては、まず上半期で町なか居住の在り方の検討とか、商業機能、業務機能の在り方検討ということで、調査検討業務を土地利用計画方針の整理をして、まず素案の策定を第2四半期までを目標としております。それを基にしまして、様々な調査を行いまして、本当に何が必要かということで検討して、事業計画素案の策定ということになりますので、あと、方針につきましては、今後この事業計画素案の策定後に都市計画の決定等もありますので、この時点が主立った具体的な整備計画の方向の決定かと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 文化財の復興計画の、先人からのくだりの部分でございますけれども、非常に広い範囲の中身になると思いますが、この質問の文化財のところに限れば、様々な歴史的な資料であったりとか、物品であったりとか、そういったものを保存、保管しながら引き継いでいくのが当課の役目なのかなと感じているところでございます。

あるいは、請戸小学校を震災遺構として残す取組につきましても、その一環と考えておりまして、そういったところで地域的な歴史の部分を引き継いでいたり、そういったことをしていくような形と当課では考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で2番、石井悠子君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、10時50分まで休憩します。

（午前10時29分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前 10 時 50 分)

◇ 紺 野 則 夫 君

○議長（佐々木恵寿君） 6 番、紺野則夫君の質問を許可します。

〔6 番 紺野則夫君登壇〕

○6 番（紺野則夫君） 6 番、紺野則夫でございます。

議員にさせていただきまして、3 年が経過いたしました。初めて一般質問をさせていただきますけれども、背中には初心者マークを貼りながらの質問でございますので、分かりやすく丁寧に、しかも明快な答弁をよろしくお願い申し上げ、通告いたしましたとおり質問に入らせていただきます。

質問の第 1 は、医療費の無料化の継続についてであります。

全町避難から 9 年が経過いたしました。一部避難解除はされたものの、多くの町民は町外に避難したままであります。平成 23 年 3 月 11 日に発生した大地震、巨大津波、原発事故は、尊い命と今まで築き上げてきた家屋・田畑、日々の暮らしまでも、浪江町から何もかも奪ってしまいました。そして、この世界に類のない原発事故の惨劇により、死の恐怖と明日をも知れない避難に対する不安が交錯する中で、お互いを励まし、「生」を求めてさまよいました。被曝に対する恐怖心はいまだ心に残り、健康不安が常に付きまとっていることは言うまでもありません。医療費の無料化は、明日への命をつなぎ、生きるための担保と考えておりますが、町長は医療費無料化をどのように捉えているのかお伺いいたします。

国は、復興の終息が見えないことから、復興庁の存続を 10 年間延長し、20 年としたということは、当町はもちろんのこと、被災に遭った全ての市町村にとって喜ばしいことであります。しかしながら、国は発災から 10 年を一つの区切りとして、今後の医療費の無料措置に対する財源措置は難しいものとなっているのは確かであります。当町の現状はというと、長期化する避難生活が孤独死を生み、家族崩壊を招き、生活困窮者が著しく増加している現状であることは言うまでもありません。

町は、平成 24 年 6 月 7 日、避難町民の医療費に対する経済的不安の解消を求め、恒久的医療費無料化、原爆被爆者手帳と同等の法整備を求めた要望書を、国に対し提出した経過がありますが、その後の医療費無料化について、町は国に対し、要望・要求をどのような形で行ってきたのかお伺いいたします。

避難から 9 年が経過しましたが、ほとんどの町民は、経済的不安、健康不安を抱えながらの生活であり、今を生きることが精いっぱい

の状況にあることは確かであります。今後ますます生活困窮が予測され、医療費の負担が生活に重くのしかかってくるのは明白であります。

また、震災前、いわゆる原発事故前の当町における年間の死亡者数は250人前後でございました。避難後9年が経過しましたが、避難後においても、年間250人前後でほとんど増減はありません。この事象は、いつでもどこでも安心して医療が受けられること、すなわち無料化に支えられた健康管理ができているということでもあります。無料化が途絶えてしまった場合、医療費が負担となり、医療機関が遠のいてしまい、死者数は増加の一途をたどるのではないかと危惧するところでございます。

国は、原発事故の加害者として、被害者である浪江町民に対し、恒久的に医療費の無料化を継続することが責務であると私は考えますが、今後町として、具体的にどのような方法で国に対し医療費無料化の継続を求めていくのかお伺いいたします。

第2に、安全安心の医療体制の構築についてであります。

今、町内にある医療機関は、浪江診療所のみであり、町民ばかりでなく、町外からの移住者、町内で働く人たちの生命を守るための唯一の医療機関であり、その果たす役割は非常に大きなものとなっております。しかしながら、現在1次医療の提供、つまり外来診療のみであり、安全安心な施設とは言いがたいものであることは否めない事実であります。

町の復興を推進するためには、そして移住定住を促進するためには、安心できる充実した医療機関が必要不可欠なものとなっております。そこで、町の将来を見据え、新たに入院患者を受け入れることを目指した2次医療施設を整備する考えがあるのかお伺いいたします。

また、医療機関は町の要であり、町民が安心して暮らせる唯一の社会基盤であります。そこで、今ある診療所であっても、入院病床を置くことができるものとなっていることは周知しているものとして、今の診療所を入院可能な施設に拡大する考えがあるのかお伺いいたします。

次に、医療体制の強化についてであります。

今の浪江診療所の医療体制では、到底入院患者を受け入れることができない状況であることは十分承知しております。現状の体制維持にとどまることなく、将来に向けた安全安心の町を目指すこと、町民の生命財産を守ることが町の責務と考えております。町営で運営すべきか、はたまた民間に委託すべきかなどを踏まえ、将来に向

けた医療体制はどうあるべきか模索する必要があると考えます。町は、今後どのように医療体制強化を図っていくのかお答えください。

以上で1回目の質問は終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） では、私よりお答えをさせていただきます。

紺野議員は、経歴からをもって医療行政に精通されている方でいらっしゃると思いますので、現状の詳細についてはご存じだと思いますけれども、あえて質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

医療費無料化についてどのように捉えているかの件でございますが、避難生活も10年目となる中、医療費無料化の継続は必要不可欠なものであり、生命をつなぎ生きるための文字どおり「命のパスポート」として認識をしております。

国民健康保険の医療費については、被保険者1人当たりの医療費が増加傾向となっており、医療費無料化が終了となりますと、一部負担金が家計への大きな負担となり、医療機関での受診を控える可能性もあり、生活習慣病等が悪化することが懸念されますので、医療費無料化は継続すべきものと考えております。

続いて、医療費無料化の町の対応でございますが、町はこれまで、医療費無料化について、長期化する町民の避難生活の状況を踏まえ、原子力災害対策本部長や復興大臣宛てに、町と議会の連名などによって、継続するよう要望を重ねてまいりました。

また、町単独の要望とは別に、双葉地方町村会の一員として、「双葉地方の復興・創生に向けた提案・要望」を国に提出しており、医療費無料化についても、国に特別の財政支援を継続するよう求めています。

今後も国への要望については、案件の重要性に鑑み、同様の環境の自治体と同一歩調の中、諸課題に総力を挙げて取り組み、復興・再生に向けて、さらなる要望を続けてまいります。

3番目の医療費無料化の継続の具体化をどのように求めているのかということでございますが、令和元年12月20日に閣議決定された復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針では、「医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置については被保険者間の公平性の観点から適切な見直しを行う」とされておりますので、今後は厳しい場面も想定されると認識をしております。

しかし、田中復興大臣は、「具体的にどのように見直すかは各自治体の意見を丁寧に伺い、厚生労働省と連携して検討する」と発言されておりますので、町としても、意見聴取の機会には、多くの被

保険者がいまだに不自由な避難生活を強いられていることを踏まえ、避難先で安心して生活ができるよう、医療費無料化に対して、財政支援の継続を求めてまいりたいと考えております。

それから、最後でございますが、今後の医療体制についてでございます。

今後の医療体制への強化の具体化については、まず、昨年度まではできなかった高齢者等への往診、未就学児の予防接種・健康診断等を開始することから始めてまいりたいと考えております。その上で、今後は医療時間の延長も検討してまいりたいと考えております。

さらに、県に相談しながら調剤薬局の誘致も進めていく考えております。

医療体制への不安は、町民の皆さまの帰還意欲阻害の大きな要因となっておりますので、このことは十分承知をしておりますので、少しずつではございますが、医療体制の充実を図り、町民の皆様の不安解消を図ってまいりたいと考えております。

その他の項につきましては、担当課より答弁をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） それでは、2番の安心安全の医療体制の構築についての（1）入院可能の医療施設の整備についての質問にお答えいたします。

新たに入院患者を受け入れる医療施設を整備しますと、それに伴い、医師、看護師等の医療従事者の増員、また食事を提供するスタッフの確保も必要となります。現在、全国的に医師や医療従事者が不足している中での整備は、大変困難であると考えます。

また、財政面でも赤字が増え、町の財政を圧迫する懸念もございますので、当面は町内の人口動態等をうかがい、地域の実情に合わせた医療体制を強化し、住民の健康を守っていききたいと考えております。

次に、（2）既存診療所を入院可能施設に拡大する考えについてのご質問にお答えいたします。

浪江診療所の有床化については、現在の患者数での機能の拡充はリスクが大きく、経営悪化につながりかねず、むしろ近隣の2次医療機関と協力しながら役割分担をしたほうが、医療資源を有効に活用することができ、双方にとってメリットがあるものと考えております。また、今後は往診への取組や町内の介護施設の整備等も進めていけば、現状の体制でも当面は十分であると考えております。

今後は、往診への対応等を図っていきながら、住民の不安を解消していききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問です。

6 番、紺野則夫君。

○6 番（紺野則夫君） 再質問はしないかなというふうに思っておりますけれども、今の答弁の中身について、町長の考えと私の考えは、本当に密接な関係にあると、非常にいい答弁を伺いましてありがとうございます。しかしながら、やはり医療費の無料化、これは町民の最大の願いであることは、町長もご存じだと思います。

いわゆる、医療費の無料化の継続をさらに国に対して強く求めていくことは当然のことではございますけれども、万が一、この経済大国日本が無料化に対する財政措置をしなかった場合、国際社会に対して、町長が窮状を訴え、世界各国から浄財を募り医療費無料化を継続させるために、例えば「町民命の基金」なるものを創設して、町民の命を守る考えがあるのか、そういった取組についてあるのかどうか、町長にお伺いいたします。

次に、医療体制についてでございますが、課長の答弁の中では、医師の不足であったり、やはりコストの問題であったり、様々な諸問題があるのは十二分に承知しております。しかしながら、これからの復興を考えれば、それから移住定住を促進するならば、やはり医療機関の拡充、それから入院もできるようなそういった医療機関の拡大というのは、当然必要ではないかというふうには考えております。

したがって、医師の確保が難しい、それからスタッフの確保が難しい、財政の措置が難しいというふうなことに至った場合、いわゆる全国に展開している医療機関、例えばジェイコーであったり、そういった全国に展開している医療機関に対して、診療所運営を今後依頼すべきだと私は思いますけれども、町ではどのように考えているのかお答えください。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの医療費の無料化について、もちろん町民の最大の願望だと認識をしております。

そういった中で、もしこのことがかなわなくなった場合、世界の支援を受けることを求めているかどうかという提案でございますが、今初めて伺ったものですから、ちょっと考えさせていただきたいと思っております。

それから、医療体制の強化についてでございますが、議員おたのしめのとおり、非常に大事な部分だと思います。そういった中で、幸

いにも今回新しく就任いただきました本田先生につきましては、非常に経験の多い方でございまして、10年以上にわたってへき地診療所を経験してこられた方で、トータル面ですばらしい先生においていただいたなと感謝をしているところでございます。

そういった中で、過般、地域医療について懇談をさせていただきました。その中で示唆に富む提言をいただきましたので、若干披露させていただきたい、問題を共有させていただきたいと思っておりますのは、人口減少化においては、町民が6,000名を下回った場合、これは全国的に診療所へ移行しているのが現状であるということでございます。そういった中で、今道路網の整備が十分になされている状況からすれば、若干遠くてもいいのではないかとということでございますが、ただ、その中心になる、センターとなる病院の確保、このことが非常に肝要だという提言でございました。そういった今からすれば、南相馬市の病院、あるいはふたば医療センターの整備がなされておりますので、そういった意味で、ふたば医療センターにおいては3名の医師がいるということでございますので、利用頻度があまりにも少ないと、その体制も弱体化されてしまうので、しっかり連携を取って対応を図ってはいかがですかという提言をいただきました。

そういった中で、これから必要になってくるのは、やはり浪江町の場合には高齢者が多いので、往診について考えてみてはどうか。場合によっては、診療所の時間を利用して、自分が当たってもいいというような考えをお持ちのようでございますので、このことについてもしっかり進めてまいりたい、こんな思いでございます。

そういった中で、入院可能であれば、それはそれで皆さんも安心するとは思いますが、財政的なものもございまして、これからの課題として、診療所の目的、あるいは役割分担をどうするのかということをしっからこれから構築する必要があると考えておりますので、議員におかれましても、いろいろアドバイスをいただければ大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 再々質問です。

6番、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） 今の町長の答弁の中で、やはり医療体制、それからその先生の考えもあるんでしょうけれども、やはり地域の命を守る、町民の命を守るというのが一番大切なことでありまして、当然、今後浪江の町民の方々のための診療所になっていただきたいというふうに考えております。

再々質問ではございませんけれども、そういうふうな願いをしながら、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で6番、紺野則夫君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、暫時休憩します。
(午前11時12分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前11時15分)

◇ 紺 野 榮 重 君

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君の質問を許可します。
14番、紺野榮重君。

[14番 紺野榮重君登壇]

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重でございます。

午後からという予定でありましたけれども、午前中ということでの質問だけということをしていただきました。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問方法は一括質問方式でございまして、新型コロナウイルスの件、道の駅なみえの件、それから道路の進捗状況と完成予定、それから農業の件というふうなことで質問をさせていただきます。

世の中がこんなに急激に変わることがあり得るのかと思うのは、私だけではないと思います。中国の武漢で発生した新型コロナウイルス、遠くのことと思っておりましたが、感染がみるみる世界に広がり、世界中を震撼させております。新型コロナの影響で、オリンピックが1年延長、相撲、野球の無観客試合、夏の甲子園大会中止、その他もろもろの大会が中止、考えられない状況となっております。また、経済的影響は計り知れない状況となっております。早く沈静化してほしいと願うばかりであります。

世界の感染者は703万人、死者が40万人、日本では感染者が1万7,884人、死者が935人、退院者が1万5,802人、福島県の感染者は81人、死亡者ゼロ、現在感染者が31日間連続ゼロの状況であります。感染者の多い国では、アメリカが194万人、死亡者が11万人、次に、ブラジルが68万人で死亡者3万人、ロシアが47万人で死亡者が5,900人、イギリスが28万人で死亡者が4万人。日本は世界と比べると、感染者、死亡者が少ない状況であります。

4月7日、東京など、8都道府県に緊急事態宣言。さらに4月16日、全都道府県に拡大されました。緊急事態は、当初5月6日までとしていた期限は31日まで延長されましたが、5月21日、大阪、京都、兵庫が解除にこぎつけることができました。残る5都道県は5月25日解除となりました。

新型コロナの症状は、発熱、せき、のどの痛み、体のだるさなどの典型的な風邪に似た症状であります。臭いや味覚の異常を訴える人もおります。高齢者、心臓、呼吸器系の疾患や糖尿病、がんなどの既往歴がある人は重症化しやすい。最大限の警戒が必要だが、感染者の多くは軽症で済むことが分かっているが、症状が急激に悪化することも特徴であります。医療機関が重症者への治療に万全を期することができる体制維持が鍵となると言われます。

コロナの検査を要望しても対応が追いつかず、検査対象は風邪症状や37度5分以上の発熱が4日以上続く、強いだるさや息苦しさがあればコロナを疑い検査が必要ということで検査されました。検査は順番待ちの状況でありました。また無症状・軽症の人、高齢者でなく持病のない人は自宅待機するようになっているのが現状でありました。

しかし、現在は「相談、受診の目安」が変更され、37度5分以上でなくても、発熱やせき、軽い風邪の症状の人も相談、受診するようになってきております。

緊急事態宣言が、本県など、39県解除となりました。ホテル、旅館、商業施設が解除されました。学校は6月1日から通常どおりの授業となりました。

経済に及ぼす影響は大変なものであります。世界恐慌の状況以上ではないかと心配されます。新型ウイルスの最も影響を受けている業種、旅館・ホテル、さらに飲食業、観光に、大変な被害をもたらしております。今後はコロナと共存した生活様式の必要性、ウイルスとの戦いは長期間になるので、経済を守ることも並行して進めなくてはならないと思います。

町もようやく震災から10年を迎え、復興が目に見えるようになってきたのに、この影響がどのようなになるか心配するところであります。新型コロナ感染に対して、町民に啓蒙、注意喚起はどのようにされているか伺います。

町民の方々に、発熱等の症状の方で検査要望された方は何人おられて、検査が順調に受けられているか伺います。

線量測定作業員でコロナ感染された方は浪江町のカウントになりませんが、カウントはどのような基準なのか伺います。

検査体制の現状はどうなっているか伺います。

次に、経済的に影響を受けている方々の支援はどのように考え、実行されるのか伺います。

浪江町においても、不要不急でない方は家から出ないように、3密（密集、密閉、密接）を避けるようにと注意喚起されております。そのために、ほとんどの総会、集会、説明会が中止、さらに食堂、弁当屋さんが休んでおりました。経営を圧迫、売上げが激減している状況であります。

国から各家庭へ一律10万円の支給が決まり、手続きが始まりました。どのような手続きが必要なのか伺います。県内59市町村の給付開始時期はばらつきがあります。相馬市と南相馬市は5月7日、双葉郡内では中旬から下旬、大熊、双葉、浪江が下旬と郡内と比べれば遅い状況であります。なぜ支給手続きや給付開始時期の時間差が出てくるのか伺います。

各都道府県の休業に対する支援の格差、東京、大阪、兵庫100万円から支援のない県7県、県によっての格差があります。福島県は、休業要請があった業者に最大30万円の協力金が支払われます。同じ東北地方でも宮城県は30万円、秋田県では60万円、岩手県では10万円と差があります。財政力で差があることは望ましくないと思いますが、このような状況の時の日頃の備え、財政が大事だと思います。

今回の新型コロナに伴う助成金、給付金のいろいろの制度がある中で、この制度に合致しながらも、申請されない方が多くおられます。できるだけ商工会等通して周知するのが浪江町の役目であると思います。国の持続化交付金、中小企業で200万円、個人で100万円、県の感染防止拡大防止協力金、その他の協力金についてどのような方法で周知されているのか、この制度を受けることができるのは何件あるのか伺います。

また、各市町村独自でコロナウイルス感染拡大の影響で売上げが減った町内のサービス業小売業の事業所に支給する市町村もあります。伊達市では一律10万円給付、下郷町、休業事業者に5万円給付、西会津町では全町民に5,000円分の商品券の配布、田村市では全町民に1人当たり3,000円の応援券、双葉郡では川内村で3万円支給と聞きました。葛尾村では村商工会加盟事業者に上限10万円の補助、家計支援として1人当たり2万円の買い物券の支給。浪江町として独自の支給は考えていないのか伺います。

また、大学生等はアルバイトがなくなり、生活に困っていると言われていると思いますが、町はどのように考えられますか伺います。浪江町に住んでおられる外国人は、特別定額給付金の対象となるのか伺います。

次に、道の駅なみえの件について伺います。

道の駅なみえの全景全容が見えてきました。すばらしい建物と周りの風景がマッチして、浪江町のシンボリックな存在であります。総額30億円と聞いております。ほとんどが国・県の支援をいただいで完成と思います。この建物は、浪江町民にとって公共的な側面、町民の集える場所であり、働く場所であり、町民が生産した作物の直売所でもあると思います。7月、一部オープン予定でしたが、予定どおりオープンできるのか伺います。

何としても道の駅、建設してよかったと言われるようなところにしなければならないと思います。そのためには、町民の理解と協力が不可欠の条件と思います。

まずは、道の駅建設の目的を伺います。そして建設による波及効果、どのように考えられるか伺います。建設に当たっての主たる経費、用地買収費、造成費、建設費、外構工事費、概算で幾らかかっているか伺います。

道の駅の経営は指定管理者、一般社団法人まちづくりなみえとなりました。一般社団法人まちづくりなみえの組織は、理事長、佐藤副町長、そして理事者5人、職員11人で構成、運営されるようであります。

道の駅の経営、どのように経営されるのか伺います。町から3,700万円で1年間賄うことになります。目標とする売上げや集客数、人件費などの経費は幾らと試算されるか、収入となる主なものは何か伺います。商品販売の手数料その他収入と考えられるものは何か伺います。道の駅の人員体制を伺います。将来にわたって運営経費、町の負担はどれくらいになるのか伺います。

浪江町の道路進捗と完了予定について伺います。

浪江町は、国道、県道、町道が交錯、人の交流、経済の交流に貢献しております。現在進行中の道路、これから必要とされる計画の道路、特に新たな道路は簡単にできるものではありません。新設の道路を建設するまでには何度も何度も、請願、陳情を繰り返し、まずは計画に挙げてもらうのが大変な作業であります。

常磐自動車道は、広野町までの4車線が決まり、現在工事中であります。北は山元町迄の高速道路4車線が現在工事中であります。残すは、山元町から広野までの4車線の延長です。並行して、6号線も、双葉郡の復興工事と廃炉作業のために、さらには廃棄物運搬車、朝晩のラッシュは大変な混みようであります。6号線の、この4車線も実現してほしいと思います。

常磐自動車道、国道6号の複線化実現のための陳情等はどのよう

に進められているか伺います。

権現堂の114号線の拡幅もようやく開通の見通し、先輩の方々、関係者の方々のおかげと心から感謝を申し上げます。

ところで、水境から狭隘な部分の114号拡幅ですが、何度も陳情しておりますが、計画、設計の段階には至っておりません。議会としても、浪江町の今後の道路に対し重点事項であり、114号の特別委員会を設置し、国・県に働きかけている状態であります。

現在の進行状況をお伺いをいたします。特に川俣町から水境まで、道路改良が進んでおり、この浪江町と比較されると町民からお叱りを受け、返答に困る状況であります。現在はどのような状況なのか伺います。

通称、浜街道の建設が進んでおります。浪江町分としては、南棚塩から北棚塩の産業団地までの区間が残っております。約500メートルくらいと思いますが、建設の工期完成はいつになるのか伺います。

南棚塩原下から県道長塚浪江請戸線に至るまではほとんど道路ができておりますが、通行止めとなっております。通行止めの理由を伺います。また、現場において北沢の迫がありますが、橋脚での設計なのか伺います。

この道路につながる小熊田宮田線ですが、6号線にタッチの部分は7月完成となりますが、百間沢までの工事が、これができるのかどうか、この期間にできるのかどうか、6号線から棚塩産業団地までの通行可能となるのはいつかお伺いをいたします。

請戸港から南産業団地を通り、6号線までの道路は大分目に見えるようになりました。通行できるようになるのは、いつか伺います。

6号線から創成小・中学校を通り、大平山に通じる道路も現在進行中であります。完成通行できる時期はいつか伺います。この道路と結ばれる上川原橋の完成は来年7月と伺いましたが、工程は順調なのか伺います。

県道34号線、35号線は、土砂・廃棄物の運搬が盛んですが、道路の支障はないか伺います。

権現堂地区の道路、震災前は拡幅困難な場所もありましたが、今がチャンスのところもあると思います。例えば、牛渡の踏切から、旧6号新町通りは車の交錯が難しい道路であります。拡幅できないか伺います。

最後に、農業についてお伺いをいたします。

浪江町の基幹産業の農業は、避難解除から3年目となりました。花卉やエゴマ、タマネギなどの栽培が盛んになってきております。

また、水稻においては、今年の作付は昨年の3倍、81ヘクタール作付されました。来年秋には、カントリーエレベーターの整備、さらには育苗施設も計画されており、営農再開や新規就農者の励みとなります。

しかしながら、営農再開に当たっては、営農する者ほとんどが65歳以上で、60歳、65歳は若者であります。85歳でもトラクターにまたがり、田畑を耕しておる方もおり、頭の下がる思いであります。何とか力を合わせて、二宮尊徳の勤労、分度、推譲、積小為大の教えの下、浪江の復興、地域の復興、それぞれの家庭の復興に頑張りたいというふうに思います。

農家の状況について、知っていただきたいと思います。農地のこれからに関する幾世橋の意向調査ですが、自分の農地をどうするか意向では、自分の田畑は耕作するは約9%、他人の田畑まで耕作するのが3%、耕作しないが88%、そして農地所有のまま他人に依頼したいというのが61%です。いかにこの現状を維持していくのが大変なことが分かります。この意向調査どのように分析されますか、また浪江町としての方向性どのように考えますか伺います。

現在の置かれている問題点について伺います。

現在は、保全管理3年が終わり、管理耕作の段階となりました。ところが、いろいろと支援事業がありますが、エンジンをぶら下げてもらっても、なかなかうまくいきません。耕作できない田畑、あるいは作物を作らないと補助対象にならない、あるいは作物を作ったこの販売証明が必要なのがなかなか大変わけであります。

幾世橋でも圃場整備されているところは借り手がありますが、1反区、あるいはこの場所の悪い田畑が借り手がおられません。ここが悩みの種なわけであります。将来、営農をしない農地は補助対象とならないと記載されております。過去に減反して管理すれば減反奨励金があったようにできないのかと思います。伺います。また、できないとすれば、国に我々の主張を訴えていただきたいというふうに思います。

米出荷の場合、葛尾で検査のため、不便を来していると伺いますが、浪江町で検査ができないか伺います。また、放射能検査は全袋検査というふうな中で、いつまで続くのか伺います。これまた葛尾まで運んで、さらに手間のかかる仕事でありますので、改良の余地はないのか伺います。

農業は老人を元気にさせます。家の周りの除草、家庭菜園をすることにより自給自足することが元気の源というふうに私は考えます。

先日、まちづくりなみえでトウガラシの苗販売がありました。市

場の価格よりも安く販売して、できたトウガラシは買い求めると言うアイデアであります。野菜等を補助して町民の方に安く提供することを提案をいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

（午前 11 時 39 分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。

（午後 1 時 00 分）

○議長（佐々木恵寿君）　答弁者、町長。

○町長（吉田数博君）　私からは、大きい４番、農業の件、農地のこれからの意向調査の分析、今後の方向性についてのご質問にお答えをいたします。

管理耕作のマッチングを進めるために行った意向調査は、現在も未回答の方の掘起こしを行っているところでございます。

幾世橋の南については、５月１５日現在で、１５１名に送付、１１３名の回答がございました。内訳としては、自己所有地を耕作するという方が１２．３％、他者の農地も耕作する方が３．５％、耕作をしない方が８４％、そのうち他者に依頼したい方が７０％でございました。

幾世橋の南に限らず、各復興組合では、担い手が少なく土地の貸し手が多い状況であり、この傾向は、平成２９年、３０年に復興組合単位で行った意向調査でも明らかになっているところでございます。

町としては、全ての農家の皆さんに帰町して、営農してほしいところでございますが、避難先における生活が定着していることなど、農家の主たる営農者の高齢化、後継者不在など、やむを得ない事情があり、このような結果になっているものと推察をしております。

今後の町としての方向性としては、マッチングを通して地域の担い手による営農できる農地を集積していくことや、それ以外の農地については、昨年より町単独補助を展開して、力を入れている新規就農者及び農業法人の確保、つまりは外部の担い手に営農をしていただくことを視野に入れながら、営農が見込まれない農地を生じさせないよう取組を各関係機関と連携をして進めてまいりたいと考えております。

他のことの質問については、担当課からそれぞれ答えをさせます。

○議長（佐々木恵寿君）　健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 新型コロナウイルスの件、（１）コロナウイルスに対して、啓蒙、注意喚起をどのようにされているのかの質問にお答えいたします。

２番議員にもお答えいたしました。新型コロナウイルスに対する啓蒙、注意喚起については、町民の皆様が、感染症に対する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めていただくために、関連する情報を、町ホームページ、広報なみえ等を使いお知らせしてまいりました。また、町内においては、防災行政無線とポスティングにより注意喚起を行っております。

（２）の町民でＰＣＲ検査を受けた人数を町は把握しているのかの質問にお答えいたします。

町内に居住している方については、相双保健福祉事務所から情報提供を受けておりますので、情報を把握しております。現在まで、５名の方がＰＣＲ検査を受けており、結果は全て陰性でした。

続きまして、（３）浪江町の作業現場で陽性の方がおられました。浪江町のカウントになりませんでした。が、カウントの基準を伺いますの質問にお答えします。

感染症陽性者のカウントは、居住地を原則としております。そのため、今回の方は、作業現場は浪江町でしたが、居住地が浪江町でないため、浪江町のカウントとはなりません。

続きまして、現在の検査体制についてのご質問にお答えいたします。

現在までに、県内のＰＣＲ検査は、１日最大４５０人に拡大しております。さらに、６月中に１日最大５７０人を検査できる体制を準備していると伺っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 次の特別定額給付金の支給手続と給付開始時期についてのご質問にお答え申し上げます。

国から示された実施要領では、あらかじめ世帯員の情報を印刷した申請書を本人宛てに郵送し、振込口座を記入し、返送する郵送申請と、国の申請サイトにアクセスし、銀行口座の確認書類をアップロードし、マイナンバーカードで電子署名した上で送信するオンライン申請の２つの方法が定められております。当町では、５月１５日に申請書の発送を完了し、１８日よりオンライン申請と併せ受付を開始しております。

また、受付や給付時期については、全国一律に定められておらず、準備が整い次第、開始されております。

当町においては、給付対象者リストの作成と送付先住所の確認、申請書の印刷と世帯員情報の印字、振込口座の確認など、個人情報の取扱いに最大限留意しながら、慎重かつ迅速に事務に当たっているとごさいます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 国の持続化給付金、県の感染拡大防止協力金、その他の協力金の周知についてお答えいたします。

国・県により様々な支援制度が構築されておるところですが、その都度、町ホームページへ最新の情報を掲載をしているところでありま。また、福島県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきまは、県から周知のあった段階で営業をしていた町内の飲食店に直接訪問し、制度周知を行っております。

今後は、今議会において補正を計上予定しております町独自の支援策のご承認をいただければ、これらの町の支援策と併せて、国・県等の支援策もまとめ、制度の案内を継続していきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 浪江町の独自の支援策はあるのかの質問にお答えいたします。

2番議員の一般質問でもお答えしましたとおり、浪江町におきましては、緊急時対応段階の取組といたしまして、マスクの購入・配布事業を実施中のごさいます。また、浪江診療所における臨時の待合室を設置予定のごさいます。

また、緊急時対応段階から、その後の事業等の継続、経済回復段階に係る取組といたしましては、生活支援を目的として上下水道料金の減免、事業者の支援として光熱水費補助、食料品調達支援補助など今年度当初から進めてきた事業者支援の充実を図りますほか、地場産品利用促進事業補助、新しい事業スタイル支援事業補助、特別資金信用保証料への補助など新たな支援策も実施予定のごさいます。

さらには、学校におけるオンライン学習に必要な機器の購入、万が一、災害が発生した場合の避難所における感染対策として、避難所で使用する間仕切り等の購入など幅広い取組を実施してまいります。

続きまして、大学生等への町としての支援はあるのかについてお答えいたします。

大学生等の方々に対しましては、国の学生支援緊急給付金等をご案内しており、町独自の支援はございません。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 次、（９）の浪江町に住んでいる外国人に対する特別定額給付金の扱いについてのご質問にお答え申し上げます。

国の要領では、住民基本台帳に記録されている外国人は、給付対象となつてございます。ただし、短期滞在者及び不法滞在者等は、住民基本台帳に記録されていないため、対象とはなつてはございません。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 道の駅なみえについてお答えいたします。

まず、オープンできるのかという、いつできるのかというお伺いですが、今般の新型コロナウイルス感染防止対策の影響によりまして、工事現場も２週間ほど休工となつてしまいました。引渡日が遅れました。それによりまして、現在のところは８月１日にオープンすることで準備を進めております。

次に、道の駅の建設目的と波及効果をお答えいたします。

道の駅構想につきましては、町民の方々を交え、何年か前から基本計画を作成してまいりました。その中で、道の駅の基本理念としては「交流・発信・成長」としております。いつでも誰でも気軽に利用でき、にぎわいを創出する施設として整備しております。町民同士の交流の場、また町の魅力を発信する場、道の駅を利用し農産品や海産物、地場産品などがさらなる成長を図る場など、地域振興の拠点として、単なる商業施設ではない公的交流の場として、交流人口や関係人口の拡大、さらには浪江町の復興を内外に発信するという波及効果があるものと期待しております。

次に、建設経費、用地買収、その他経費についてお答えいたします。

概算の事業費であります。国・県が買収した用地を含めた用地費は１０億円、造成費が９億円、実設計及び建築費が１９億円、調査設計費が２億円、設備費が５億円でありまして、合計で４５億円程度の事業費となっております。

次に、目標とする売上げ、集客数、その他経費のことについてお答えいたします。

当初より、目標としては年間４９万人の来場者、売上目標を４億円としております。しかしながら、今回のコロナの影響でこれより減少することは、十分予想されます。また、人件費については年間約１億５,０００万、収入の主なものとしては産直やレストラン、ベーカ

リーなどでの売上げ、支出の主なものとしては人件費、一般管理費などでございます。

次、道の駅の人員体制ですけれども、駅長の下、産直部門、ベーカリー部門、レストラン部門、企画広報部門、一般事務部門、清掃部門を配置しておりまして、全体で職員11名、パート従業員38名の約49名で運営することで計画しております。

次に、将来にわたっての経費としてですけれども、道の駅には公共のエリアと非公共エリアがございます。公共的なエリアについての維持管理経費等につきましては、指定管理者へ委託料としての支払いをすることとしておりまして、今年度は3,750万円を計上させていただいております。来年度以降も同様に公共エリア部分の維持管理等について、指定管理料として負担が生じることとなります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、大きな3番、道路の進捗状況と完成予定の件についてお答えをいたします。

まず、（1）常磐自動車道、国道6号の複線化に向けた町の取組についてお答えをいたします。

常磐自動車道におきましては、4車線化の早期着手について、福島県常磐自動車道建設促進期成同盟会を通じて要望してまいりました。去る6月2日に、東日本高速道路株式会社いわき工事事務所長より、浪江インターチェンジから南相馬市との郡境の間、約1.9キロにつきまして、今年7月から拡幅事業に着手し、おおむね10年間で完成する予定と報告がございました。

また、国道6号に関しましては、双葉地方町村会を通じて4車線化を要望しております。

続いて、（2）国道114号の拡幅、道路改良の状況についてお答えをいたします。

現在の114号線の道路拡幅事業の状況ですが、福島県によりますと、赤宇木地区柵平工区及び津島地区水境工区の直線部分に着手しておりまして、国有林所管替え及び橋梁整備も含めて令和7年度の事業完了を目標にしているとのことです。

続いて、（3）浪江町分の浜街道の完成時期についてお答えをいたします。

議員おただしの県道広野小高線は、福島県によりますと、県道長塚請戸浪江線から棚塩産業団地の一部区間において、現在、埋蔵文化財の発掘作業中であり、発掘調査の終了後に道路工事を実施して、浪江町分は完成と聞いております。

続きまして、（４）浜街道原下から県道長塚請戸浪江線までの通行止めの理由についてお答えをいたします。

この区間については、県道広野小高線北側の工事完成に併せて工事を完了し、現在、舗装２層のうち基層だけ、下の層だけ施工しておりますので、この工事に併せて完成をさせまして、供用開始する予定と聞いております。

（５）浜街道北沢の堅は橋脚設計なのかについてお答えをいたします。

こちらについては、盛土による道路工事になると聞いております。

（６）町道小熊田宮田線が国道６号から棚塩産業団地まで通行可能になるのはいつかについてお答えをいたします。

町道小熊田宮田線道路改築工事の工期は、本年７月末までとなっております。完成後、検査を行い、速やかに全線通行させる予定であります。

（７）請戸漁港小高瀬堅線が国道６号まで通行可能になるのはいつかについてお答えをいたします。

町道請戸漁港小高瀬堅線は、請戸住宅団地から県道長塚請戸浪江線の交差点までの区間は、改築工事が未発注であります。現在、この区間は、圃場であったために、盛土工事を施工し、沈下を促進させている状況であります。沈下の状況を確認しながら、本年度の工事発注を予定しております。南産業団地の工事進捗にもよりますが、令和３年度末までの完成を目指しております。

続いて、（８）上川原橋の完成と一里檀大町線とつながるのはいつかについてお答えをいたします。

国道６号からなみえ創成小・中学校の前を通り、請戸住宅団地へつながる道路は、未整備だった１,５００メートルのうち現在までに９５０メートルの工事が完成しております。残りの区間も来年１月までの工期で施工中であります。ただ、一部の地権者から同意を得られていない部分がありますので、引き続き交渉をして全線開通を目標としております。

また、上川原橋上部工の工期は、来年２月までとなっております。現在、工場で橋の桁を製作中であり、おおむね工程どおりに進んでおります。

（９）牛渡の踏切から新町通りの拡幅は計画にあるのかについてお答えをいたします。

議員おただしの区間は、県道落合浪江線の一部であります。福島県によりますと、ご質問の区間に関しては、現在、道路拡幅の計画はないと聞いております。

以上であります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 4の（2）将来営農しない農地は補助対象にならない件についてのご質問にお答えします。

営農再開支援事業については、その名のとおり、いずれ営農をすることが条件になっております。今年度、特認事業に移行した農地の保全管理については、おおむね3年以内の営農への移行という条件がございます。

現在、各復興組合において今後の農地の活用を明確にする地図作りをお願いしております。管理されない農地がどれぐらいの面積になるかはその地図の成果に基づいた集計を待つこととなりますが、町としては、営農につながる取組を支援してまいります。

また、いわゆる減反、水稻の生産調整をした水田への補助は、産地づくり交付金という形で現在も継続しております。しかしながら、作付をしない管理水田への補助はなく、エゴマを10アール作付したら3万5,000円の補助といったように、営農をする品目での交付となります。

次に、浪江町での米検査についてのご質問にお答えします。

昨年までは、町内での生産数量が少なかったこともあり、JAに相談した上で、葛尾村において検査と出荷をしておりました。

今年度は、取扱数量が増えることもあり、昨年より準備を進め、検査をするための団体である浪江の恵み安全対策協議会を4月23日に設立いたしました。これにより、今年度産米より町内での検査と集荷が可能となります。検査機器を導入する場所はJAの川添倉庫で、集荷業者と町が運営してまいります。

次に、（4）放射能の全袋検査は今後いつまで続くのかのご質問にお答えします。

昨年度2月に、被災12市町村以外の検査体制を見直す制度改正がありました。当町を含む当地域においては、いつまで続くのかは明示されておりましたが、全量全袋検査を継続することとした。

放射性物質の吸収抑制対策として、カリの施肥を実施しているところですが、今後、震災後に初めて水稻を作付する圃場も多数あることから、安全安心を担保するためにも、町としては、当面の間は全量全袋検査を実施してまいりたいと考えております。

次に、（5）次に、野菜苗等に補助を出し、町民に安く提供してはどうかというご提案にお答えします。

原則として農業は営利活動であり、国や県の農機導入などの補助

については、出荷を前提としております。

議員ご提案の趣旨には共感させていただくところですが、自家消費の野菜に対しての支援は難しいのが現状でございます。町の農政の役割としては、出荷を前提とした営農に対する支援と考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重です。

再質問させていただきます。

P C Rの検査というふうなことで、相双管内で5名全て陰性だったというふうなことを答弁いただきました。

P C R検査も大分定着してきましたと思いますが、第2次の発生も必ずあるというふうに言われておりますけれども、現在のこのP C R検査、いろいろな検査方法があるようですけれども、そのほかの検査方法はどのような方法にこれを続けていくのか。あるいは、また別な方法も取り入れていくのかお伺いをいたします。

それから、浪江町の作業現場での陽性の方がおられたというふうなことでありますけれども、カウントはされなかったというふうなことで、住んでおられる市町村にカウントされるとすれば、浪江町民が避難先で感染されている方もおられる町民もいるというふうなことになるかというふうにと思いますが、そのような理解でよろしいかお伺いをいたします。

それから、検査体制なんですけれども、今までは保健所、帰国者・接触者相談センターへ相談くださいというふうなことでありますけれども、診療所での検査、相談等は今後されるのかどうかお伺いをいたします。

それから、特別定額給付金の支給手続というふうなことで、相馬市、南相馬市は5月7日に受付が始まりました。多くの町民は、1日も早く支給していただきたいというふうに思っておるわけですが、やはりこの相馬市、南相馬市のいい点を、よい点を取り入れて行政に生かすべきだと思いますけれども、どのように考えられますかお伺いをいたします。

それから、国の持続化交付金、県の感染拡大防止協力金、このことではいろいろ町のホームページ等いろいろそういうふうなところでされているというふうなことでありますけれども、なかなかこのホームページを開くというふうなことも難しい方もおる中で、個人の事業主も該当するか分からない方もおると思います。できるだけ、

町としても丁寧に周知すべきだというふうに思います。

それから、学生等に対しての町としての支援というふうなことは、国の支援で町の支援というふうなものはないというふうなことでありましたけれども、浪江町は復興行事で多くの大学から支援を頂きました。田植え、収穫、その他もろもろ、特に弘前大学からは震災当初からいろいろな面で支援を頂きました。大学、学生が大変な時期に浪江町として何らかの支援をすべきだというふうに思います。ぜひ、検討していただきたいと思います。どのように考えられますか伺います。

それから、道の駅の目的と波及効果ということでお話を、答弁をいただきました。私も道の駅の公共性、働く場、農商・工業の振興を考えれば大事な道の駅だというふうに思います。町民一体となれるような道の駅にしていかなければならないというふうに思います。

それから、道路の進捗状況というふうな中で、114号線の拡幅での再質問は、114号の柵平を中心に計画されているというふうなことを聞きまして安心いたしましたけれども、先ほど答弁、何年まで完了というふうに答弁されたと思いますけれども、ちょっと聞き取れなかったので、何年までに完了の予定であるかお伺いをいたします。

それから、浜街道から県道長塚請戸浪江線までの通行止め、もう何層、コンクリートを何層かにするそうですね。それで、あと1層分やっていないというふうなことで、私としては幾世橋通り、高瀬通りが非常に混雑している、渋滞しているというふうな状況ですので、できるだけ早く開通するように働きかけていただきたいというふうに思います。

それから、小熊田宮田線では、7月というふうなことが開通予定だというふうになっておりますけれども、水道管布設が9月と案内板が出ておりましたけれども、その水道工事布設があっても開通はできるというふうなことかどうかお伺いをいたします。

以上で再質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁の前にPCR検査、今後のPCR検査等について云々という質問ありましたけれども、これは県の事業でありますので、質問はなかったということにしていきたいなと思います。

その上で答弁です。

健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、避難先で町民の方が感染しているのではないかとということでございますけれども、これは町

に他の都道府県からの報告等はありませんので、特に何とも言えない状況でございます。

それから、診療所での検査でございますが、現在、検査機関は県衛生研究所、それから、中核市の保健所、江東微生物研究所、昭和メディカルサイエンスとなっております、そちらにはPCRの検査機器がございますけれども、その他についてはそれぞれ医療機関においてもPCR検査機器はございません。まして、浪江診療所にもございませんので、検査はできないものと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 特別定額給付金についてのご質問にお答え申し上げます。

相馬市、南相馬市につきましては、ご存じのように県内のみならず全国でも1、2を争うようなスピードでありました。当町についても、もちろん国から示された交付金の実施要領に基づきまして適正な事務処理を進めていると思っております。

そういった意味でも、今後、また同じような給付金等もあるかと思えますけれども、相馬市、南相馬市のいい点については、何か見習う点があれば、町としても取り入れていきたいなとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 持続化給付金につきましては、ホームページや郵送でもできるということです、町に直接請求するものではありませんけれども、その辺をきちっと皆様に相談に乗って、やり方を周知していきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 大学生の支援についてお答えいたします。

大学生がアルバイト収入が減って、生活が苦しいという状況がございます、国のほうで学生支援、緊急給付金等を創設してございます。住民税非課税世帯の学生には20万円、それ以外の学生については10万円を上限に給付があるものでございまして、そうしたものを活用していただきながらやっていただければというふうに考えてございまして、現段階で町として実施する予定はございません。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、国道114号線、柵平工区等の完成時期につきましては、令

和7年度内までの完了を目指しているということでございます。

続きまして、県道広野小高線の原下、長塚請戸浪江線から棚塩原下までの舗装済みの一部区間についてのご質問にお答えをいたします。

アスファルト2層仕上げ、大型の交通に合わせた2層仕上げということで、基層、表層と2層仕上げのうちの下層だけが現在施工されて、表層待ちというようなことでありますが、先ほども申し上げたとおり、県としては全線開通、一気に開通というようなことで考えているようですので、ご理解をいただきたいと思います。

あと、町道小熊田宮田線、こちら先ほども申し上げましたように7月の完了工期であります。

水道についてのお話でしたが、水道は一応6月いっぱいをもって工事のほうは、完了するというような予定でありますので、予定どおり全線開通7月末の工期で進めております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 再々質問。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番です。

質問ではありませんけれども、新型コロナウイルス感染に対して、我々、やはり正しく怖がって、今後、経済も成り立つような新生活にすべきと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で14番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（佐々木恵寿君） 続いて、10番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

10番、渡邊泰彦君。

[10番 渡邊泰彦君登壇]

○10番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可を得ましたので、通告に従って一問一答方式でご質問させていただきます。

まずは、身近な問題からちょっと始めたいと思うんですが、有害鳥獣対策についてお尋ねします。

浪江町は、ここまで特例宿泊、準備宿泊、そして一部の避難指示解除を得て現在の浪江町の状況になっておりますが、帰町している町民をずっと困らせているというか悩ませている中の一つに有害鳥獣対策があります。

町としては、現在までのこの有害鳥獣対策がうまくいっているのか、ちょっとなかなかうまく進んでいないのか、その辺どういうふうに評価しているのかということをお尋ねするということと、また現在実施している対策、今年度実施される対策について詳しくお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問にお答えをいたします。

浪江町内での鳥獣対策につきましては、生活環境への不安を解消するために力を入れてきた事業でございますが、捕獲頭数あるいは目撃情報が大きく減少する状況には至っておりませんので、引き続き対策を講ずる必要があると考えております。

そういった中で対策といたしましては、有害鳥獣捕獲の活動、宅地への侵入防止、そしてまた防護柵設置の補助についてそれを行ってまいりましたが、作付農地への侵入防止も大事だと思っております。そういった中でそのことを目的とした防護柵の設置についても取り組んでまいりました。

今年度事業におきまして、先ほど申し上げた事業を進めるとともに、鳥獣が生活圏内に入らないように、放任果樹の伐採事業といった新たな事業についても検討しているところでございます。また、県や周辺自治体との連携をし、広域的な取り組みを進めることが大事だと考えております。これらの対策をしっかりと進めることによって、町内における生活の不安解消に今後とも努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ちょっと新聞に出ていた資料なんですが、復興庁のほうで22年度に実施する12市町村将来像実現のための詳細事業というのがありまして、その中で5項目ほどいろいろ挙がっているんですが、その中の1項目に、鳥獣被害対策に関する調査というのが入っているんですね。これ将来像というか、浪江町の将来を考えたときに国も認めるように、この鳥獣対策というのが一つの大きな課題になっているということが明らかになっているんですね。

そこで、前回、全協の説明の資料というふうに配付された中で、これイノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、4項目がこのぐらい捕れていますという実績をいただいています。現状、そのほかに猿だとかキジだとか、本当に、キジに関しては相当頭数が増えていくということもあるし、猿に関しては今まで何ていうか、入ってこなかった地域まで侵入してきているという大きな現状があるんですね。

その中で、やっぱり今まではイノシシ、イノシシというふうにいるいろいろ対策は打ってきましたが、ほかの鳥獣に関してもいろんな対策を新たに打つべきかなというふうには考えているんですね。

最近、アライグマの被害が帰町町民を悩ませるといえるか、居住地で発生しています。私自身のほうに権現堂、加倉、下加倉、北幾世橋、北棚塩、高瀬の方から直接アライグマについての被害が報告されているといえるか、何とかならないかという町民からのご要望が来ているわけです。

私自身もその後現場に行き、いろいろ聞いてきているんですが、権現堂に関しては、屋根の上に侵入して、夜動くらしいんですよ。その爪音といえるか足音といえるか、それでちょっと睡眠不足になっている。北幾世橋に関しては、お寺の竹やぶの中にどうもアライグマがすみついて、やはり夜になると住まいの屋根の裏に入って、それも外にある大切な木の柱を上っていくものですから、白く傷ができるというんですか、そういった状況があるわけですよ。加倉北部に関しては、池でコイを飼っているらしいんですけども、それが全部食べられてしまった。北棚塩に関しては、農作物を食い荒らす。残りの加倉と高瀬に関しては、やっぱりこれは庭の木ですね。庭の木がやっぱり荒らされるといえるか、いたずらをされるといえるか、そういった具体的にもうものすごい被害になっているんですけども、町はこのアライグマに特化したということはないんですが、どういう対策をしているかお尋ねをします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

アライグマの対策といたしまして、町民から要請のあった箇所に小型おりを設置し、捕獲を進めております。小型おりにつきましては、昨年5基追加購入しております。現在、18基設置しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、アライグマ等小型獣の不安の声がいまだに届く状況でございますので、今年度におきましても小型獣捕獲の捕獲頭数を増やすため、設置方法の工夫をするほか、小型おりの追加購入も検討してまいります。

なお、アライグマの捕獲頭数についてですが、平成29年で192頭、平成30年で104頭、令和元年度で98頭となっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 私のほうにも被害の状況がご報告されていると同時に、当然町のほうにもそういったことがいっているかなと思います。

今課長がおっしゃったとおり、やはりおりの数が少ないというのがもう明らかだと思います。やっぱりそれは今言ったように増やしていただいて、それでアライグマ対策を取っていただきたいと思います。

アライグマに関しては、イノシシとかそういったものとまたちょっと違う何ていうんですか、嫌な部分というんですか、深刻な部分というんですか、これアライグマに関してちょっと私も本を読んで、「かわいいアライグマに隠れた深刻な被害とは、正しい駆除と注意の解説」という本をちょっと読みました。

その中に書かれていたことは、実は、アライグマというのは、漫画か何かになったアライグマラスカルですか、そういったものになってかわいいイメージがみんなにあるんですが、実はそうではないんだと。アライグマというのは、狂犬病が一番恐ろしいんで、それに発症していて、それにやられてしまうと致死率が100%、さらにマダニというのがどうも発生する動物らしくて、その感染症、それとあと回虫ももちろん持っておりまして、脳に回ってしまうと、それ脳障害を起こしちゃうと。意外と被害が大きくなるんですよ。

私の記憶が正しければ、震災前というのはアライグマという名前を私は知っていたんですけども、浪江にいたというイメージがないんですよ。アライグマといえばテレビで見たぐらいだと思うんですけども、今これが非常に増えていると。この動物の厄介なところは、繁殖率がものすごく高いんですね。それで、要するにアライグマを食べるとかアライグマを襲うとかそういう外敵も少ないんですよ。だから、増える一方になるそういった種類の動物なんですけど、やはりこれは人間の手で頭数を減らしていく以外は方法はないのかなというふうに私自身は思っています。

やはり、これから町としても、アライグマというのはこういうものなんだと、アライグマの被害はこういうふうになるんだというようなことを何か周知徹底していただいて、やはりアライグマが発生したら、もうすぐ町に届けると。そして、おりをかけて撃退するというような方法を取ったらどうかと思うんですけども、ちょっと課長の考えをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議員ご指摘のとおり、アライグマから人への病気や感染症については、世界中の症例からするとご懸念のとおりでございます。国内において、アライグマを介した狂犬病、回虫の実例はございません。

可能性といたしましては、アライグマに限らない鳥獣からのマダ

ニを介した感染症があり、福島県内においては、これまで日本紅斑熱の症例が1件と聞いております。

しかしながら、有害鳥獣駆除に当たっては、生活環境への影響のみならず、感染症への不安があることは議員ご指摘のとおりでございますので、有害鳥獣駆除対策により一層努めるとともに、危険性の周知についても検討してまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） まさに、今課長の言ったことだと思うんで、ぜひその辺は実行していただきたいと思います。

次に、交流・情報発信拠点施設についてお尋ねいたします。

道の駅なみえは、整備事業が着々と進行しておりまして、私の会社からもすぐ目の前なんで、毎日見ているんですが、かなり進行してきたかと、いよいよだなというような思いが今はしております。

ここに来て、ちょっとコロナの影響が少し出てくるのかなと、出始めたのかなと、そういった形でちょっと今心配はしていたんですが、先ほど紺野議員のほうのお話の中で、オープンが8月1日というふうに産業振興課長のほうから答弁があったとおり、若干遅れますが8月1日にオープンするんだなという認識は今持ちました。

その中で、プレオープンと、あとは1月のグランドオープンと2つに分かれていくんだと思いますが、これプレオープンが8月1日、グランドオープンに関しては1月という予定で進んでいると思うんですが、その辺の予定は今どんなふうになっているかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほど14番議員のご質問でお答えいたしましたとおり、2週間程度休工になりましたので、若干遅れまして8月1日オープンということで準備を進めております。

オープニング式典については、こういったコロナ状況の状況もありますので、一部または一部施設のオープンというようなこともありますけれども、グランドオープンについては、今のところ予定としては来年1月オープンをすることで工事を進めておりまして、ここでオープニングイベント、来賓を招待した式典などを予定しているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） グランドオープンを1月に変わらずいくということで、今課長のほうから答弁あったんですが、この浪江町の中で、今回の道の駅なみえのオープンというのは、これ前から申し上げて

いると思いますが浪江の帰還人口を増やすための一つの大きな事業になっていると私は考えているんですね。やっぱり日本全国に向けて発信、県内外に向けて発信というような形で派手にやっていただきたいというのがずっと思っていたんですけども、ここに来てコロナというこの大敵が現れまして、縮小せざるを得ないんだろうなというふうには思っていますが、ただ、8月1日のオープンには、やっぱりそれなりのけじめと言ったらおかしいですが、やはり浪江にこういったものがオープンするんですよという発信だけは、イベントとかそういったものは別にして、その辺はきちっと発信していただきたいと思います。

その中で、ちょっと細かいところになりますが、そのターゲット、何ていうんですか、お客さん、どういった方がくるのかなというふうなことは非常に気になると。そのターゲットのお客さんもコロナの影響が出てくるのかなというふうに思っています。

と申しますのは、被災地ツアーというツアーが組んでおられまして、町もそれにいろいろ企画しながら呼び込んでおりますが、そういった方々が道の駅なみえのお客さんになり得るというか、なれる戦力になるかというふうに私は思っております。

これもちょっと新聞記事で浪江の方がお話ししていたことだったんですが、そのツアーもこのコロナの影響で、3月以降はもう全て中止になっているんです。その実績どうなっているんだということになりますと、2019年度は45件で約940人、その前の年が2018年が50件で1,512人、そういったツアーに参加して、この浜通りを回っているわけですが、そういった方もこのコロナの影響で今もう全面ストップになっているという感じで、これますますその客がなかなかいなくなるなというふうにちょっと心配しております。

その中で、今着々と準備を進めている中身ですよ、中身。その中で、直営店、それとテナントが2店舗、それとまたフードコート、ベーカリー、それと農林水産品などの産地直売品、さらにはお土産などの地場産品、この辺の出店の状況、さらにはテナントの準備状況をちょっと詳しくお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、フードコートの中にありますテナント2店舗につきましては、こういった状況の中で新規出店が厳しいということもありまして、1店舗は今事業者と調整中、確定の方向に向かっておりますけれども、もう一店舗は指定管理者において直営で運営するということでも検討であります。

ベーカリーにつきましては、直営ですが、人員の確保はできまし

たので、今後さらなる研修等を行って、主力商品としていきたいと思っています。また、産直での農産品について、現在30人を超える生産者の方と出荷について打合せをしております、ほかにも出荷意向のある方もいらっしゃいますので、オープンのときには40から50程度の生産者に出荷していただけるものと想定しております。

その他、産直部門での販売商品については、これまで70社と商談をいたしまして、700以上アイテムのピックアップは終わりました。目標は、1,000アイテムの陳列でありますので、引き続き商談を続けてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） そうすると、フードコートに関しては直営店がまず1つ大きな直営店がありまして、もう一個のほうも小っちゃなほうの1店舗もこれ直営でやらざるを得ないという状況になっている。1店舗は、今交渉中ということなんですが、あの設計図を見ると、2つの店舗はちょっと離れていて、そもそもの食堂、要するにフードコートを使って展開する直営店以外のものなんですが、そのテナントの2店舗、これはどういうものが入ってくるのか分かれば、まずひとつ教えていただきたいと思います。

それと、ベーカリーが非常に順調に来ているということなんですが、ちょっと前お聞きしたときには、浪江の昔のパン屋さんが作っていたのを復活したということなんですが、うまくいっているのは何か試食をしたとか、作ってみたとか、何かそういったことをしたのかどうか、それもちょうとお尋ねします。

次は、農産品と直売のお土産品なんですが、今課長のご報告を今聞きますと、かなりの人数が応募しているということなんで、これオープンには全くこれ、品ぞろえとしては困らない状況になっているのかなと判断していいのかどうかお尋ねします。以上3点です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

テナントの2つの中身といたしましては、1つ交渉しているところはスイーツ関係でございます。確定ではございませんがスイーツ関係。もう一つは、麺類ということになります。

パンの試食を何度にもわたり、いろいろ研究を重ね、パン粉についても3種類のうちのパン粉で、例えば、なみえ焼きそばに合うのはどれか、おぐらバター、あんバターに合うものかどうかということで、ある程度納得いく味に仕上がったような感じはいたします。

次、全てアイテムはそろったのかということで、先ほど申しまし

たように、700以上は集まりましたが、1,000アイテムがありますので、また商談を続けていきますし、そういった農家の皆さんとの連絡も最終詰めになっておりますので、まだもう少しの詰めは必要な段階だと感じています。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今課長のご報告いただいたのを総合的に今話していると、オープンにさほど障害がないと。スタートダッシュがかかるような状況に今そろっているというふうに今判断いたしました。毎日毎日、私もあそこの前を通過して、あそこで仕事をして、毎日毎日見ているところなんで、ぜひすばらしいスタートダッシュができるように、まだあと1か月あります。頑張ってもらいたいと思います。

それと、次、同じく商業問題なんですが、浪江町の仮設商業施設の今後について、ちょっとお尋ねします。

浪江町の仮設商店街は、避難指示解除前から町民の買い物の環境の最低限の補助をしようと。また、町内で働いていただいている作業員の方の利便性も考えながらオープンした店でございますが、昨年、イオンが7月にオープン、さらには今回、道の駅がオープン、さらには町内に飲食店等いろんな方が事業再開をしていただいているということを顧みれば、いよいよこの浪江町仮設商業施設の役割はもう終わりなのかなと、当初の目的はもう達成したなというふうに私は考えているわけです。

今後、この浪江町仮設商業施設の活用について、どんなふうに考えているか、ちょっと課長の考えを伺いと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 今ご案内のとおり、まち・なみ・まるしえは、避難指示の解除前、平成28年10月の準備宿泊の開始のときに帰還町民の利便性の確保、買い物環境の確保を目的とし、商業施設機能が回復するまでの間、運営するという事でオープンいたしました。その際には、大変ご苦勞おかけしてありがとうございました。

ご指摘のとおり、スーパーマーケットの開店、道の駅のオープン、その他小売店・飲食店などを再開してきまして、ある程度の商業施設の回復がされたことから、当初の目的は一応達成できた部分があります。とはいっても、まだまだ商業機能として不足している業態もある、また今後、町内で再開を考えている事業者もいることから、目的を生活支援の場から、事業再開支援の場として施設を有効

利用することを考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ちょっとお答えが抽象的で何言っているかわからないんですけども、要は、用途を変更するというふうに捉えていいんですかね。今までは商店街として、仮設商店として利用していたんですけども、今度はそうではなくて、ほかの要するに事業再開する方とか、そういった何ていうんですか、チャレンジというんですか、そういった方々の提供する場というんですか、そういったものに変化していくというふうに捉えていいんですかね。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

何点か、ここに残るための形態としてサンプル、それからそういったものを決めさせていただきたいと思います。既存店舗で、今回の7月までに退去ができない方、今いらっしゃる方で7月までで退去してくださいと急に言えない部分もございますので、その方には3月をめどにまではある程度の負担を頂いて、次のお店を進出するため、そこまでは多少は待ちます。それをすぐに出ていってくださいというようなことはありません。

もう一方で、チャレンジショップとして、意欲のある方、そして中心市街地で新たに商店街構想に参画して、出店する意思のある方、こういった方のためにこの店舗を使っていただくということを考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 何となく今分かったんですけども、要は商店としても利用するという事でいいんですか。要するに、利用する方というか使う方は変わりますが、商業、要するに商売をする方のチャレンジというんですか、そういった形の方を入居していただいて、あのまま継続していくということで。当然、今課長が今お話ししたとおり、そこに入るための条件というのは、今中心商店街の話したんですけども、ちょっとこれ一番最後の質問でこれやろうかと思っていたんですけども、そういった形に変更していくと。

要は何を言いたいかというと、あれだけの建物なんで、そう簡単に解体というふうなことはちょっともったいないというのは、私自身も実は思っておりまして、何かほかに利用できるのであれば、将来の浪江町の町民のために利用できるような計画はきちり立てていただいて、再利用という言葉が適切かどうか私ちょっと分かりませんが、そういった形で利用していただきたいと思います。

そこで、今後、町で力を入れなければならない定住推進の観点から、前回も私、ご提示をさせていただいたんですが、地域おこし隊の協力事業、その中で起業を目的として入ってくるというそういった方々にこの施設を利用していただいたり、それとやっぱり新規農業者、就農ですね、農業をする方がそういった野菜の販売等に使うだとか、もちろん道の駅なみえもちろんそれは当然視野に入らなければいけないんですが、そういった農業、商業を問わず、農業、水産業ももちろん入ると思うんですが、そういった方々にこの仮設商業施設を利用するような活用の仕方というか、そういったことは課長のほうで考えているかどうかちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 繰り返すにはなりますけれども、まち・なみ・まるしえの新たな目的である事業再開支援の場合は、事業再開にとどまらず帰還された住民、移住・定住された方が新たにこの浪江町で商売を始めたいが、経験がなくて初めから独立店舗が困難だと考えている方に試行錯誤しながら、短期間、多少の負担を頂き、期限は切りまして、そういった条件でチャレンジショップとしての提供も考えております。それは、商業、水産業、農業問わずであります。

しかしながら、チャレンジ期間終了後は、なるべく町内に、なるべくというよりも必ず町内に店を出店いただくということで。ただ、でもやっぱり出店は無理だと、自分は商売はできないという場合には、それは出店いただかなくてもいいんですが、そういったステップアップの場としてこの建物を活用していただくということも考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 分かりました。そういった形で利用を今後きっちりと深めていっていただいて、決してただで建てた建物ではないんで、利用計画、その他いろんな規則とか、そういったものをきっちりやっていただきたいと思います。

そこで、これ次の3番と4番との中で、ちょっとその間に入るちょっと質問が、これ（3）でご提示させていただいているんですが、その施設の再利用、今、仮設商店街の利用なんですが、前回までは企画財政課のほうで実施していた、実施するというか実施する駅前再整備ですか、中心市街地の件なんですが、これちょっと全協のご報告書を見ると、一団地復興・再生拠点市街地形成施設事業というのに浪江町が採択された。これ2,500万の予算が組まれたという

ふうに私どものほうの資料にいただいております。

それで、これ4番でもちょっと詳しくやりますが、ここではいろいろ計画をするんですが、それが単年度で終わる、そういった事業じゃないというふうに私は思っているんですね。これ何年かかかりながら、完成形を目指していくというふうになるんだと思いますが、具体的になるまで、例えば今チャレンジショップではないんですが、例えば企画財政で今やろうとしている一団地のこの再開発に関して、そこに参画するような事業者も仮設商店街でその計画が何年かかかるわけですから、その間その店で勉強するというかチャレンジしておいて、それで町で今やろうとしている一団地復興・再生拠点市街地形成施設事業に参画するとか、そういった形の方もこのチャレンジショップというか、仮設商店街を利用できるように連携をすることというのはできるんですかね。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

先ほどもちらっと申し上げましたので、ちょっとまた繰り返しになって申し訳ないんですが、今後検討を深めていく駅前再整備については、当然商業整備の機能も含まれております。商工会など関係機関の皆様と整備計画を検討していきたいと存じますが、その計画策定において積極的に関わっていただく、その際には出店していただく、そういった事業者様にはその計画が具現化するまでそれ相応の負担を頂きながら、まち・なみ・まるしえにて再開のための準備として店舗を活用していただくことも検討してまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ちょっと質問の内容がちょっと把握されていないのかなと思います。

とりあえず3番目のところは次も出てくるんで、次でやりましょうよ。

4、浪江町周辺の事業計画について。

これは先ほどから3番目で今話したんですが、駅前再整備の件で、これ企画財政になるんだと思いますが、令和2年4月1日付で具体的な策定の交付金の内示を受けていると。それからもう既に2か月たとうとしております。

その中で、この2か月間で、これどんなような進捗状況になっているのか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、お答えをいたします。

本事業につきましては、今年度よりまちづくり整備課に事務が移管されております。

浪江駅前整備に係る検討業務については、福島再生加速化交付金、一団地の復興・再生拠点市街地形成施設事業を財源として、令和2年4月に補助金の交付内示を受けております。4月23日に、交付決定通知を受けて、4月26日付で、独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部と業務委託契約を締結したところでございます。

本年度の取組でございますが、本業務については、以前より各課横断的に議論を重ねてきたところでございますが、令和元年3月14日に常磐線が全線開通したことから、駅前の町の顔づくりが、より重要になってくるため、庁舎内の連携体制を強化かつ合意形成を円滑にするために、担当課長を中心としました中心市街地整備事業推進会議を設置しまして、先般、第1回会議において、今後の事業の進め方について検討を行ったところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） すみません、ちょっと資料を、私よく見なかったんですけども、確かにこれ変わりますというふうに書いてありました。すみません、企画財政から今度はまちづくりのほうに移管するというふうに書いてありました。

そこで、それでは課長にお尋ねしますが、中心市街地再生計画に基づき、駅前のまちづくりにおける機能、施設、エリアの規模感など検討が必要な項目について洗い出しを行いやっていくんだというふうに私のほうで報告いただいています。

その中心市街地再生計画を見ると、再生計画の目的というのが1番目にうたわれているんですが、この中は浪江町の住居、商工業、文化等の中心だった既存の中心市街地の再生を図り、魅力的な中心市街地を形成することというふうになっています。さらに、そのエリアとすると、浪江町権現堂を中心としたエリアというふうにうたっているんですが、先ほどの石井議員の答弁で、まちづくり整備課長のほうから全体的な考え方のお示しを私、お聞きしましたが、既に多分これ企画財政課のほうで具体的な洗い出しをしてからまちづくりのほうに移管したのではないかなというふうに私は思っています、まず。

これだけの、最初のこの中心市街地の計画は、平成29年3月で我々いただいているものです。それから、もうこれだけの年数がたっていて、いよいよ中心市街地、一番簡単に言えば一番難しいところに今から手を入れるという私の考えはそうです。これだけの難しい事業を、果たして何年でやるのかと。3年でやるのか、5年でや

るのか、10年でやるのかというのは、これからの進捗状況によるかと思いますが、やはりこれだけのものをまず下地を作ってきて、さらにこれをしていくというときに、これからいろんなものをやるというんでは、もう全くスピード感がないというふうに私は考えているわけです。

その中で、今、まちづくり整備課に移った段階で、どの程度の構想が企画のほうから移ってきているのかというのが、具体的に分かれば教えてください。

○議長（佐々木恵寿君）　まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君）　それでは、お答えをいたします。

本業務においては、昨年度、企画財政課におきまして政策調整会議まちづくり分科会というものを組織いたしております。これは、2番議員にもお答えをいたしました。が、課長補佐級の職員を中心として検討行っておりまして。

内容につきましては、庁舎前、駅前等々にどんなものが必要であるかの洗い出しをしております。昨年の成果として大きく4つのゾーニングというか、こういったものが機能が必要ではないかというようなことが出されておりますので、ご紹介をいたします。

その内容としましては、まず1つ、居住機能、2つ目、商業機能、併せて生活利便機能、3つ目としましては就業機能、4つ目としまして駅前広場や駐車場等の機能の方向性が示されております。

今年度は、この内容をさらに精査しまして、具体的な本当に必要な導入機能、またその導入が決まりましたら配置計画、導入による効果、周辺施設との連携を視野に入れながら本年度は事業を進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君）　10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君）　よく分かりました。

それで、あえてちょっとここで提案というか、（2）に移るんですけれども、浪江町の先ほど顔といったふうに課長、表現なさったんですが、浪江町の駅の南北をつなぐ連絡通路、そしてその連絡通路が今計画されているというか、いろいろ交渉している最中だとは思いますが、その連絡通路が万が一、開通した場合に、今度、スポセン側の広場、それとスポセンの前のふれあいセンターが今解体して、新しいもの、建物を造る。ちょっと具体的に今、北側のほうがいろんな建物ができている、整備されているといったときに、この中心市街地の計画の中で、そこら辺、要するに今の駅の前ではなくて、連絡通路が仮にできた場合の向こう側の駅の辺についてもい

ろんな提案がなされるのかどうか、お尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、お答えをいたします。

今議員おただしのとおり、駅の東西の通路、こちら側と駅の前からあとふれあいセンター側へ行く仮に通路としまして、これが必要ということであれば、当然今の状況であれば、何もない更地の宅地、あと南、工場地の状況ですので、そこについても本当に南北でどのような施設が必要かということも含めて、駅前の構想と併せて今年度は進めてまいりたいと思っております。

あと、先ほど答弁の中で、常磐線の全線開通を令和元年3月14日と申し上げましたが、正しくは令和2年3月14日でしたので、ここで訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） この駅前の、今ぱっと駅前へ行った場合に、解体がもう進んでいて、ものすごい空き地という言葉はちょっと語弊があるのかもしれませんが、解体した跡がずっと続いています。

先ほど来から、イノベの構想で教育機関というふうにこれから臨んでいろいろ進んでいくんだと思いますが、そういったものも、例えばあそこに誘致というんですか、造るというんですか、面積的にはどのぐらいのもので、町長のほうからおっしゃった予算は、どのぐらい今、予算、よく見ると10年間組んでいるんですね。そういった形のものに利用して、駅前の再開発をするとか、それをしろというわけじゃないですけれども、今この浪江町の現状、駅前の現状を見れば、今やっている商店街の復活だとか、そういったものだけで果たしてできるのかどうかという心配がある。

やっぱりありとあらゆる可能性を探りながら、いろんなものを引き入れて、浪江町の駅前の開発をすることが非常にこれから多様性のあるような計画がないと、なかなか前に進まないのかなというふうに私個人、思っているんですね。

私も権現堂出身なんで、町がああいうふうな姿でいつまでもいるというのは、なかなか耐え切れないというところがあるんで、私もいろんなご提案をさせていただきます。まちづくり整備課長のほうもいろんなアンテナを張りながら、果たしてこの1年間でどういうものがあるのかというのを、まず完成させていただいて、早期に着工するようにしていただきたいと思います。回答は結構です。

以上で終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で10番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、14時45分まで休憩します。
（午後　2時24分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
（午後　2時45分）

○議長（佐々木恵寿君）　ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可します。
町長。

○町長（吉田数博君）　発言の訂正をお願いいたします。
先ほど、2番、石井悠子議員の一般質問の中での国際教育研究拠点の件について、6月8日に、昨日、有識者会議があつて、その提言が復興庁に挙げられたという中でございますが、その中で公文書が届かない中ではあります、新聞報道の中で運営費については100億円程度となっている旨、発言をいたしました。提言では、この金額については示されていなかったということでございますので、運営費の計画については削除をお願いいたします。

◇　馬　場　　績　君

○議長（佐々木恵寿君）　それでは、16番、馬場績の質問を許可します。
16番、馬場績君。

〔16番　馬場　績君登壇〕

○16番（馬場　績君）　日本共産党の馬場績です。

1月以来、新型コロナウイルスの混乱と恐怖の毎日でした。中国、武漢から始まったコロナ感染症は五大陸に広がり、現在もパンデミックに対する対応が続けられています。

私が実感したコロナ危機は、安倍首相が突然2月26日に発表、3月2日から始まった全国一斉休校であります。そして、初めて経験する生活行動の自粛、暮らし・経済など社会全般の大混乱の3か月でした。緊急事態宣言が解除されたとはいえ、今もその渦中にあると言ってよいでしょう。

日々の感染情報で明らかになったことは、国のコロナ感染症の検査・保健医療体制の不備、計り知れない暮らし・経済への影響と不安、変容と増殖を続ける新型コロナウイルスの脅威、それに対する医療、科学の挑戦であります。それは現在進行形であり、命と暮らしを守るために未知のウイルスとの長い戦いの覚悟が問われていることを実感した数か月でもありました。

そうした私自身の問題意識を踏まえて、以下質問いたします。

まず、新型コロナ感染と町民の命・暮らしを守る町の対応についてであります。

3. 11から10年目であります。今なお、原発避難が続く浪江町の現状は5月末の支援対象が2万1,218人、県内1万4,101、県外6,117、そして、町内居住人口は県内避難の約1割、1,375人、874世帯であります。

昨年10月の豪雨災害、今は新型コロナ感染症に包囲されるなど、心身ともに多難な生活を余儀なくされております。今年の4月には、帰還した親子遺体が腐乱した状態で発見され、5月には、南相馬の災害公営住宅で孤独死が発見されるなど、悲しみが相次いでおります。

そして、コロナ禍です。以前の地域生活が奪われた中での事業再開、前を向きつつ、どれほど困難に耐えているか、想像するに余りあります。そうした状況であるからこそ町民の実態調査を進める必要があるのではないのでしょうか。

町民のコロナ感染、相談を含む検査件数など、実態を調査をされているのかどうか、お答えをいただきたい。

この間、ボトルネックと言われたPCR検査体制の一定の改善、命守れの広範な国民世論の前に閣議決定し、補正予算にまで計上した給付制限のある1世帯上限30万円は根本から修正され、全ての国民に1人10万円、いわゆる特別定額給付金の実現するなど画期的な国民の戦いと言わなければなりません。もちろん感染拡大危機の下で、暮らしを守る市民との社会的連帯、国や自治体の役割が、今現在も今後とも、かつてなく問われていることは言うまでもありません。

心配される弱い立場の人々についてであります。

住居を移転されているかもしれないDV被害者や1人では外出できない重度障害者など給付申請に関わる問題について、町はどのように対応したのか。預金口座を持たない方もいるでしょう。本人に届くような対応をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

個人事業者100万円、法人事業者200万円の支援制度である持続化給付金の一番の問題は、申請が面倒であるとか、申請して40日もたつのにまだ振り込まれていないなど、事業存続の危機にある方々がたくさんおります。このままでは事業が続けられるのだろうか、日々不安の中で持続化給付金制度は前年度同月比50%減少という基準は余りにも厳し過ぎるという声が続出しております。

そこで、お尋ねいたします。事業者に対する持続化給付金や雇用調整助成金申請と給付の実態について把握されているのかどうか、また、関係事業者に町はどのような相談をされているのかお答をく

ださい。

県内では1か月近く感染者は確認されていません。

一方、東京や北九州市で連日、感染者が確認され、東京アラートが出されるなどまだまだ予断は許しません。特に注意を喚起すべきことは、浜通り地方、中でも浪江町など双葉8か町村では復興事業が継続しております。多くの作業員が働いております。文字通り朝晩の通勤と作業現場は、3密状態にあるといっても過言ではないでしょう。

3月議会の一般質問、答弁でも明らかになったとおり、浪江町の除染作業に参入する事業所は31、その作業員は2,800人、再開事業所と合わせれば約5,000人が浪江町で働いていると推計されます。双葉8か町村では、その何倍にもなるでしょう。多くはいわき、南相馬市に居住し、また首都圏との交流や移動もあるでしょう。

そこで、お尋ねいたします。夏から秋にかけて第2波、第3波が心配されております。地域住民の安全・安心のためにもふたば医療センターでPCR検査ができるように県と協議すべきと思います。町の対応についてお答えください。

この間、長期にわたって国・県の保健公衆衛生の体制が弱体化されてきています。かつて浪江町にあった保健所は、行政改革の名の下に廃止され、双葉郡内には保健所がありません。唾液によるPCR検査ができるという進歩があるのですから、双葉郡内での検査体制の確率は待ったなしであります。お答えをいただきたいと思います。

そして、37.5度以上の発熱が4日以上続く場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡をとというのがこれまでの感染症疑いの対応でした。町もそのとおり国から来た文書を配布しました。この件について、加藤厚労省大臣は国会で追及され、マスコミでも追及され、それは誤解だと答弁をしました。とするならば、医師の判断でPCR検査ができることを改めて町民に分かりやすく周知すべきと思いますが、町の対応について答弁を求めます。

学校閉鎖と子供の心身、今後の教育の問題であります。

休校中の子供・家庭の困り事について、様々な調査、アンケート資料があります。

一斉休校後の2週間ほど過ぎた時点で、東京すくすく編集チームが行ったアンケート結果があります。ネットにもアップされています。また、国立成育医療研究センターのコロナ対策子供アンケートでは、76%の子供が困り事としてお友達に会えないことを挙げております。

学校では、課題のプリントや家庭学習を促すなど様々な取組がなされていると思います。しかし、まだ習っていない基本的な知識を、授業なしで理解するのは相当無理があるのではないのでしょうか。長く教師を経験したある方の意見では、駆け足で教科書全て消化しようとするれば、子供には無理がかかるでしょう。その影響は計り知れないと思いますと話されておりました。

私は、まず、ありのままの子供たちを正面から受け止める、このこと、また、学校現場の創意工夫、自主的な研究・研修を尊重し、それを保障することだと思います。そして、詰込み授業ではなく、学習内容を精選すること。何よりも教師と子供たちの心身のケアが必要だと思います。

こうしたことを念頭に、中断した学校生活の学びと子供たちの生活をどのようにサポートしていくのか、お答えをいただきたいと思います。

「チーム嘉人 コロナ禍の船出 児童一人と教職員8人」、これは5月18日、朝日新聞福島版の記事です。記事には「学校が貸し出すiPadを使って遠隔授業。英会話や算数など先生と個人授業形式で進めた」と紹介されています。もちろん避難先再開校に児童1人という特別な事情はあるにせよ、今の時代、この時代を考えればこれからも想定される大きな社会的背景を抱えた一つのモデルであると私は考えます。

そこで、学びを充実させるチーム嘉人の教訓を、今後の学校教育にどう生かしていくのか、イメージできるようにお答えをいただきたいと思います。

感染拡大防止対策と感染情報共有の問題であります。

私のところに、ある一本の電話がありました。線量測定作業員、南相馬市在住がコロナ感染した。作業現場は、浪江その2工区、安藤・ハザマ2次下請。先週から浪江の現場が休んでいるので、環境省浜北事務所所長に電話して確認したからそのことは間違いない、こういう電話です。

私は、翌日、環境省福島事務所に電話をしました。応対したのは江藤課長です。線量測定作業現場は、浪江その2工区であること、安藤・ハザマの2次下請であることを認めました。

作業現場についてなぜ公表しないのかと、私は聞きました。江藤課長は、県と町、環境省の3者で協議した。浪江町長から、公表しないでほしいといわれたという電話での応答でした。

感染拡大防止のためには、先手先手の検査、感染防護、感染ルートの情報開示・情報共有が大事であることは基本中の基本であるこ

とは繰り返すまでもありません。

しかし、町からは今日まで議会にも町民にも、浪江町の作業現場で感染者が出たことについて一切情報開示はありません。いろいろ答弁されると思います。町は、一体何を守ろうとしているのでしょうか。私には理解できません。これは決して過ぎた問題ではありません。今後に関わる問題です。

浪江町の復興事業に関わる作業員が罹患・入院した事実経過と、現実に確認された新型コロナ感染と感染防止対策、この件に関わる感染情報共有と町の対応はどうであったのか、町長の明確な答弁を求めます。

緊急事態宣言が解除され、経済・社会活動が動き出しました。一方では、ウイルス感染の再発も起きております。未曾有の事態に人々の暮らしは、元に戻ってはいません。新しい安心の日常を取り戻すためには、行政も町民も長い試行錯誤を続けることになるでしょう。県内各自治体でも、地域の実態に合った独自支援策を講じていることは、今日の同僚議員の一般質問でも明らかにされたとおりであります。

富岡の現場で働く男性作業員は、4月20日から会社が休み。社員寮も閉鎖され、再開の見通しはない、また二本松の復興住宅に住む50代の方は、3次下請の仕事だが解雇された。2人とも、4月から県の家賃支援が打ち切りになり、生活が苦しいと話していました。私たち日本共産党支部は、そうした問題も含め町民の声を聞き、感染と暮らしの実態調査と町民命と暮らしを守るためにという8項目の緊急要望を去る5月7日、町長に申し入れました。対応したのは、佐藤副町長です。改めて、今日この場で町の独自支援策の具体化を求めたいと思います。

ひとり親家庭に対する独自支援についてどのように考えているのか、どのように支援していくのか。先ほどの答弁は分かりました。その上でです。

2つ目、固定資産税、住民税減税、災害公営住宅家賃など、独自支援についてどのように検討されるのか、お答えください。

3つ目、国保条例の一部を改正し、傷病手当支給が可能となる厚生労働省の事務連絡があったことはご承知のとおりであります。その対応について答弁を求めたいと思います。

大きな2つ目の問題です。帰還困難区域の復興拠点区域外の整備についてあります。

これまで、帰還困難区域の復興・再生は、町政の根幹的課題であるという立場で一貫してこの場で議論してまいりました。そして、

去る３月議会の一般質問においても、町独自に第２、第３ステージの青写真を作って、国に示してはどうか。国に対してそうしない限り前に進まないのではないかと、それこそ訴えました。第１ステージ以外の復興整備計画を作成し、住民説明会を開催することも町長に求めました。

私の再々質問に対する町長の答弁は、５年後に第２ステージ、７年後に第３ステージが始まるという保障は一切ありません。行政として責任の持った住民対策が取れるか甚だ疑問。そこまであなたは言ったんですよ。まず、国にしっかりと働きかけるのが基本との答弁でした。

では、誰が帰還困難区域を含めた復興・再生を待ち望む人々に、町はどうして応えるんですか。改めて指摘をしたいと思います。

要するに、３月議会の答弁は、区域外の整備について、町独自の青写真を作る考えはないということも表明されました。住民説明会を開く考えはない、そして、町としては町長は、国に働きかけて、国の方針を待つということだと思います。

ところがどうですか、町長、ご存じのとおり、国は、区域外の避難解除について新たな方針を打ち出したではありませんか。６月３日付、朝日新聞１面トップ記事によれば、その後の地方新聞でも報道されておりますけれども、政府は帰還困難区域の区域外において、除染しないまま避難解除を行うという検討が行われており、経産省、環境省、復興庁で合意がなされているとのことであります。

除染なし解除、これも新聞報道でありますけれども、これを歓迎するというのは飯館村のみで、浪江町、大熊町、双葉町、葛尾の各首長と富岡町は、除染なし解除に異議ありの声を明確に挙げたことは当然であります。帰還困難区域が広大な面積を占めているため、国は費用対効果を理由にしようとしているのかもしれませんが、区域外の除染整備の方針を明らかにしてきませんでした。

今必要なことは、除染を前提にした帰還困難区域の具体的な再生復興計画づくりが求められている、このことが今回の国の方針転換に対比すればより明らかではないかと思います。３月議会の答弁の反省の上に、新たな事態に対する町の考えを明確に示してもらいたいというふうに思います。

帰還困難区域が、まだ線量が高く除染整備が大変なことは、私も分かります。

しかし、問題と原因ははっきりしております。繰り返しになりますけれども、現に起きている問題を考えれば、飯館村村長が、今年２月２６日、環境省など関係大臣に、長泥地区の拠点外整備に関する

要望書を提出しました。私は、村に直接電話をし、総務課長とお話をし、その要望書を入手しました。

実は、それを基本に、この要望書を基本に去る5月19日の衆議院東日本大震災復興特別委員会で、根本匠衆議院議員が、飯舘村の一括解除、すなわち復興・再生拠点整備対象外の地域を復興公園として整備し、解除することに質問しました。いわゆる除染抜き避難解除の先導役を果たしたと私は思っております。

避難者の中には、帰還困難区域の自宅に戻りたいとの強い要望があります。そのためには、国による除染は不可欠ですが、飯舘村が除染しなくても解除を求めたため、このやり方を帰還困難区域全体に適用しようとしているのではないかと私は推測します。既に飯舘村は、除染なし解除のテーブルにつき、住民の困惑をよそに、復興公園計画を策定中とも伝えられており、浪江町など他の帰還困難区域を抱える町村とは全く異なるスタンスであることは先ほど示したとおりです。

今回の国の方針転換は、戻りたい避難者の気持ちを逆手に取り、戻りたいなら除染しないことを認めろと脅しにもなりかねません。到底避難者の納得は得られないでしょう。そもそもふるさとの大地を汚したのは誰ですか。国と東電であります。国の方針転換は、まさに国の責任放棄であり、断じて認めるわけにはいきません。

内堀県知事は、この件に関し6月1日の記者会見で、解除のための具体的方針については、国は各自治体の意見を尊重し、丁寧に協議を重ねてほしい、穏やかな記者会見でしたけれども、そう述べました。

国は、加害者として帰還困難区域の除染による再建に責任を持つべきという意図は、私は明らかなと思います。

そこで、町長にお伺いします。国の方針転換をどのように受け止めているのでしょうか。今後とも、除染による帰還困難区域の復興・再生を求めるとの立場を堅持し、区域外の再生計画をまず独自に作成し、議会や住民、そして大きく共通する問題ですから関係町村とも連携し、これまで以上に国・県に働きかけを行う考えがあるか、町長、お答えください。

町役場津島支所の再開についてであります。

津島活性化センターでの業務再開について、拠点整備の進捗に合わせて検討すると答弁をされました。具体的に今後どうするのか。今後のロードマップなど計画の具体化についてお答えをいただきたいと思います。

原発の汚染水処理問題についてであります。

4月13日に行われた政府の小委員会の意見聴取会では、双葉郡8町村の首長やいわき市長など関係団体代表12名の意見聴取が行われました。

そこでお尋ねをいたします。政府小委員会の意見聴取会で、町長はどのような意見を述べたのかお答えいただきたいです。

町長はご存じのとおり、我々町議会3月定例会において議員発議された第一原発構内に保管中のトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する決議を全会一致で可決しました。決議では、海洋放出のほうがより確実に実施できるとしていることに、地域住民の感情を無視したものと指摘し、過去の公聴会で大多数を示される陸上保管の継続を求めました。

そこで、町長にお尋ねをいたします。海洋放出は、町の存続にも関わる重大な問題であるという認識があるのか。

2つ、大気への水蒸気放出と海洋放出が現実的とする政府小委員会の方針について、国民的な議論が必要だと思います。

そこで、お尋ねいたします。町長は、町議会の反対決議を尊重し、海洋放出に反対であることを政府に求めるか、答弁を求めたいと思います。

最後に、内閣府有識者検討会が発表した日本海溝・千島海溝の巨大地震津波予測の問題であります。

今回の検討会の津波高推計による浸水想定区域の見直しと避難所の設置場所など大幅な見直しを考えます。見直しのポイントについてお答えください。

2つ、解体を決めた学校など避難所として再利用するなど、特別措置ができないのか。避難所や感染対策用物資の確保など、新型コロナウイルス感染症対策などを念頭にどのような見直しを検討されているのか、お答えください。

最後に、東電福島原発の安全と防策についてであります。

今年度完成を目指す第一原発防潮堤建設の見直しを要望しない限り、有識者検討会で出された津波が発生するとすれば、甚大な被害が及びます。見直しの要望をされたか。そして、高濃度汚染流出の危険と環境汚染について国・県・東電にどのような要望をされたのか答弁を求めて終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） まず、私からは大きい3番の原発汚水処理問題についてお答えをいたします。

まず、町長はどのような意見を述べてきたのかということであり
ます。

このことにつきましては、4月13日に行われた多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場において、意見を述べてまいりました。

まず、町の現状として、農林水産業等の復興に向け歩み出したところであり、また福島第一原発から最も近い漁港を抱えていること、そして、処理水の取扱い方針次第では、町が掲げる「持続可能なまちづくり」の阻害要件になりかねないことを申し上げました。

科学的な安全と安心は、当然イコールではありません。復興の芽を枯らさぬよう、国の責任の下、風評対策を含めた処理水の取扱い方針について、慎重に判断するよう要望したところでございます。

続いて、町の存続にも関わる重大問題という認識があるかについてお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、国が示す処理水の取扱い方針次第では、当町にとって1歩ずつ確実に進んで来た復興の歩みや、町が掲げる「持続可能なまちづくり」にとって、重大な阻害要因になり得る問題であるという認識しております。

続いて、議会の海洋放出に反対の決議を尊重しということですが、お答えをいたします。

浪江町議会において議決されたトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する決議は、安易な海洋放出を行えば、新たな風評被害を招き、福島第一原発に最も近い当町の漁業に、甚大な被害をもたらすことを訴えたものであり、町としても同様な危機感を持っております。

引き続き、国において、地元市町村を始め、関係機関等と十分な議論を行い、適切な方針が示されることを求めてまいりたいと考えております。

以上です。

その他のことについては、担当課長から答えをさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 1番の新型コロナ感染と町民の命・暮らしを守る町の対応についての（1）の①町民のコロナ感染と検査件数など、実態を調査・把握されたか伺いたいのご質問にお答えいたします。

町民からの相談件数については、30件でございます。検査件数については、相双保健福祉事務所から情報提供を受けており、町内の居住者については5件でございます。結果は全て陰性でした。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） ②DV被害者や重度障害者などへの対応についてのご質問にお答え申し上げます。

国の要領では、配偶者暴力防止法等によるDV被害者について、住民票を移さず、世帯主と別の場所に居住している場合、その居住先に、給付金申請書を送付することとされており、受給が可能となっております。町におきましても、これに基づき対応を行っております。

また、重度障害者等につきましては、自ら申請・受給することが困難な場合、法定代理人や、市町村長が特に認める者による代理受給も可能とされているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 持続化交付金や雇用調整助成金の実態把握についてお答えいたします。

持続化給付金、雇用調整助成金ともに、これまでに町や商工会、官民合同チームに相談のあった件数につきましては、10件以内でございます。

これは、この補助金が町を経由せずに直接申請となることからありますけれども、したがって、町内事業者の実際の申請状況の全容は把握できないのが現状であります。

しかしながら、ほかの団体が実施した新型コロナウイルスによる影響についてのヒアリングによりますと、80社を超える事業者の中、影響が大きいと答えた事業者が、影響があると答えた事業者、合計で50件以上ありまして、地元事業者にも影響は及んでいると認識しております。

また、同じくコロナ関連の支援策である融資制度につきましては、申請する際、提出書類の中に売上げの減少について町の奥書証明が必要な書類があります。そちらの申請の提出につきましては、既に19件の申請があったところです。今後も申請はあると予想しておりますので、真摯に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） （2）のコロナ感染から町民の命と暮らしを守ることについてのご質問にお答えいたします。

①のふたば医療センターなどでPCR検査ができるように県と協議すべきと思うというご質問にお答えいたします。

相双管内において、新たにPCR検査機器を整備する方向で県が調整を進めておりますが、設置場所については、現在、検討中と伺っております。

次に、②の37.5度以上の発熱が続かなくとも医師の判断でPCR検査ができることを町民に周知するかのご質問にお答えいたします。

町民への周知については、広報なみえ6月号と町のホームページに感染が疑われる場合の相談、受診の目安となる症状について掲載しております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 中断した学校生活へのサポートについてお答えいたします。

学習内容や諸教育活動におきましては、その精選を図るとともに年間計画の余剰授業時数とか、長期休業期間中の授業日の設定等も含め、年度末までを見通しながら児童・生徒一人一人の状況を踏まえた取組が進められるよう学校を支援したいと考えております。

また、心身の健康面へのサポートにつきましては、学級担任や養護教諭を中心とした健康観察、健康相談の実施や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携等、教育相談体制の充実を図り、きめ細かな支援ができるよう、感染症予防のための環境整備も含め、学校の取組を支援したいと考えております。

次に、チーム嘉人の取組を今後の学校教育にどう生かすかにお答えいたします。

現在、各学校では、教育活動の充実のため、教職員が一丸となりチーム力を生かした取組に努めております。

津島小学校では、1つの学校に児童1人ということから、当該児童名を冠して取り組んでおりますが、その一つとして今般の臨時休業期間中においては、町のタブレット端末を使用し、遠隔授業も実施したところであります。

今回の津島小学校における取組等も踏まえ、各学校において一人一人がタブレット端末等を使用できる環境を整備し、学校間の交流や学校と家庭を結んでの学習支援等を行うなどの取組も含め、社会的背景の対応とともに一人一人に寄り添った日常の教育活動が一層充実するよう各学校を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） （4）の感染拡大防止対策と感染情報共有についての①浪江町の復興事業に関わる作業員が罹患・入院した。事実経過と感染拡大防止対策の情報共有と町の対応について伺いのご質問にお答えいたします。

厚生労働省の感染症情報の公表に係る基本方針によりますと、感

染者の行動歴等の情報等については、他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期の行動歴等については、感染症の蔓延防止に資するものではないことから公表する必要はないとしております。

今回の件は、福島県がその方針に基づき、感染者の町内での業務自体が一般の不特定多数の方と接触する業務ではなく、他者に感染する可能性がないと判断し、作業現場を公表しなかったと思われます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） （５）町民の命・暮らしを守る町独自支援策についての①ひとり親家庭に対する独自支援策についてのご質問にお答えします。

先ほどは、２番議員に対して子育て世帯という少し広い範囲で答弁させていただきましたけれども、今回はひとり親ということで、現在のところ、町といたしましては、直接的な支援策というものはございません。

しかしながら、国の令和２年度第２次補正予算案において、ひとり親家庭等への支援策を実施するための予算が提出されまして、審議がなされているところでございます。

その中でも、特に低所得のひとり親世帯臨時特別給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手当受給世帯等に一定額の給付を行うなど直接的な支援となる予定でございます。

このような経済的支援制度について、周知広報を図りながら、漏れなく必要とされる方につながるよう、町としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、②の固定資産税、住民税など、独自支援策について伺いたいについてのご質問にお答え申し上げます。

２番議員、１４番議員から質問がありましたコロナ関連の支援策につきましては、先ほどご答弁させていただいたところでございまして、議員おただしの件につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者等に及ばず影響の緩和を図ることを目的に、収入が大きく落ち込んだ方につきましては、町税等を一時的に納付が困難な場合につきましては、納税を猶予する徴税猶予

の特例措置等を含む浪江町税条例の一部改正について本定例会に上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 同じく②の中で、災害公営住宅家賃ということなので、お答えいたします。

災害公営住宅を含む町営住宅の家賃につきましては、町営住宅等条例にあります家賃の減免又は徴収猶予の規定等がございますが、まずは、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が低下した方からの申し出がありました際には、庁内外関係機関等と連携して、相談業務対応したいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） ③の傷病手当金のご質問にお答えいたします。

国民健康保険の傷病手当金につきましては、令和2年3月10日付、厚生労働省事務連絡に基づいて、浪江町国民健康保険条例の一部を改正し、併せて、傷病手当金に係る予算措置を専決処分いたしました。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 大きな2番、帰還困難区域の復興拠点区域外の整備について、（1）の拠点区域外の拠点整備についてお答えいたします。

報道の内容について、国に確認いたしましたところ、「自治体のご意見、ご要望を丁寧に伺いながら検討を進めることとしているが、報道の内容については、現時点で政府内で最終調整に入っている事実はない」とのことでした。

除染は、国の責務でございまして、現時点では、除染せずに避難指示を解除するということは考えられないものでございます。

令和2年5月26日にも、関係町村で構成する原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会から、復興大臣等に拠点区域外の除染や避難指示解除に向けた方針を早急に検討し、具体的に示すよう要望を行っておりますが、引き続き1日も早い帰還困難区域の復興・再生に向けて、今後の施策の方向性を示すよう要望してまいります。

続きまして、浪江町役場津島支所の再開についてお答えいたします。

特定復興再生拠点区域につきましては、令和５年３月の避難指示解除を目標に整備を進めてまいります。

津島支所につきましては、復興再生計画において、機能を復旧すると定めてございまして、現在、つしま活性化センターを軸に検討を進めてまいります。

再開時期、組織体制等につきましては、農地保全や準備宿泊など、今後予定される町民の皆様の拠点内における活動を勘案し、検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、続きまして、４の日本海溝・千島海溝の巨大地震・津波予測と防災・安全対策について、（１）の①、まず避難所の設置場所の見直しについてのご質問にお答え申し上げます。

平成31年３月に、福島県より、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する最大クラスの津波想定、レベル２の津波が示されました。これを踏まえ、町では、昨年度、避難所の見直しを含めたハザードマップの改定を行っております。

本年４月に、国から、新たに日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による津波浸水想定区域が示された際、その浸水範囲については、現在の防災ハザードマップで想定している最大クラスの津波浸水想定区域の範囲内となっていることを確認しており、今回改定した防災ハザードマップで対応できると判断しているところでございます。

また、津波被害に対する避難所につきましては、新たな津波浸水想定区域等を基に、地域スポーツセンター、サンシャインなみえ、いこいの村なみえの３か所となっているところでございます。

次に、②として、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答え申し上げます。

避難所における感染防止対策は、避難所を運営する上で、重大な課題となっていると認識しております。

現在、国から示されております新型コロナウイルス感染症対応時の避難所全体のレイアウトや人の動線、健康な方の滞在スペースのレイアウト、発熱・咳等の症状が出た方や濃厚接触者をやむを得ずそれぞれ同室にする場合のレイアウトの例などを参考に、地域スポーツセンターやいこいの村なみえでの避難所運営における対策を検討しているところでございます。

また、その際必要となる、マスク、消毒液、体温計、パーテーシ

ョンなどの物資についても、必要数の購入を予定してございます。

次に、（２）東電福島原発の安全と防止対策についての①今年度完成を目指す第一原発防潮堤工事等の見直しについてのご質問にお答え申し上げます。

東京電力によりますと、地震に対する津波対策として、新たに防潮堤の設置を進めるとともに、東日本大震災クラスの津波に対しては各建屋の開口部を塞ぐなどの対策が取られていると確認してございます。また、現在、国から示された日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを踏まえ、2020年度上期を目標に、津波の影響を再評価しているところだと伺っております。

今後、東京電力から津波の再評価に基づく対策が示された際には、内容を確認すると共に、県や関係市町村と連携しながら、必要に応じた要望等を行ってまいりたいと考えてございます。

②高濃度汚染水流出の危険と環境汚染についてのご質問にお答え申し上げます。

前の質問にもお答えいたしました但、東京電力によると、東日本大震災クラスの津波に対しては、各建屋の開口部を塞ぐなどの対策が取られているものの、これを超える津波が襲来した場合には、建屋内にたまっている汚染水や泥状の沈殿物等の高濃度汚染水が流出する可能性がある。そのため、建屋内の汚染水について、高台へ移送する作業を進めており、併せて泥状の沈殿物についても、高台へ移送する準備を進めていると伺っております。

引き続き、東京電力へは、早期かつ確実な対策の実施について、県や関係市町村と連携しながら求めてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 東電の第一原発防潮堤建設工事の見直しの問題についてですが、私は第一原発は、もし東日本大震災と同じ程度の津波、いわゆる13.7メートルの津波が来れば、原子力建屋がある海拔8.5メートルの敷地が最大で3.3メートル浸水してしまうと。さらには、現在建設中の防潮堤さえ、超えてしまうと。

したがって、国・東電に対して現在進められている防潮堤建設工事の見直しを要望すべきだという質問をしたんですよ。2020年上期まで再評価すると言っていると。安全神話から抜けてないですよ。今回の有識者検討委員会の推計値を基に現状に当てはめれば、高濃度汚染水さえ流出しかねない、防潮堤を超える、敷地内に大きく侵入してくる。

したがって、今回の有識者の提言を踏まえて見直しを要望すべきだというふうに思います。町長、これどうですか。課長では判断できないですよ。

それでは、時間の許す限り再質問したいと思います。

コロナの実態把握についてですけれども、その程度かなというふうに思いました。だから、ホームページとか町の広報でお知らせしているというけれども、安心している部分もあると思うけれども、37.5、発熱4日の縛りがまだやっぱり町民にはあるんじゃないかと。そうではないんだということを分かりやすく改めて説明をして、予防、感染防止対策をすると。特に、無症状感染者が全体の7割、8割とも言われているわけでしょう。この感染症のすごさ、怖さはそこにあるわけですよ。

したがって、もっとどんどんと啓蒙すべきではないかというふうに思います。

その上でなんだけれども、関連して言うと、37.5のところで、今も言ったけれども、様々な議論があって、かかりつけの医者判断でPCR検査ができるように改善されたわけでしょう。さっき課長も答弁したけれども、これが6月1日の広報に入ってきたやつ。これが最初配ったやつです。基本的には中身変わっていない。国民的な運動と国民的な世論で国会での戦いもあって政府は柔軟対応するというふうになってきているわけだから。

この広報では、かかりつけ医師判断でPCR検査ができるなどと判断できる人は誰もいない。日々変わっているわけだから。町民の役に立つようなそういう広報をすべきだというふうに思います。そういうふうに改善される。

それから、かかりつけの医師判断、それから今日も一般質問で議論になりましたけれども、医療診療、あそこに浪江診療所の問題について議論されました。

そこで、1つだけお尋ねいたします。浪江診療所に発熱外来設置の計画があるというふうに新聞報道されたことはご存じでしょう。具体的にどのような計画で、どのように進めるのかお答えをいただきたい。とするならば、必要な体制と訓練、医療機器の準備をする必要があると思います。そのことについて担当課でどういう検討しているか、お答えをいただきたいと思います。

それから、子供の心身と教育の問題。教育長に私から言うまでもないと思うけれども、様々なアンケートが出ております。授業についていけるか心配だ。親御さんとしては、子供さんの精神面が心配だ。長期間うちにいたために、食事を含めた生活費が大変だ。もっ

と身近な例で言えば、兄弟や親子の間に家庭内の不和が発生している。様々な障害、問題が出ていることは明らかです。その上で、学校の遅れを、授業の遅れをどうするか。

基本的には、先ほど教育長が答弁された方向でいいと思いますけれども、私は3か月も休んだわけだから、少人数学級だからほかと同じような遅れになっているかどうかは分からないけれども、私は遅れていてもいいと。しかし、残りの期間で全ての教科科目を予定どおり消化する、そういう詰込みでは駄目じゃないですか、そこをどう考えますかという質問をしています。これについて明確な答弁はありません。

それから、iPadを利用して一人一人が成長できるそういう支援体制を取っていきたい。考え方は分かりますよ。じゃ、具体的に現在はどうなっていますか。今後どうされますか、お答えください。

それから、感染情報の共有の問題。私は、課長の答弁では納得できません。繰り返していると、これ時間なくなるんだけれども、要するに厚生労働省の公表基準に従って公表しないことにしたから何ら問題はない。

私は、大玉にいます。二本松でも何人か感染しています。市役所は、感染の経過について印刷したもので議会に説明していますよ。

ちょっと歴史的な背景をたどれば、ご存じのように町長、スペイン風邪が1910年に起きた。スペイン戦争があった。スペイン風邪から4年後、実はスペイン戦争でアメリカ兵は大きな犠牲者を出したんです。その中で、ある部隊は早々に撤収をして、スペイン風邪の死者・犠牲者を最小限に収めた、勇気ある撤退をしたという歴史的な事実がある。ここから何を酌み取るか。やっぱり情報の共有なんです。正しく恐れる、みんなと共有する、そういう信頼関係があつてこそ次のステップに進めると思います。

さっきの課長答弁では納得できませんので、町長は今後どう対応するのか。先ほど私がお聞きした問題点も踏まえて答弁を求めます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） 私からは、ただいま質問をいただきましたコロナに関する情報の共有についてでございますが、先ほど質問の中でご指摘がございました町長は公表を阻止したような状況があったのではないかとございまして、感染者の情報公開については県が行っているわけで、ほかの件でも作業現場を公表しなかったことについては、県の判断に基づくものと理解をしております。町では特に関与しておりませんので。

そういった中で、そのやり取りの中で、私はコロナの関係で電話

等で県関係者、あるいはその関係者と話をした、あるいは何ていいますか、公表しないでほしいと要請をしたということになっているようですが、私、そのことで連絡を受けたこともございませんし、そういった中では、どうしてそういう誤解が生まれたのかなと理解に苦しんでいるところでございます。

ただ、この感染については今後も続くわけでございますので、続くだろうと思います。そういった中で、議員おただしのスペイン風邪と言われるインフルエンザの感染について、第1次世界大戦の最中に起こったという歴史的な背景をもちろん知っておりますので、そういった中では情報の共有というのは非常に大事だという認識は持っております。

そういった中で、これから当然ながら町で発症者が出た場合は、当然ながらいち早く公表するのが大前提になるわけですが、そういった中で、今までの経過については、それぞれの基本方針に従って対応してきたということでございますが、これからの情報の発信の在り方については、しっかりと情報が共有できるように対応を図ってまいりたいと考えております。

それと、ほかのことについては担当課から説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 東京電力の第一原発防潮堤建設工事の見直しについてのご質問にお答え申し上げます。

現在、東京電力で進められております第一原発の防潮堤建設工事につきましましては、2017年に出されました千島海溝沿い、千島海溝津波に対する検討結果によって進められていると承知してございます。

ただ、これにつきましましては議員おただしのとおり、東日本大震災クラスの津波に対応できるものではございませんので、それに対する対応として東京電力については、各建屋の開口部を塞ぐ、あるいは現在の汚染水を高台へ移送する、そういうふうな作業を進めていると承知しているところでございます。

そういう意味でもそのような汚染水の流出の危険、あるいは環境汚染についての危険はございますものですから、早期かつ確実な対策、これについて改めて求めていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 医師の判断でPCR検査できることをなぜ町民に周知していないのかということについてでございますが、現在も福島県では、まずかかりつけ医に相談、患者様が相談しますと、そのかかりつけ医は、また帰国者・接触者相談センターに相談するようになります。そして、その上で帰国者・接触者外来の

受診調整が行われまして、そこに患者の方が行かれまして、そこで検体、そこで検査をするかどうかというのは、その帰国者・接触者外来から提供された情報を基に保健所長が検査の有無を判断することとなっております、医師の判断で即PCR検査を実施する体制となっておりますのが事実でございます。そのため、特に周知はしておりません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 浪江診療所に設置するのは、発熱外来ではございません。発熱者用の待合室をプレハブで建てまして、一般の患者の方とその発熱のある方を同じところで待たせないための措置でございます。今回、その件については予算を挙げさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 続きまして、学校生活の学び、心身のケアということでございますけれども、駆け足で教科書を全て消化しようというようなことは全く学校とも考えておりません。

議員ご指摘のように、本町教育環境においては、一人一人個別に応じたきめ細やかな指導が可能でございます。一人一人の学習の状況、心の動きを適切に踏まえながら丁寧に、そして先生方、チームで取り組んでまいります。

2つ目のiPadの件ですが、これも答弁の中で申し上げましたように、今回の津島小での遠隔授業等、3月のときにも試行的に取り組みましたが、それらを踏まえまして創成小・中学校一人一人の児童・生徒が1人1台のタブレット端末を使って、調べるというだけではなくて、相互にコミュニケーションを図ること、先ほども、午前の答弁で申し上げましたように、学校間での交流ですとか、それから学校と家庭をつないで、教育支援に当たるなどの取組にも生かせるかなと考えています。

大事なものは、やはり一人一人の子供たちに寄り添うということであり、学校と共通理解を持ちながら、子供たちを長期的な視点で育てていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐々木恵寿君） 再々質問です。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 教育長にお尋ねいたしますけれども、津島小学校の場合は、先ほど言ったとおり、もう結論が出ているというか体制ができているわけだけれども、なみえ創成小・中の場合、児童一

人一人、生徒一人一人が i P a d を持って、もし今回のような問題が出た場合に、言ってみればマンツーマンで教育できる、そういう体制準備ができていうふうに理解してよろしいですかということが1つですね。

それから、大事な問題3つ、先ほどの浪江その2の線量測定作業員がコロナに感染したと。3月8日に入院をされたと。事業所というか、4月でした、失礼、訂正、4月8日に入院されたと。現場はというと、4月7日から4月20日までストップ食っている。現実には発生したからですよ。それが、公表の基準に照らして公表する必要はないというのは、先ほどの答弁、よく整理できていないんだけど、要するに一般人との接触の心配もないということが公表しないでいい基準だという答弁だったんだけど、私はその人の生活行動分かりませんよ。私は、南相馬のアパートから作業現場に行って、そのまま直帰する。何らその他の行動がないということは考えられないです。したがって、行動範囲が一定程度広いのではないかとということ町民は心配しているんですよ。

今回は、クラスターにはならなかったけれども、クラスターが発生する危険だってあるでしょう。何でそのことを町は町民に知らせないのか、こういう根本問題なんですよ。

それから、あと町長が答弁された環境省福島事務所の、私は江藤課長に直接聞いたんだけど、環境省福島事務所からこのことについて何も連絡を受けていないという答弁です。私も驚きです。環境省の江藤さんは、私にうそをつく理由はさらさらないというふうに信じていました。

しかし、それが町長が言うとおりでとすれば、国がまたこれ何かを隠蔽しているわけだから、重大な問題。

再度聞きます。環境省福島事務所からは公表の件に関して協議はあったのかなかったのか再確認します、お答えください。

それから、大事な問題2つ目です。帰還困難区域の問題について、新聞報道されているような、そういう除染なし解除ということではないと。

しかし、微妙な答弁をしているんですよ。これは国が言ったということなんだけど、最終調整に、そうか、最終調整に入っている段階ではないと。しかし、その方針の下に調整をしているというそのことは課長答弁から国が考えている方向、方針が明らかになったわけでしょう。福島民報・民友含めて、あるいは全国紙含めて、朝日は一面トップです。そういう報道されているわけですから、私はそこをやっぱり突破するには、それは駄目だということ、除染

なし解除なんては認めるわけにいかない、国の方針を撤回しろということをも明確に求めるということ。

その上で、具体的に浪江町の帰還困難区域の第1次エリア661ヘクタールですよ。全体面積1万8,000ヘクタールのわずか3.6%、もちろん山林も含むわけだけれども。

したがって、浪江町3つの地区の帰還困難区域のいわゆる生活部分の再生整備をどうするのか、除染をどうするのか。度々言っているように、町が計画をつくらない限りは駄目だということです。3月議会と同じ質問になりますけれども、飯館のとおりやれと言っているのではないです。要するに、飯館から学ぶとすれば、飯館はそういう計画をつくって、国へ要望して、国会議員に質問させているわけだから。質問させているという言い方はこれ誤解あるかもしれないですけれども。具体的な計画を、計画は具体的にしないと駄目だ。そのことがこの問題を突破する最大の決め手だと思います。どうされますか。

それから、汚染水処理の問題で、要するに、議会としては、もちろん風評被害のことについても一言入っていますよ。しかし、議会としては、明確に反対の決議をしたわけですよ。だけれども、町長も風評被害も含めて浪江町の復興のためには海洋放出は慎重に判断してもらいたいという極めて慎重な答弁でしかないわけです。

町長、恐れる必要はないですよ。議会がついているわけだから。議会の後ろには、残りの町民がついているわけだから。堂々と国に対して浪江町はこれだけ苦勞して請戸漁港を再開したんだと、海洋放出まかりならんと国に明確に反対すべきではないですか。

町長が、もしそういう明確な態度表明できないとすれば、どういう理由があるんですか、そこをお答えください。

以上で再々質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの再々質問にお答えをいたします。

一番最初に、町長が公表を阻止したのかの案件で整理をしたいと思います。

その中で、馬場議員が江藤さんとお話をされたと。その中で、町長から公表しないでほしいという話があったということでございますが、私は江藤さんとお話をした経緯がないということを含めて、浪江町で発生したということについて公表しないでほしいと言った覚えはありません。

ただ、何ていうか、感染者の発表の記事に基づいて、県がそれに基づいて居住が南相馬であったので南相馬としたということござ

いますので、その件は南相馬で発表しますという話は承りました。

ただ、私が個人的といいますか、町長としてその発表、浪江町の作業所で発症したということのそれについて関与をしたということはありません。そのことをまず申し上げたいと思います。

それから、いろいろ質問いただきましたので、それから、今回の飯館村における第3の要件といいますか、つまり帰るに当たっては国との約束の中で3要件がございます。やはり、きちんと除染がなされたこと、そしてインフラの整備がされている、地域の皆さんと十分な協議ができること。この3要件に新たに除染なしでも地元からの要請があれば解除の方針もあり得るという、まだ決定ではないようでございますが、議員おただしのように飯館村からの申し出があったということだと思います。

これは、知事がおっしゃっているように、全く特殊な例だと思います。

そういった中では、浪江町では8割の帰還困難区域を抱える、ましてや水源地である、この2点をもってしても、あるいは村として成り立ってきた津島を含めると大変な皆さん方の思いがあると。そのことについて十分承知をしておりますので、除染なき解除はあり得ないということは、これからも明確に打ち出してまいりたいと思います。

それから、議会で決議をした内容について、自信を持って反対をしろということでございますが、決議は非常に重いものがあると認識をしております。

その上で、今まで町としては国及び東京電力に対しては、環境や風評への影響などを十分に議論の上で国民や県民、そして町に対して丁寧の説明しながら慎重に検討を進めるとともに、具体的な風評対策等の提唱とセシウムに関する正確な情報発信にしっかりと取り組むよう求めてまいりました。

そういった中で、今後とも国及び東京電力においては、現在の新型コロナウイルス感染症などの状況下においてもトリチウムの処理方法について関心が低下することのないように進めることは当然としながら、全国的な意見を含めた幅広い担当者の意見を聴取して、対応方針を決めていくべきであると。

そういった中で、5月11日に第3回の関係者から意見を伺う場がございました。間もなく第4回目の会が予定されていると伺っております。まだ、私に発言をする場は、当然あるものと思いますので、今までの発言、要望などで申し上げてきた浪江町の現状を踏まえた今後想定される懸念案件として、農林水産業に対する新たな風評被

害、新規参入者や町民の帰還意欲の阻害要因となる事柄に対し、適切に対応をされた方針をしっかりと示すべきだと今後とも申し上げてまいりたい。

以上でございます。

その他については担当課から申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） i P a d等のI T機器の環境整備ということではありますが、現在、なみえ創成小・中学校には20台、以前、浪江中学校で購入したものなどもあります。それに加えて今回、感染症拡大防止に対する取組と支援策の中で企画財政課長のほうから何回か答弁の中にありました学校におけるオンライン学習に必要な機器の購入というのが答弁にあったかと思いますが、その中で機器の整備等について対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で16番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午後 4時11分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 2 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 2 年 6 月 1 0 日（水曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第 2 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について） |
| 日程第 3 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について） |
| 日程第 4 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について） |
| 日程第 5 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険条例の一部改正について） |
| 日程第 6 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について） |
| 日程第 7 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町一般会計補正予算（第 8 号）） |
| 日程第 8 | 承認第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 1 号）） |
| 日程第 9 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）） |
| 日程第 10 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）） |
| 日程第 11 | 承認第 10 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）） |
| 日程第 12 | 承認第 11 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正 |

		予算（第 5 号））
日程第 1 3	承認第 1 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 1 号））
日程第 1 4	承認第 1 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号））
日程第 1 5	議案第 6 5 号	新型コロナウイルス感染症による被保険者等に関する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 6 6 号	浪江町税条例の一部改正について
日程第 1 7	議案第 6 7 号	浪江町手数料徴収条例の一部改正について
日程第 1 8	議案第 6 8 号	浪江町介護保険条例の一部改正について
日程第 1 9	議案第 6 9 号	浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 7 0 号	工事請負契約の締結について（春卯野ため池環境保全整備工事）
日程第 2 1	議案第 7 1 号	工事請負契約の締結について（沢目ため池環境保全整備工事）
日程第 2 2	議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について（いこいの村管理棟新築工事）
日程第 2 3	議案第 7 3 号	工事請負契約の締結について（台風 1 9 号道路災害復旧工事（1））
日程第 2 4	議案第 7 4 号	工事請負契約の締結について（地域公共施設既存工作物撤去工事）
日程第 2 5	議案第 7 5 号	工事請負契約の締結について（請戸小学校震災遺構整備工事）
日程第 2 6	議案第 7 6 号	物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（C D - 1 型）購入）
日程第 2 7	議案第 7 7 号	物品購入契約の締結について（浪江町役場電気自動車（公用車）購入その 2）
日程第 2 8	議案第 7 8 号	工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）
日程第 2 9	議案第 7 9 号	工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）
日程第 3 0	議案第 8 0 号	工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）
日程第 3 1	議案第 8 1 号	工事請負契約の変更について（丈六ため池

		環境保全整備工事)
日程第 3 2	議案第 8 2 号	工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）
日程第 3 3	議案第 8 3 号	工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）
日程第 3 4	議案第 8 4 号	工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）
日程第 3 5	議案第 8 5 号	工事請負契約の変更について（町道小熊田宮田線道路改築工事）
日程第 3 6	議案第 8 6 号	工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（1 工区①））
日程第 3 7	議案第 8 7 号	工事請負契約の変更について（交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設整備工事）
日程第 3 8	議案第 8 8 号	令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 9	議案第 8 9 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 4 0	議案第 9 0 号	令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 4 1	議案第 9 1 号	令和 2 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 4 2	議案第 9 2 号	令和 2 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 4 3	報告第 1 号	令和元年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について
日程第 4 4	報告第 2 号	令和元年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 4 5	報告第 3 号	令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 4 6	報告第 4 号	令和元年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町	佐藤長良樹君
副町	小林長弘典君	教	育笠井長淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼 仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
吉 田 厚 志 君
書 記
鎌 田 典 太 朗 君

主 任 主 査 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した請願1件、陳情2件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。
なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛てに報告願います。
-

◎承認第1号から報告第4号の一括上程、説明

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。
日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）から日程第46、報告第4号 令和元年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書までを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2、承認第1号から日程第46、報告第4号までを一括議題とします。

日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、地方税法等が改正されたことに伴う浪江町税条例等の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、承認第1号についてご説明を申し上げます。

承認第1号資料によりご説明いたしますので、ご準備のほうお願いしたいと思います。

1 ページをご覧ください。

全体の構成の表をご覧くださいと思います。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴いまして、浪江町税条例等の一部を改正するものでございます。

改正する条文につきましては、表の右上のとおり第1条から第3条の構成となっております。

本則の施行期日や過去の改正附則の一部改正の時期が異なることから3条にわたる改正となったものでございます。そのため新旧対照表につきましても3つございます。

第1条による改正の新旧対照表ですが、4ページから36ページまでとなります。2条による改正につきましては、37ページから48ページ、3条による改正は49ページとなっております。

なお、関連する改正につきましては、一括してご説明いたします。また、条項ずれ、字句の改正及び平成から令和への年号の改元につきましても、説明を省略させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

2 ページをお願いいたします。

特にお断りしない限りは改正条例第1条による改正となりますが、関連する部分については、第2条などの改正もあわせてご説明申し上げます。

今回の改正の概要を税目別にご説明申し上げます。

まず、個人町民税の改正でございます。

改正条例第1条及び第3条による税条例第24条第1項第2号の改正で、個人町民税の非課税措置の男性の寡夫をひとり親に改正するものでございます。

次に、第34条の2、所得控除についても男性の寡夫をひとり親に改正するものでございます。

次に、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正となりますが、給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族申告書に単身児童扶養者の記載を不要とするものでございます。

次に、附則第8条第1項の改正となります。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を令和6年度まで3年延長するものでございます。

次に、附則第17条第1項の改正となります。低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設となります。保有期間が5年を超え、上物を含めた譲渡価格が500万円以下などの要件を満たす低未利用土地の譲渡所得に100万円の特別控除を適用するものとなります。

次に、附則第17条の2の改正となります。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を令和5年まで3年延長するものでございます。

3ページをお願いいたします。

法人町民税の改正となります。

改正条例第2条による第31条から第52条の改正となります。これらは法人税における連結納税制度を廃止し、グループ通算制度へ納税主体を変えることによる法人町民税の改正となります。令和4年4月1日施行となります。

次に、固定資産の改正となります。

第54条第5項固定資産税の納税義務者等について、固定資産所有者が不明かつ使用者がいる場合において、町があらかじめ当該使用者に通知することで課税できるように改正したものでございます。

次に、町たばこ税の改正でございます。

改正条例第1条及び第2条による税条例第94条第2項の改正でございます。たばこの巻き紙に少しでもたばこの葉が使われている場合は、葉巻たばこに分類されます。1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこは、紙巻たばこと比較して町たばこ税が低くなっております。この税負担の是正をするために令和2年10月1日及び令和3年10月1日の2段階で本数換算方式に引上げをするものでございます。例といたしまして、重量が0.5グラムの葉巻たばこの場合、町たばこ税について紙巻たばこと比較すると税額の割合は現在50%となっておりますが、令和2年10月1日から70%、令和3年10月1日から100%とするものとなります。

最後に施行日でございますが、この改正は令和2年4月1日が原則的な施行日となります。一部の規定では令和2年10月1日、令和3年1月1日、令和3年10月1日、令和4年4月1日から施行することとなります。

なお、資料の2ページから3ページの各改正条例の右側にそれぞれの施行日を記載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、承認第2号 専決処分承認を求

めることについて（浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴う浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。

承認第2号資料によりご説明いたしますので、ご準備をお願いいたします。

1 ページをご覧ください。

1 つとして改正の趣旨でございますが、今回の改正は地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴いまして、浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正したものでございます。

2 としまして、改正の概要となります。本社機能の移転について、福島県から承認を受けた事業者が受けられる固定資産税の課税免除及び不均一課税の適用期間を現在の令和2年3月31日から令和4年3月31日までの2年延長とするものでございます。

最後に施行日となりますが、この改正は令和2年4月1日が施行日となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、地方税法施行令等が改正されたことに伴う浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものがあります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、承認第3号資料によりご説明申し上げます。資料をご準備お願いいたします。

改正の趣旨でございますが、地方税法施行令の一部を改正する法律、その他関係する省令の施行に伴いまして、これらの改正法との整合性を保つため、課税限度額及び軽減にかかる判定所得において被保険者数に乗ずる金額に関し所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、第2条課税限度額の改正となります。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円を63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の16万円を17万円にさせていただくものでございます。

2点目は、第23条の改正でございます。軽減判定所得基準額の5割軽減及び2割軽減の世帯の基準を拡充する改正となります。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を現行の28万円を28万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定において、被保険者数に乗すべき金額を現行の51万を52万に引き上げるものでございます。

施行期日でございますが、この条例は令和2年4月1日からの施行となります。

この条例による改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度の国民健康保険税について適用いたしまして、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる症状が現れたことにより、療養し労務に服することができない被保

険者で給与の支払いを受けている者に対して傷病手当金の支給を行うための規定の整備に伴う浪江町国民健康保険条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 承認第4号資料によりご説明いたします。

1、改正の趣旨、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与の支払いを受けている者に対して一定期間に限り傷病手当金の支給を行うことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、浪江町国民健康保険条例の一部改正をするものです。

2、主な改正内容、国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の事項に該当する場合に傷病手当金を支給いたします。

（1）対象者、国民健康保険の被保険者である被用者（給与の支払いを受けている者に限る）で、療養のため労務に服することができない者。

（2）支給期間、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、ただし給与収入の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給しない。

（3）支給額、直近の継続した三月間の給与収入の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額とする。

3、施行期日、この条例は公布の日から施行し、改正後の浪江町国民健康保険条例附則第3項から第8号までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる

症状が現れたことにより療養し労務に服することができない被保険者で給与の支払いを受けている者に対する傷病手当金の支給を行うため、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正されたことに伴う浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、承認第5号資料によりご説明いたします。

1、改正の趣旨、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者等で給与の支払いを受けている者に対して一定期間に限り傷病手当金の支給を行うことで福島県後期高齢者医療広域連合広域高齢者医療に関する条例が改正されたことに伴い、浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正をするものです。

2、主な改正内容、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金が支給されることになったため、町において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を追加するものです。

3、施行期日、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和元年度浪江町一般会計補正予算（第8号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、地方交付税や各事業費が確定したことにより令和元年度予算の整理等を行ったものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23億599万円を減額し、歳入歳出予算の総額を380億9,799万1,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、主な補正内容につきまして予算書、事項別明細書によりご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

まず歳入でございます。

款 2 地方譲与税、項 1 自動車重量譲与税、補正額2,126万7,000円の増につきましては、交付額の確定によるものでございます。

続きまして、12ページ、款 9 地方交付税 2 億347万5,000円の増につきましては、特別交付税及び震災復興特別交付税の確定によるものでございます。

続きまして、14ページ、款13国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 3 災害復旧費国庫負担金 1 億7,238万9,000円の増につきましては、主に節 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金の増でございます。過年度施工分も含めまして国庫負担額が確定したものであります。

次に、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金6,448万円の減につきましては、節 1 総務費国庫補助金につきましては、主にため池対策工事、水道水不安解消事業、埋蔵文化財試掘調査等の事業費の減による福島再生加速化交付金、帰還環境整備の減及び丈六公園整備事業の事業費の減による福島再生加速化交付金、福島定住等緊急支援の減などでございます。また、節 3 被災者支援総合交付金につきましては、町内コミュニティ再生支援事業、デマンド交通運行事業等の事業費の減による減でございます。

次に、目 4 土木費国庫補助金 1 億3,794万9,000円の減につきましては、主に節 2 スマートコミュニティ構築事業補助金の対象事業費の減による減でございます。

次に、15ページ、項 3 委託金、目 1 総務費委託金1,981万8,000円の減につきましては、主に節 3 原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金の減でございます。主に河川敷竹林除去事業、ICTを利用した絆再生強化事業、有害鳥獣等駆除事業等の事業費の減によるものでございます。

続きまして、17ページ、款14県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金5,607万9,000円の減につきましては、主に節 1 農業費県補助金の減でございます。主に営農再開支援事業補助金の対象事業費の減による減でございます。

続きまして、19ページ、款15財産収入、項 2 財産売払収入、目 2 不動産売払収入1,389万円の減につきましては、幾世橋分譲地売払収入について売払い実績がなかったものによる減でございます。

次に、款17繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 3 億6,752万2,000円の減につきましては、財源調整による繰り入れの減でございます。

目 2 浪江町復旧復興基金繰入金 5 億 8,359 万 6,000 円の減につきましては、主に棚塩産業団地整備事業、乾燥調製貯蔵施設敷地造成事業、スマートコミュニティ事業等の対象事業費の減による繰り入れの減でございます。

次に、目 3 東日本大震災復興交付金基金繰入金 1 億 29 万 1,000 円の減につきましては、主に震災遺構整備事業、防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業等の対象事業費の減による繰り入れの減でございます。

目 8 浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金 13 億 6,916 万 1,000 円の減につきましては、主に棚塩産業団地整備事業、乾燥調製貯蔵施設敷地造成事業、道路整備事業等の対象事業費の減による繰り入れ減でございます。

続きまして、21 ページから歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 3,265 万 4,000 円の減につきましては、旅費や職員宿舍借上料等事業費の確定による減でございます。

次に、22 ページ、目 7 企画費 1 億 6,613 万 5,000 円の増につきましては、主に節 25 積立金の増でございます。主に浪江町復旧復興基金積立金につきましては、後年度復興財源として積み立て増とするものでございます。

次のページになりますが、東日本大震災復興交付金基金積立金につきましては、幾世橋分譲地売上収入がなかったことによる減でございます。浪江町帰還環境整備交付金基金積立金につきましては、交付金の確定による減などによるものでございます。

次に目 8 情報管理費 1,279 万円の減につきましては、主に節 15 工事請負費でございます。主に I R U 光ファイバー普及工事及び請戸住宅団地地デジ難視対策工事等の事業費の確定によるものでございます。

続きまして、24 ページ、目 9 自治振興費 1,616 万 7,000 円の減につきましては、町内コミュニティ再生支援業務委託料の採用人数の減等による減でございます。

続きまして、30 ページ、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 4 農業振興費 4 億 9,757 万 9,000 円の減につきましては、主に節 13 委託料につきましては、次ページになりますが、主に乾燥調製貯蔵施設用地調査業務委託料及び乾燥調製貯蔵施設用地測量業務委託料につきましては、設計業務に含めて実施したことによる減でございます。また、節 15 工事請負費につきましては、乾燥調製貯蔵施設用地造成工事の事業費の確定による減となります。また、節 19 負担金補助及び交付

金につきましては、農業法人参入支援補助金につきまして実績がなかったことによる減でございます。

次に、目 6 営農再開支援事業費5,811万7,000円の減につきましては、主に節19負担金補助及び交付金につきまして、営農再開支援事業補助金の事業費の確定による減でございます。

続きまして、33ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 6 交流情報発信拠点施設整備事業費2,495万7,000円の減につきましては、節13委託料の減でございます、主に施工監理業務委託料について別途複数の事業をまとめて発注者支援事業を委託して対応したことによる減でございます。

次に、目 7 企業誘致促進費12億2,525万円の減につきましては、主に節13委託料でございます、棚塩産業団地整備業務委託料について契約額の確定による減でございます。

35ページでございます。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 3 道路新設改良費8,419万円の減につきましては、主に節15工事請負費につきまして、請戸漁港小高瀬迫線、大平山来福寺東線の道路改築工事及び一里檀大町線の橋梁新設工事について事業費が確定したことによる減でございます。

次に、項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費2,547万3,000円の減につきましては、主に節13委託料の減でございます、主に発注者支援業務委託料につきまして、道の駅や産業団地の変更積算業務の減等による減でございます。

続きまして、36ページ、目 2 公共下水道事業費1,639万5,000円の減につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金について事業費の確定による減でございます。

目 3 公園費2,395万2,000円の減につきましては、丈六公園実施測量設計業務委託料の事業費の確定による減でございます。

目 5 防災集団移転促進事業費7,177万2,000円の減につきましては、節17公有財産購入費につきましては、事業費の確定による減及び節19負担金補助及び交付金につきましては、浪江町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金及び浪江町被災住宅再建補助金について事業費の確定による減でございます。

目 6 まちづくり整備事業費1,252万円の減につきましては、主に節19負担金補助及び交付金の減でございます、主に定住促進住宅取得事業補助金の事業費の確定による減でございます。

続きまして、37ページ、目 7 スマートコミュニティ事業費 1 億8,706万1,000円の減につきましては、主に節13委託料につきましては、主にマルチ急速充電器開発業務委託料の事業採択に至らなかつ

たことによる減及び節15工事請負費につきましては、一括受電システム工事、CEMS等設置工事、エネファーム設備等設置工事について契約額の確定による減でございます。

続きまして、40ページ、款19教育費、項5社会教育費、目5震災アーカイブ費5,290万円の減につきましては、震災遺構整備設計業務委託料について事業費の確定による減でございます。

続きまして、7ページにお戻りください。

第2表は継続費の変更でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名、乾燥調製貯蔵施設用地造成工事につきましては、契約額の確定及び地盤改良の工法変更による減等により総額及び年割額をご覧のように変更するものでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、道路整備事業請戸漁港小高瀬迫線（5工区その2）から次ページになりますが、最後の事業名、スマートコミュニティ事業エネファーム設備等設置工事までの7事業につきましては、契約額の確定及び令和元年度支払い状況の確定により総額及び年割額を変更するものでございます。

次に、第3表は、繰越明許費の追加でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、棚塩植松地内他調査事業につきましては、地権者との接触に時間を要しているため、次年度へ繰り越すものでございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、事業名、情報通信基盤災害復旧事業及びその下の事業名、請戸住宅団地地デジ難視対策事業の2事業につきましては、光ファイバーケーブルを共架する東北電力電柱の建设工程とあわせるため、次年度へ繰り越すものでございます。

次に、款6農林水産業費、項4水産業費、事業名、請戸水産加工団地整備事業につきましては、補助事業者の発注先の担当者の不慮の事故によりまして納入時期が遅れたため次年度へ繰り越すものでございます。

次に、款11災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、事業名、強い農業担い手づくり総合支援事業につきましては、台風19号の被災農家の農業用施設、農業用機械が修繕可能かまたは再建等による復旧によるべきかを判断するのに時間を要したため、次年度へ繰り越すものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事

業特別会計補正予算（第１号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第７号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和元年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第１号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

概要については、事業費等の確定により歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を167万4,000円とするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、事項別明細書により主な補正内容についてご説明いたします。

５ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款３繰越金、項１繰越金、目１繰越金59万円の増につきましては、前年度歳計剰余金の確定によるものです。

続きまして、７ページをご覧ください。

歳出でございます。

款２助成費、項１助成費、目１助成費35万円の減につきましては、文化及びスポーツ振興育成事業の助成額確定によるものでございます。

款３基金積立金、項１基金積立金、目１基金積立金59万4,000円の増につきましては、文化スポーツ振興基金への積み立て及び基金利子の積み立てによるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第９、承認第８号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第８号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,937万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億9,999万1,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、事項別明細書により説明いたします。

6 ページをお開きいただきます。

まず初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金5,225万5,000円の減、これは県補助金の確定によるものでございます。

次に、款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金787万4,000円の減、これは主に節7 出産育児一時金等繰入金725万7,000円の減によるものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

款2 保険給付費、項1 療養所費、目1 一般被保険者療養給付費672万9,000円の減、目2 退職被保険者等療養給付費531万円の減、目3 一般被保険者療養費958万2,000円の減、これらは不用額の減でございます。

次に、款2 保険給付費、項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金1,088万6,000円の減、これも不用額の減でございます。

次に、8 ページをご覧ください。

最後に予備費として2,762万3,000円を減額いたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,843万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億1,752万円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、補正予算事項別明細書の6ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 公共下水道使用料200万円の増は、節1 公共下水道使用料収入によるものです。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 災害復旧事業費国庫負担金1,633万8,000円の減は、下水道管渠災害復旧工事の事業費確定により負担金の減額をするものです。

款5 繰入金、項1 繰入金、目1 一般会計繰入金1,639万5,000円の減、同じく目2 基金繰入金1,805万9,000円の減は、事業費の確定に伴い一般会計等基金からの繰入金の減額をするものです。

7ページに移りまして、款7 諸収入、項1 雑入、目1 雑入35万7,000円の増は、国道114号拡幅工事第1工区完了に伴う管渠移設補償金と東京電力からの損害賠償金確定によるものであります。

8ページをお開きください。

歳出になります。

款1 公共下水道事業費、項1 公共下水道事業費、目1 下水道総務管理費1,302万4,000円の減は、主に節25積立金1,292万2,000円の減額で、これは東京電力からの損害賠償金等の確定によるものです。

目2 下水道建設費100万円の減は、管渠築造関係工事請負費の事業確定による減額であります。

目3 下水道維持管理費906万円の減は、主に節15工事請負費663万3,000円の減で、各種工事の事業費確定による減額で、9ページに移りまして、目4 下水道災害復旧費2,535万円の減は、節15工事請負費1,845万2,000円の減、節22補償補填及び賠償金689万8,000円の減で、下水道管渠災害復旧等の事業費確定によるものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により歳入歳出予算の総額に歳

入歳出それぞれ257万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,035万4,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算事項別明細書6ページをお開きください。

歳入予算についてご説明いたします。

上から款2使用料及び手数料、項1使用料、目1農業集落排水使用料10万円の増で、使用料収入によるものです。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金10万8,000円の減、同じく目2基金繰入金80万7,000円の減は、事業費等の確定に伴い一般会計と基金からの繰入金の減額をするものです。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入338万7,000円の増は、東京電力からの損害賠償金確定によるものです。

7ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。

款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目1農業集落排水総務管理費338万円の増は、主に節25積立金338万8,000円の増で、東京電力からの損害賠償金の確定によるものです。

目3農業集落排水維持管理費80万7,000円の減は、事業の確定による不用残の減額となります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億6,400万3,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 歳入歳出予算書、予算事項別明細書によりご説明いたします。

7ページをお開きください。

款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費、節 19 負担金補助及び交付金、第 1 号訪問介護サービス費 52 万 1,000 円の増、サービス料の増加によるものでございます。

款 6 予備費 52 万 3,000 円の減、歳入歳出の調整によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 13、承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 1 号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 1 号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、新型コロナウイルス感染症に緊急的に対応するため、特別定額給付金等の経費を予算化したものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17 億 4,215 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 358 億 3,515 万 7,000 円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、主な補正内容につきまして予算書、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

まず歳入でございます。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金 17 億 2,400 万 7,000 円の増につきましては、特別定額給付金給付事業の事業費及び事務費に係る増でございます。

目 2 民生費国庫補助金 1,815 万円の増につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の事業費、事務費等に係る増でございます。

続きまして、7 ページ、歳出でございます。

款 2 総務費、項 7 特別定額給付金給付事業費 17 億 2,400 万 7,000 円の増につきましては、先ほど歳入で申し上げた特別定額給付金事業の事業費及び事務費の増でございます。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 6 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費につきましても、歳入で申し上げました児童手当受給

世帯への対象児童への給付の事業費及び事務費の増でございます。

続きまして、8ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費1,233万3,000円の増につきましては、マスクの購入及び各世帯への配布、また消毒液等の購入のための増でございます。

款14予備費、項1予備費、目1予備費1,234万2,000円の減につきましては、マスク購入等の予防費の財源とするための減でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億1,810万1,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、事項別明細書により説明いたします。

6ページをお開き願います。

まず初めに、歳入についてご説明いたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金317万2,000円の増、これは先ほどご説明いたしました新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給に要した費用の全額を県が特別調整交付金で交付するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

款2保険給付費、項1傷病手当金、目1傷病手当金、これは317万2,000円の増、これは新型コロナウイルス感染症傷病手当金でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第65号 新型コロナウイルス感染症による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第65号 新型コロナウイルス感染症による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症により被害を受けた方に対し、国民健康保険税を減免するため条例の制定を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、議案第65号資料によりご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条は、制定の趣旨でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により被害を受けた被保険者等の令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税の減免について、本条例の定めるところによるものとしてございます。

次に、第2条、こちらは国民健康保険税の減免についてでございます。第1項第1号は、感染症による主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯については、全部を減免することとしたものでございます。

第1項第2号は、感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、アといたしまして、減少額が保険金、損害賠償金等による補填を除いて前年の事業収入等の10分の3以上であること、イとしまして、令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下であること、ウとしまして、事業収入等以外のその他所得の令和元年中の所得が400万円以下であること、これらのアからウの全ての要件を満たす世帯については2ページお開きください。2ページの表1で算出した保険税額に対し、表2の区分に応じて税額を減免することとしたものでございます。

感染症に起因し事業等を廃止し、または失業した場合については、全部を減免し、前年中の合計所得金額が300万円以下については、全部を減免、400万円以下については、減免の割合を10分の8、550万円以下については減免の割合を10分の6、750万円以下については、減免の割合を10分の4、1,000万円以下については減免の割合を10分の2とすることとしたものでございます。

第2項でございますが、東日本大震災等による被災者に対する平成31年度及び令和2年度の町税等の減免の適用を受けてない者に対し減免を適用することとしたものでございます。

第3条は、減免の対象となる国民健康保険についてでございます。減免の対象となる国民健康保険税は、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税のうち令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納付期限の到来するものとしたものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

第4条は、減免の申請についてでございます。減免を受けようとする者は、所定の申請書を令和3年3月31日まで町長に提出しなければならないとしたものでございます。

第5条は、減免の決定通知についてでございます。申請書の提出があった場合は、速やかに減免の処理について通知するものとしたものでございます。

第6条は、減免の取り消しについてでございます。町長は、虚偽の申請等不正行為が認められたときは、減免の決定を取り消すものとしたものでございます。

次に、第7条ですが、減免の金額の変更についてでございます。過年度分の修正申告等により変更があった場合、その申告に基づいて減免、金額の変更、または取り消しを行うとしたものでございます。

第8条は、委任についてでございます。条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めるとしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行をするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第66号 浪江町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第66号 浪江町税条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、地方税法等が改正されたことに伴い、浪江町税条例の一部改正をするものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、議案第66号についてご説明申し上げます。

議案第66号資料に沿ってご説明いたしますので、ご準備をお願いします。

1ページをご覧ください。

改正の概要についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制度の措置として所要の改正を行うものでございます。

改正内容について主なものをご説明申し上げます。

まず個人町民税の改正でございます。

附則第25号の改正となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により町長が指定する一定の文化・芸術、スポーツイベント等中止し入場料等について観客等が払い戻し請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について寄附金を支出したものとみなし、個人の住民税の寄附金控除の対象とする改正となります。

次に、附則第26条の改正でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年12月31日までのその者の居住の用に供することができなかった場合においても一定の要件を満たすことで住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和16年度までの1年間延長する改正でございます。一定の要件につきましては、次の掲げる全ての要件を満たしていただく必要がございます。

1つとしまして、新型コロナウイルスの影響により特別特定取得をした家屋への入居が令和2年12月31日後となること、2つ目としまして、一定の期日までに新築住宅、建売住宅、中古住宅または増改築等に係る売買契約等を行っていること、ここで一定の割合、一定の期日でございますが、新築住宅は令和2年9月30日まで契約が済んでいる、それから建売住宅もしくは中古住宅の取得または増改築等は令和2年11月30日までとなります。3つ目としまして、令和3年1月1日から同年12月31日までの間に当該家屋をその者の居住の用に供すること、この3つの要件が必要となります。

次に、軽自動車税の改正でございます。

附則第15条の2の改正でございますが、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期間を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする改正となります。

次に、徴収猶予の特例の改正になります。

附則第24条第1項及び第2項の改正でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から納期限までの一月以上の期間におきまして前年同期比でおおむね20%以上の減少があった場合、申請により令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものについて無担保かつ延滞金なしで最長1年間徴収を猶予する改正となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしたも

のでございます。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日からの施行とするものでございます。

以上で説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第67号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第67号 浪江町手数料徴収条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号通知カードの再交付等の手続が廃止されたことに伴い、浪江町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、議案第67号についてご説明申し上げます。

議案第67号資料によりご説明いたしますので、ご準備のほうお願いいたします。

1としまして、改正の趣旨でございます。行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号通知カードの再交付等の手続が廃止されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2としまして、改正の内容でございますが、個人番号通知カードの再交付等の手続が廃止されたことに伴いまして、裏面をご覧ください。別表2の22の3、番号、種類、金額こちらを削除するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、3としまして、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するとしたものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第68号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第68号 浪江町介護保険条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案第68号資料によりご説明申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、浪江町介護保険条例について所要の改正をいたします。主に低所得者の介護保険料軽減強化をするための改正となっております。

次に、2、改定の内容でございますが、各階層別の介護保険料額は、介護保険料の基準額にそれぞれの保険料率を乗じるものであります。減額賦課の保険料率については、第1階層については0.375が0.3、第2階層については0.625が0.5に、第3階層については0.725が0.7となります。それぞれの介護保険料については、新旧対照表によりご説明いたします。

第2条第2項により第1階層については3万7,800円が3万240円、第2条第3項により第2階層については6万3,000円が5万400円に、第2条第4項により第3階層については7万3,080円が7万560円となります。

本町での、対象見込者は第1階層については1,250名、第2階層については620名、第3階層については400名となり、約1,827万円の減収を見込んでおります。

この軽減措置により生じた減収分については、公費で補填されます。負担割合については国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。

上に戻りまして、3、施行期日等でございますが、この条例については、公布の日から施行し、令和2年度の保険料から適用することとなります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第69号 浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第69号 浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する

条例について、使用料の上限等を定める一部改正を行うものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第69号資料によりご説明いたしますので、ご覧ください。

改正の内容といたしましては、浪江町交流・情報発信拠点施設の大会議室や郷土料理研修室、イベント広場等を使用する場合、使用料を納める必要があることなど第9条で定め、第10条においては、公用の場合などは使用料が減免、減額となることを定めており、第13条では指定管理者を置いた場合、利用料金を指定管理者において収受させることができることになること、利用料金の額は定められた使用料の上限の範囲内で町長の承認が必要であることなどを定めております。

さらに次のページの新旧対照表をご覧ください。

第9条及び第10条を新設いたしました。第11条、第12条は条の繰り下げ、第13条及び別表は新設となっております。

説明は以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第70号 工事請負契約の締結について（春卯野ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第70号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、春卯野ため池環境保全整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案第70号の議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、春卯野ため池環境保全整備工事。
- 2、施行箇所、浪江町大字立野字春卯野地内。
- 3、契約の方法、氏名競争入札。
- 4、契約金額、1億7,160万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,560万円）。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地、東

北工業建設株式会社 代表取締役 戸川聡。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年3月26日。

本工事は、農業用ため池の管理を行う農業者の被曝を防止する目的で底質除去を行うものです。

次に、議案資料1をご覧ください。

黄色の範囲が30センチ、緑の範囲が25センチの除去となりまして、現在水が張ってある状態ですので、ポンプ浚渫という工法で泥を除去いたします。合計面積は5,364平米となります。

資料2に入札の執行状況が記載されております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第71号 工事請負契約の締結について（沢目ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第71号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、沢目ため池環境保全整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案第71号議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、沢目ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字末森字沢目地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3億9,380万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,580万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年3月26日。

次に、議案資料1をご覧ください。

沢目第1ため池は、黄色の範囲が30センチのポンプ浚渫になります。面積は3,088平米であります。

次に、議案資料2をご覧ください。

沢目第2ため池は、緑の範囲が20センチ、黄色の範囲が30センチ

のポンプ浚渫工事になります。面積は8,748平米となります。

資料3に入札の執行状況が記載されております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第72号 工事請負契約の締結について（いこいの村管理棟新築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第72号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、いこいの村管理棟新築工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第72号をご覧ください。

1、契約の目的、いこいの村管理棟新築工事です。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3億3,880万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,080万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年3月31日までとなっております。

次に、議案資料1をご覧ください。

管理棟の構造は、鉄骨造りの平屋建て、延べ面積は714.87平米となっております。

配置は、現在残存している建物の左側、震災前には管理棟があったほぼ同じ場所となっております。

さらに次のページの図面をご覧ください。これが施設平面図となっております。図面右側の灰色部分は、先ほど申し上げた既存建物でございます。今回整備する管理棟と既存建物は渡り廊下でつながようになります。また、今回新設の施設の中にはフロント、ホール、ラウンジ、お土産コーナー、厨房及びレストハウスを整備いたします。レストハウスの席数は96席となります。屋外テラスにも行き来できるようになっております。そのほかには事務室や休憩室、倉庫、

トイレも整備いたします。

次に、議案資料２は、入札結果でございます。

説明は以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第73号 工事請負契約の締結について（台風19号道路災害復旧工事（１））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第73号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、台風19号道路災害復旧工事（１）について、地方自治法第234条第１項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、議案により説明をさせていただきます。

１、契約の目的、台風19号道路災害復旧工事（１）。

２、施工箇所、浪江町大字室原字国有林地内。

３、契約の方法、指名競争入札。

４、契約金額、5,225万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額475万円）。

５、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地
２、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

６、工期、議会の議決を得た日から令和３年３月31日までです。

議案第73号資料１をご覧ください。

本路線は、大柿ダム下流から大字小丸地内の県道落合浪江線までの路線であります。昨年の台風19号の被害で路線上10カ所の災害が発生しました。本路線は全体的に狭隘で、自動車の交差が難しい状態であります。被害箇所の全10カ所を１業者と契約することにより工事中であっても住民の方等が大柿ダム側または葛尾村を經由して県道落合浪江線側から立ち入りができるようにしたいと考えています。

次ページ以降は、工事箇所番号ごとの平面図と標準断面図を記した図であります。

資料２をご覧ください。

こちらは入札の執行結果表であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで10時45分まで休憩とします。
（午前10時29分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
（午前10時45分）

○議長（佐々木恵寿君）　日程第24、議案第74号　工事請負契約の締結について（地域公共施設既存工作物撤去工事）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（吉田数博君）　議案第74号　工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、地域公共施設既存工作物撤去工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　教育次長。

○教育次長（柴野一志君）　議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、地域公共施設既存工作物撤去工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂矢沢町地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、5,115万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額465万円）。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組　代表取締役　泉田征慶。
- 6、工期でございますが、議会の既決を得た日から令和2年12月28日まででございます。

次ページ、資料1をご覧ください。

本工事は、旧ふれあいセンター及び運動公園、旧コスモス保育園の敷地内にある建物、工作物を撤去する工事でございます。

資料の右側に今回の撤去工事の対象となる既存建物、工作物のリストを記載しております。

名称の欄、上段から倉庫、掲揚台等対象物を表記しております。
表左側の番号が左の図面での位置を示しております。

次に、入札の執行結果でございますけれども、次ページ資料2に記載されております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、議案第75号 工事請負契約の締結について（請戸小学校震災遺構整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第75号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、請戸小学校震災遺構整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘氏と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 議案書により説明いたします。

1、契約の目的、請戸小学校震災遺構整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字持平地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2億9,700万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,700万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地

2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期でございますけれども、議会の議決を得た日から令和3年3月31日までとしております。

次に、次ページ資料1をご覧ください。

整備概要でございますけれども、図面の右側、校舎が斜線で記載されておりますけれども、校舎東側に鉄骨造平屋建て151.86平米の管理棟を新設するとともに、校舎について安全対策を施し、震災遺構として整備するものでございます。

次ページをお開きください。

資料2は管理棟の平面図となります。震災遺構の説明の導入部分として、図面上側の展示室を含む多目的スペース、そして見学者用のトイレ等を整備する予定としております。

次ページをお開きください。

資料3でございます。資料3は管理棟を見学してから校舎へ向か

う想定順路を矢印のほうでお示しさせていただいております。

次ページをお開きください。

資料4でございますけれども、校舎1階の想定順路を矢印で示しております。津波被害を受けた現状をそのままに近い形で保存するため、立ち入り可能エリアについて設定するとともに、見学ルート上の安全対策、そして鳥獣被害の防止のためのネットの設置、障がい者のためのエレベーターの復旧等を行う予定としております。

次ページをお開きください。

資料5でございます。校舎2階の想定順路を矢印で示しております。多目的ホール、それから普通教室のほうを公開範囲としておりまして、教室において津波被災後の状況、そして原子力災害が与えた影響等について展示を行う予定としております。

続きまして、次のページでございますけれども、入札執行結果について記載しております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、議案第76号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-1型）購入を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第76号 物品の購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は消防ポンプ自動車購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札によって落札者となった東部産業株式会社自動車部、代表取締役、菊池一隆と契約するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それではご説明いたします。

議案書をご覧くださいと思います。

1、契約の目的、消防ポンプ自動車（CD-1型）購入。

2、納入場所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2,024万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額184万円）。

5、契約の相手方、福島県いわき市内郷綴町金谷15番地4、東部産業株式会社自動車部 代表取締役 菊池一隆。

6、納期、議会の議決の得た日から令和3年3月31日。

次に、議案資料1をご覧ください。

車両の概要といたしましては、ディーゼルエンジン四輪駆動の3トントラック、排気量は4,000ccの車両をベースにポンプ、赤色回転灯、電子サイレン等を取りつけるものでございます。また、附属品といたしまして、吸管、とび口、ホースなどとなっております。

また、資料2として、入札の執行結果を添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第27、議案第77号 物品購入契約の締結について（浪江町役場電気自動車（公用車）購入その2）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第77号 物品購入契約の締結について、説明いたします。

本案は、浪江町役場電気自動車（公用車）購入その2について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった日産プリンス福島販売株式会社原町店、店長、安藤勝彦と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、議案書によりご説明を申し上げます。

1、契約の目的、浪江町役場電気自動車（公用車）購入 その2。

2、納入場所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1,420万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額126万9,790円）。

5、契約の相手方、福島県南相馬市原町区高見町1丁目157番地、日産プリンス福島販売株式会社原町店 店長 安藤勝彦。

6、納期、議会の議決を得た日から令和2年9月25日までです。

続きまして、資料1をご覧ください。

購入車両の仕様書になります。

（1）種別、普通車。

（2）数量、5台。

(4) 乗車定員、5名。

(5) 総電力量40キロワットアワー程度。

(6) 使用燃料、電気となっております。

車種につきましては、日産リーフが納品される予定であります。

続きまして、資料2をご覧ください。

こちらは入札の執行結果表となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第28、議案第78号 工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第78号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、古堤ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は4億5,820万9,400円ですが、904万900円を増額し、4億6,725万300円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案第78号議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、古堤ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字立野字古堤地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前4億5,820万9,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額4,165万5,400円）。変更後4億6,725万300円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,247万7,300円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土渕2番地3、豊工業株式会社 代表取締役 岩野廣秀。

6、工期、令和元年6月11日から令和2年7月31日。

次に、議案資料1をご覧ください。

変更の理由でございますが、1番目として、台風19号の影響により一部区域においてため池内の堆積厚が変化し、設計浚渫深では基準値を上回るため、浚渫深35センチ及び15センチの再施工合計888平米が必要となりました。

2番目として、ポンプ浚渫で施工する予定でありましたが、水草が繁茂している区域186平米がありポンプで吸い上げることが困難であることから、直接掘削へ変更したものでございます。

3番目として、工事実施過程で無機系凝集剤、耐候性大型土のうの資材数量及び大型土のうの制作数量に変更が生じる見込みとなりました。

以上により契約金額の変更を行うものであります。

なお、無機系凝集剤、耐候性大型土のう、大型土のうの数量につきましては、ため池の放射性物質対策技術マニュアルに基づき算出しておりましたが、実施では浚渫土に多質分が混ざっており、設計どおりの減容化ができなかったことにより数量が増となったものでございます。

資料2は、変更内容を図で示したものととなります。

説明は以上でございします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、議案第79号 工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第79号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、目倉沢ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は5億3,838万2,900円ですが、770万6,600円を増額し5億4,608万9,500円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案第79号議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、目倉沢ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字加倉字目倉沢地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前5億3,838万2,900円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,894万3,900円）。変更後5億4,608万9,500円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,964万4,500円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

6、工期、令和元年6月11日から令和2年7月31日。

次に、議案資料の1をご覧ください。

変更の理由でございしますが、当時実施過程で耐候性大型土のうの数量に変更が生じたため、契約金額の変更を行うものでございします。大型土のう袋の数量につきましては、ため池の放射性物質対策技術

マニュアルに基づき算出しておりましたが、実施では浚渫土に多質分が混ざっており、設計どおりの減容化ができなかったことから、大型土のう袋数量が増となったものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、議案第80号 工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第80号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、関ノ倉ため池環境保全施設工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は4億2,790万円ですが、1億4,096万3,900円を増額し、5億6,886万3,900円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案第80号の議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、関ノ倉ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字立野字春卯野地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前4億2,790万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,890万円）。変更後5億6,886万3,900円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5,171万4,900円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、令和元年9月19日から令和2年10月30日。

次に、議案資料1をご覧ください。

変更の理由でございますが、1番目として、台風19号の影響等によりため池の放射性物質の分布に変化が生じたため、当初予定浚渫深では基準値8,000ベクレルを下回らないことから、浚渫深を深くすることが必要となったことでございます。

2番目として、工事実施過程で無機系凝集剤、耐候性大型土のうの数量に変更が生じたことでございます。

以上により契約金額の変更を行うものでございます。

なお、無機系凝集剤、耐候性大型土のうの数量につきましては、浚渫量の増加及びため池の放射性物質対策技術マニュアルに基づき算出しておりましたが、実施では浚渫土に多質分が混ざっており、

設計どおりの減容化ができなかったことにより数量が増となったものでございます。

資料2は、変更内容を図で示したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第31、議案第81号 工事請負契約の変更について（丈六ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第81号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、丈六ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は3億3,000万円ですが、2,800万9,300円を増額し、3億5,800万9,300円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案第81号議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、丈六ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前3億3,000万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,000万円）。変更後3億5,800万9,300円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,254万6,300円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、令和元年9月19日から令和2年10月30日。

次に、議案資料1をご覧ください。

変更の理由でございますが、1番目として、ポンプ浚渫の施工に当たり、硬質地盤に付着した放射性物質を除去するため、施工機械のアタッチメントを変更する必要がある、変更したことにより泥を含む原水の吸上量が増加し、凝集剤の数量が増加したことでございます。

2番目として、工事实施過程で耐候性大型土のうの数量に変更が生じたことでございます。

3番目として、いこいの村なみえの利用者への配慮を目的に仮設ヤードの周囲に遮蔽土のう、フェンスを追加したことでございます。

以上により契約金額の変更を行うものでございます。

なお、耐候性大型土のうの数量につきましては、ため池の放射性物質対策技術マニュアルに基づき算出していましたが、実施では浚渫土に多質分が混ざっており、設計どおりの減容化ができなかったことにより数量が増となったものでございます。

資料２は、変更内容を図で示したものとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第32、議案第82号 工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第82号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、南迫ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は１億2,975万2,700円ですが、204万500円を減額し、１億2,771万2,200円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案第82号議案書によりご説明いたします。

１、契約の目的、南迫ため池環境保全整備工事。

２、施工箇所、浪江町大字請戸字南迫地内。

３、契約の方法、指名競争入札。

４、契約金額、変更前１億2,975万2,700円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,179万5,700円）。変更後１億2,771万2,200円うち取り引きに係る消費税及び地方消費税の額1,161万200円）。

５、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字竹の花52番地、双葉グリーン土木株式会社 代表取締役 室原泰仁。

６、工期、令和元年９月19日から令和２年７月31日。

次に、議案資料１をご覧ください。

変更の理由でございますが、１番目として、現地確認の結果、対象範囲が減となりました。ポンプ浚渫数量につきましては、３月では図上の測点を結び台風19号の影響を受けた面積を計算し、対象面積増としておりましたが、一部事業対象範囲外を含んで計測したため、今回その範囲を除外したものです。

２番目として、仮設道路工事は道路新設事業との調整が整ったことにより増嵩するもので、ため池及び周辺農地の管理用として267立米の盛土を増嵩するものでございます。

資料の2は、変更内容を図で示したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第33、議案第83号 工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第83号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、小和田ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は1億6,021万1,700円ですが、361万3,500円を減額し1億5,659万8,200円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案第83号議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、小和田ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字両竹字小和田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前1億6,021万1,700円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,456万4,700円）。変更後1億5,659万8,200円うち取り引きに係る消費税及び地方消費税の額1,423万6,200円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字北荒神13番地1、酒井工業株式会社 浪江営業所長 但野佳弘。

6、工期、令和元年9月15日から令和2年7月31日。

次に、議案資料1をご覧ください。

変更の理由でございますが、施工前の調査の結果、基準値8,000ベクレルを下回る区域が判明したため、施工面積189平米を減じるものでございます。

以上により契約金額の変更を行うものでございます。

資料2は変更内容を図で示したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第34、議案第84号 工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第84号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は令和2年7月31日ですが、延長して令和2年10月31日に変更するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案書にて説明いたします。ご覧ください。

- 1、契約の目的、浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事。
 - 2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字知命寺地内。
 - 3、契約の方法、指名競争入札。
 - 4、契約金額、2億75万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,825万円）。
 - 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。
 - 6、工期、変更前、令和元年12月18日から令和2年4月30日まで、変更後、令和元年12月18日から令和2年10月31日まででございます。
- 次に、次のページの資料をご覧ください。

変更の理由といたしましては、環境省家屋解体の遅れなど隣接工事との調整、緑地と接する箇所の施工調整、さらには地場産品販売施設周辺の外構工事の一部について建築工事の進捗にあわせての施工が必要となったといった理由から工期延長の変更を行うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第35、議案第85号 工事請負契約の変更について（町道小熊田宮田線道路改築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第85号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道小熊田宮田線道路改築工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は5億6,160万円ですが、537万3,000円を減額し5億5,622万7,000円に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、町道小熊田宮田線道路改築工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字藤橋字大日向地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前 5 億 6,160 万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,160 万円）。変更後 5 億 5,622 万 7,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,120 万 2,000 円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前 12 番地 2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、平成 31 年 3 月 14 日から令和 2 年 7 月 31 日。

資料をご覧ください。

理由書であります。変更内容のご説明をいたします。

道路土工については当初不足土を購入土としておりましたが、他工事より流用することが可能となったため変更するものであります。購入土 4 万 3,000 立米を運搬で仮置き場より 2 万 9,000 立米、他工事よりの流用が 2 万 2,000 立米です。

続きまして法面工、法面の植生については当初種子散布を予定しておりましたが、法面の状況や土質条件によりまして植生基材吹付工に変更したいものであります。

続きまして、仮設工、国道 6 号や既設道路との交通の安全を図るため想定以上の誘導員が必要となったため変更するものであります。258 人を予定しておりましたが、468 人となります。

続きまして、伐木・除根処分料です。工事施工により想定以上の伐採及び処理量となったため、実績により変更するものであります。800 本を予定しておりましたが、実績で 2,000 本、130 トンが 460 トンとなります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 36、議案第 86 号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（1 工区①））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 86 号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（1 工区①）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は 3 億 6,960 万円ですが、991 万 6,500 円を減額し 3 億 5,968 万 3,500 円に、また現在の工期は令和 2 年 6 月 30 日ですが、令和 2 年 7 月 31 日に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（1工区①）。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字小高瀬迫地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前3億6,960万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,360万円）。変更後3億5,968万3,500円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,269万8,500円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、変更前、令和元年6月11日から令和2年6月30日を変更後、令和元年6月11日から令和2年7月31日です。

続きまして、資料をご覧ください。

理由書であります。

変更内容、道路土工、残土につきまして他工事へ流用したため運搬距離をそれぞれ変更するのであります。6キロメートルを予定しておりましたが、5.5キロメートル以下、3キロメートル以下に変更するのであります。

また、国道の取付協議により国道接続部分の切土量が増加したため、変更するものであります。切土2,800立米を1万立米とするものです。

続いて、法面工、南産業団地との工事調整により施工不要な箇所が発生したため、変更するものであります。当初4,400平米を3,000平米に変更するものです。

伐木・除根につきましては、工事施工により想定以上の処理量となったため、実績により変更するものであります。当初72トンが実績で277トンとなりました。

続いて、仮設工、こちらの実績により交通誘導員の人数を変更するものであります。当初1,000人を予定しておりましたが、597人とするものです。

工期の変更、こちらにつきましては国道6号の交通量が想定以上に多く、接続工事の施工及び国道維持事務所との施工協議に日数を要したためであります。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第37、議案第87号 工事請負契約の変更について（交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第87号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は1億8,727万5,000円ですが、3,582万8,100円を増額し、2億2,310万3,100円に変更するものであります。

また、現在の工期は令和2年7月31日ですが、令和2年10月30日に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 議案書により説明をさせていただきます。

1、契約の目的、交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工事。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字知命寺地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、変更前1億8,727万5,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,702万5,000円）。変更後2億2,310万3,100円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,028万2,100円）。

5、契約の相手方、福島県郡山市富久山町久保田字石鼻91-1、株式会社ミライト福島支店 店長 佐々木充。

6、工期、変更前令和2年2月10日から令和2年7月31日を令和2年2月10日から令和2年10月30日に変更するものです。

続いて、資料1をご覧ください。

理由書であります。

変更内容についてご説明いたします。

CEMS機器との連携について、スマートコミュニティ設備とCEMS機器の間で情報連携を行うために機器追加及びソフトウェアの更新を要するためであります。

太陽熱温水貯湯槽の変更につきましては、令和元年11月入札において不調となりまして本体建築工事が先行して施工されました。それによりまして当初予定しておりました製品の外部からの搬入ができなくなったため、現場での組み立て型の設備に変更するものです。

続いて、純水素燃料電池の保護と寒冷対策の追加であります。本体及び燃料カードルを保護するためにフェンスを追加いたします。また、冬季の寒冷対策のため配管の保温設備等を追加するものです。こちらで燃料カードルにつきましては、燃料タンクとなります。

資料2をご覧ください。

まず工事当初の発注と同じ図面であります。資料1でご説明をいたしましたスマートコミュニティ設備につきましては、右の導入機器1番から5番、1番の太陽熱温水設備一式から5番の水素燃料電池設備一式となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第38、議案第88号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 議案第88号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35億730万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を393億4,245万9,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、主な補正内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

まず歳入でございます。

款10地方交付税、補正額9億6,640万円の増につきましては、旧ふれあいセンター周辺の施設整備、大堀地区防災コミュニティセンター、埋蔵文化財発掘調査等の再生加速化交付金の補助裏分の増でございます。

続きまして、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金1,429万2,000円の増につきましては、大堀地区防災コミュニティセンターのうち消防屯所の復旧に係ります消防防災施設災害復旧費国庫負担金の増でございます。

次に、目1総務費国庫補助金19億9,543万2,000円の増につきましては、介護関連施設、復興まちづくり支援施設、大堀地区防災コミュニティセンター、幾世橋地区埋蔵文化財発掘調査等の福島再生加速化交付金、帰還環境整備の増及び屋内アスレチック施設、ふれあいセンターなみえ運動公園整備等の福島再生加速化交付金、福島定住等緊急支援の増、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増でございます。

続きまして、9ページ、款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金7,576万2,000円の増につきましては、主に節1農

業費県補助金の増でございまして、管理耕作機器リース代や塩カリ追加費用等の営農再開支援補助金及びため池のハザードマップ、耐震性調査事業等の震災対策農業水利施設整備事業補助金の増でございします。

次に、10ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金9,296万9,000円の増につきましては、コロナ対策経費等に係る財源不足を対応するための増とするものでございます。

次に、款21町債、項1町債、目2過疎対策事業債3億6,074万6,000円の増につきましては、地域公共施設内の介護施設等整備事業の財源として借り入れ増でございします。

次に、11ページは歳出でございします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費12億5,327万9,000円の増につきましては、節12委託料につきましては、浪江町地域公共施設土壌調査業務委託料が不要となったことによる減及び介護関連施設建築工事監理業務委託料の増を合わせての増でございします。節14工事請負費につきましては、介護関連施設建築工事の増でございします。

次に、項2児童福祉費、目4子育て支援事業費7億7,274万6,000円の増につきましては、節12委託料につきましては、屋内アスレチック施設建築工事監理業務委託料の増、節14工事請負費につきましては、屋内アスレチック施設建築工事の増でございします。

次に、12ページ、款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費4,642万2,000円の増につきましては、上水道料金の減免にかかります補助金の増でございします。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目6営農再開支援事業費5,659万2,000円の増につきましては、主に節18負担金補助及び交付金の増でございまして、トラクター等の農機具リース代を補助する営農再開支援事業補助金の増でございします。

次に、13ページ、項2農業土木費、目1農地保全管理費1,905万円の増につきましては、主にため池耐震性調査業務委託料の県支出金枠の決定に伴う増でございします。

次に、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費7,928万円の増につきましては、まず浪江町町内再開事業者等光熱費等補助金につきましては、ガス代を追加補助するための増でございします。

次に、町内飲食店食材調達補助金につきましては、補助割合の増による増でございします。

次に、地場産品利用促進事業補助金につきましては、大堀相馬焼きの購入の補助でございします。

14ページになりますが、新しい事業スタイル支援事業補助につきましては、テイクアウト等新しい事業スタイルへの移行への補助金の増でございます。特別資金信用保証料補助金につきましては、資金借りに係る信用保証料の補助の増でございます。

次に、款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 2 公共下水道事業費 2,986万4,000円の増につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金の増でございます、使用料減免に係るものでございます。

次に、款 9 消防費、項 1 消防費、目 4 防災対策費 2 億8,572万4,000円の増につきましては、主に節10需用費につきましては、災害発生時のコロナ対策としまして、避難所間仕切り等を購入する消耗品費の増、次のページになりますが、節14工事請負費につきましては、大堀地区防災コミュニティセンターにかかります復興まちづくり地区公共施設整備工事の増でございます。

16ページ、款10教育費、項 5 社会教育費、目 1 社会教育総務費 6 億9,036万4,000円の増につきましては、節12委託料につきましては、旧コスモス保育園の図書コーナー等の復興まちづくり支援施設整備工事監理業務委託料の増、節14工事請負費につきましては、同じく復興まちづくり支援施設整備工事の増でございます。

目 2 文化財保護費 2 億3,397万円の増につきましては、公共事業埋蔵文化財発掘調査委託料の増でございます。

続きまして、5 ページにお戻りください。

第 2 表は継続費の変更でございます。

款 6 農林水産業費、項 2 農業土木費、事業名、関ノ倉ため池環境保全整備工事につきましては、台風19号の影響によりまして、除去土壌が増えたことにより総額及び年割額を記載のとおり変更するものでございます。

次に、事業名、丈六ため池環境保全整備工事につきましては、現地の地盤の状況にあわせまして、浚渫機械を変更したことなどにより総額及び年割額を記載のとおり変更するものでございます。

次に、第 3 表は、地方債補正の追加でございます。

地域公共施設内介護施設等整備事業につきましては、3 億6,074万6,000円を限度額としまして借り入れるものでございます。記載の方法及び利率、償還の方法につきましては、ご覧のとおりでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第39、議案第89号 令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 議案第89号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万円を追加し、予算総額を3億3,761万6,000円とするものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

- 議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

- 浪江診療所事務長（掃部関 久君） 事項別明細書の6ページお開き願います。

まず歳入についてご説明いたします。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目3浪江診療所繰入金275万円の増、これは一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページをご覧ください。

款1総務費、項1施設管理費、目2浪江診療所管理費、節13使用料及び賃借料275万円の増、これは仮設待合室のリース料でございます。この仮設待合室は、微熱等が長期にわたり続く等のコロナウイルス感染の疑いのある患者が診察に来た際にこの仮設待合室で待機してもらうことにより患者への接触を避け、感染防止を図ることを目的としております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第40、議案第90号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 議案第90号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入予算の財源構成に変更が生じたことに伴う補正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

- 議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

- 住宅水道課長（木村順一君） 補正予算書、事項別明細書の4ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1公共下水道使用料2,247万5,000円の減は、節1公共下水道事業使用料の従量使用料で

新たに減免対象となる使用料分について減額するものです。

款 4 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金2,986万4,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の補助金等について一般会計から繰り入れするものです。

目 2 基金繰入金1,738万9,000円の減は、節 1 浪江町公共下水道事業基金繰入金で、当初の減免対象分について減額するものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第41、議案第91号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第91号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入予算の財源構成に変更が生じたことに伴う補正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算事項別明細書の4ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 農業集落排水使用料42万2,000円の減は、節 1 農業集落排水使用料で新たに減免対象となる使用料分について減額するものです。

款 5 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金502万8,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の補助金等について一般会計から繰り入れするものです。

目 2 基金繰入金460万6,000円の減は、節 1 浪江町農業集落排水事業基金繰入金で、当初の減免対象分について減額するものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第42、議案第92号 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第92号 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、収益的収入で3,015万5,000円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算説明書、最後のページ6ページをお開きください。

収入、収益的収入の収入についてご説明いたします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益1,626万6,000円の減は、節水道料金で町内の一般家庭利用の水道料金分696件分であります。

項2営業外収益、目4補助金4,642万1,000円の増は、節他会計補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金分で、家庭用免除分1,242件分と上記分696件を合わせた1,938件分を見込んでおります。

合計で3,015万5,000円の増額であります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第43、報告第1号 令和元年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第1号 令和元年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和元年度において地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した継続費に係る予算の繰り越しについて、同法施行令第145条第1項の規定により別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、2枚目の継続費繰越計算書をご覧くださいと思います。

繰越計算書に記載の事業につきましては、全て継続費を設定の上、契約を締結し、現在実施中のものですが、事業の進捗状況などにより令和元年度中の支払いが発生しなかったものについて令和2年度へ繰り越すものでございます。

まず1行目、事業名、漁具倉庫施設整備工事（建築）は816万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、漁具倉庫施設整備工事（電気設備）は3,300万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、漁具倉庫施設整備工事（機械設備）は82万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、木材製造拠点建築工事は８億８００万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、木材製品生産機器導入事業は４億８,１２８万４,０００円を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、木材製造拠点建築工事（その２）は２億９,０２２万１,０００円を翌年度へ繰り越すものでございます。

最後に木材製品生産機器導入事業（その２）は１,３２０万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第４４、報告第２号 令和元年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第２号 令和元年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和元年度において地方自治法第２１３条第１項の規定に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰り越しについて、同法施行令第１４６条第２項の規定により別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと思っております。

まず事業名、町民号企画運営事業、繰越設定額３６３万円うち翌年度繰越額３４１万５,０００円、内容は企画運営業務委託料でございます。

次に、棚塩植松地内他調査事業は、繰越設定額７７２万１,０００円全額を翌年度へ繰り越しいたします。内容は測量及び立木調査等の委託料でございます。

次に、情報通信基盤災害復旧事業は、繰越設定額１,６３３万２,０００円全額を翌年度へ繰り越しいたします。内容はＩＲＵ光ファイバー復旧工事及び施工監理業務委託料でございます。

次に、請戸住宅団地地デジ難視対策事業は、繰越設定額２,８６０万円全額を翌年度へ繰り越しいたします。内容は工事請負費でございます。

次に、水道施設整備事業は、繰越設定額６,０５０万９,０００円うち翌年度繰越額５,８４３万１,０００円、内容は上水道事業に対する補助金です。

次に目倉沢ため池環境保全整備事業は、繰越設定額５億５,１５０万円うち翌年度繰越額４億４１０万円、内容は工事請負費でございます。

次に古堤ため池環境保全整備事業は、繰越設定額 4 億 6,750 万円うち翌年度繰越額 3 億 1,570 万円、内容は工事請負費でございます。

次に、南迫ため池環境保全整備事業は、繰越設定額 1 億 3,059 万円うち翌年度繰越額 9,236 万円、内容は工事請負費でございます。

次に、小和田ため池環境保全整備事業は、繰越設定額 1 億 6,460 万円うち翌年度繰越額 1 億 476 万円、内容は工事請負費でございます。

次に、ため池環境保全整備事業（実施設計）は、繰越設定額 3,762 万円全額を翌年度へ繰り越しいたします。内容は実施設計委託料でございます。

次に、農業用水路保全整備事業（調査測量）は、繰越設定額 1,287 万円全額を翌年度へ繰り越しいたします。内容は調査測量委託料でございます。

次に、福島森林再生事業は、繰越設定額 8,184 万 8,000 円うち翌年度繰越額 5,847 万 8,000 円、内容は整備計画策定及び整備事業の委託料でございます。

次に、請戸水産加工団地整備事業は、繰越設定額 8 億 8,776 万 1,000 円全額を翌年度へ繰り越しいたします。内容は水産加工団地に立地する事業者への補助金でございます。

次のページになりますが、交流・情報発信拠点施設備品整備事業は、繰越設定額 1 億 6,617 万 4,000 円うち翌年度繰越額 1 億 6,467 万 4,000 円、内容は備品購入費でございます。

次に、請戸住宅団地測量等事業は、繰越設定額 2,002 万 3,000 円全額を翌年度へ繰り越しいたします。内容は確定測量委託料でございます。

次に、復興まちづくり地区公共施設整備事業は、繰越設定額 4,180 万 4,000 円うち翌年度繰越額 3,233 万 8,000 円、内容は実施設計委託料でございます。

次に、災害用資機材購入事業は、繰越設定額 270 万 9,000 円うち翌年度繰越額 198 万円、内容は備品購入費です。

次に、防災拠点整備事業は、繰越設定額 8,920 万 1,000 円うち翌年度繰越額 4,109 万 3,000 円、内容は実施設計委託料でございます。

次に、道路橋梁施設災害復旧事業（町道井手 2 号線）は、繰越設定額 6,890 万円全額を翌年へ繰り越しいたします。内容は調査及び実施設計委託料等でございます。

次に、農業用施設等災害復旧事業は、繰越設定額 1 億円全額を翌年度へ繰り越しいたします。内容は工事請負費でございます。

最後に、強い農業担い手づくり総合支援事業は、繰越設定額

2,548万8,000円全額を翌年度へ繰り越しいたします。内容は台風19号被害に対する補助金でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第45、報告第3号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第3号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

本件は、令和元年度において地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰り越しについて、同法施行令第146条第2項の規定により別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、繰越計算書によりご説明いたします。

款1、項1ともに公共下水道事業費で、事業名は上から国道114号下水道管渠移設事業、内容は県の国道114号道路拡幅第2工区工事に伴う支障下水道管の移設工事費で、本工事は令和2年10月30日までの工期となっているため、前年度における前払金後の残額分3,545万円が繰越額であります。

続きまして、事業名、公共下水道事業計画策定事業、内容は公共下水道の事業計画について町への帰還人口の推移や復興事業の整備状況等を踏まえた上で見直しを行うための業務委託費であります。当業務は令和2年12月31日までの業務契約となっており、前年度における前払金後の残額分5,263万1,000円が繰越額であります。

説明は以上です。よろしく願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第46、報告第4号 令和元年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第4号 令和元年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明いたします。

本件は、令和元年度において地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき設定した建設改良費に係る予算の繰り越しについて、同法第26条第3項の規定により別紙計算書のとおり報告するものであり

ます。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 繰越計算書によりご説明いたします。

款 1 水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、事業名は上から国道 114 号道路拡幅に伴う配水管移設工事（第 3・第 4 工区）で、工期は令和 2 年 10 月 30 日までとなっておりまして、繰越額は 4,500 万円です。理由としましては、国道 114 号道路拡幅工事に工程をあわせることが必要なためとなっております。

次に、事業名、南産業団地等に伴う配水管布設工事（第 4 工区）で、工期は令和 2 年 12 月 25 日までとなっており、繰越額は 2,219 万 3,800 円です。理由としましては道路管理者からの指示によりまして、電線埋設工事の舗装復旧を同時施工することになったためであります。

次に、事業名、荻野系統配水管布設工事で、工期は令和 2 年 9 月 4 日までとなっており、繰越額は 5,847 万 6,000 円です。理由としましては、水道管を布設します町道小熊田宮田線改良工事が工期延長となったためとなっております。

次に、事業名、配水管整備に伴う管網計算等業務委託で、工期は令和 2 年 10 月 30 日までとなっており、繰越額は 476 万 3,000 円です。理由としましては、荻野系統配水管布設工事の完了後に管網計算等を行うためとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

質疑については、17 日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

17 日は午前 9 時から本会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれで延会します。

（午後 0 時 0 4 分）

令和 2 年	6 月 1 1 日（木曜日）	常任委員会
令和 2 年	6 月 1 2 日（金曜日）	常任委員会
令和 2 年	6 月 1 3 日（土曜日）	休 日
令和 2 年	6 月 1 4 日（日曜日）	休 日
令和 2 年	6 月 1 5 日（月曜日）	常任委員会
令和 2 年	6 月 1 6 日（火曜日）	全員協議会

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和 2 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 2 年 6 月 1 7 日（水曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 承認第 6 号 | 訂正の件 |
| 日程第 2 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について） |
| 日程第 3 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について） |
| 日程第 4 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について） |
| 日程第 5 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険条例の一部改正について） |
| 日程第 6 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について） |
| 日程第 7 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町一般会計補正予算（第 8 号）） |
| 日程第 8 | 承認第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 1 号）） |
| 日程第 9 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）） |
| 日程第 10 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）） |
| 日程第 11 | 承認第 10 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）） |
| 日程第 12 | 承認第 11 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正 |

		予算（第 5 号））
日程第 1 3	承認第 1 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 1 号））
日程第 1 4	承認第 1 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号））
日程第 1 5	議案第 6 5 号	新型コロナウイルス感染症による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 6 6 号	浪江町税条例の一部改正について
日程第 1 7	議案第 6 7 号	浪江町手数料徴収条例の一部改正について
日程第 1 8	議案第 6 8 号	浪江町介護保険条例の一部改正について
日程第 1 9	議案第 6 9 号	浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 7 0 号	工事請負契約の締結について（春卯野ため池環境保全整備工事）
日程第 2 1	議案第 7 1 号	工事請負契約の締結について（沢目ため池環境保全整備工事）
日程第 2 2	議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について（いこいの村管理棟新築工事）
日程第 2 3	議案第 7 3 号	工事請負契約の締結について（台風 1 9 号道路災害復旧工事（1））
日程第 2 4	議案第 7 4 号	工事請負契約の締結について（地域公共施設既存工作物撤去工事）
日程第 2 5	議案第 7 5 号	工事請負契約の締結について（請戸小学校震災遺構整備工事）
日程第 2 6	議案第 7 6 号	物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-1 型）購入）
日程第 2 7	議案第 7 7 号	物品購入契約の締結について（浪江町役場電気自動車（公用車）購入その 2）
日程第 2 8	議案第 7 8 号	工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）
日程第 2 9	議案第 7 9 号	工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）
日程第 3 0	議案第 8 0 号	工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）
日程第 3 1	議案第 8 1 号	工事請負契約の変更について（丈六ため池

		環境保全整備工事)
日程第 3 2	議案第 8 2 号	工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）
日程第 3 3	議案第 8 3 号	工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）
日程第 3 4	議案第 8 4 号	工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）
日程第 3 5	議案第 8 5 号	工事請負契約の変更について（町道小熊田宮田線道路改築工事）
日程第 3 6	議案第 8 6 号	工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（1 工区①））
日程第 3 7	議案第 8 7 号	工事請負契約の変更について（交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設整備工事）
日程第 3 8	議案第 8 8 号	令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 9	議案第 8 9 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 4 0	議案第 9 0 号	令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 4 1	議案第 9 1 号	令和 2 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 4 2	議案第 9 2 号	令和 2 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 4 3	報告第 1 号	令和元年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について
日程第 4 4	報告第 2 号	令和元年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 4 5	報告第 3 号	令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 4 6	報告第 4 号	令和元年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教	育笠井淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼 仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
吉 田 厚 志 君
書 記
鎌 田 典 太 朗 君

主 任 主 査 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎承認第6号訂正の件

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、承認第6号訂正の件を議題とします。

町長から訂正の理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについての事件の訂正請求についてご説明いたします。

6月9日提出をいたしました令和元年度浪江町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求める件において、予算書中に一部誤りがあったため、事件の訂正を請求するものであります。

訂正の内容につきましては、企画財政課長より説明をさせます。

誠に申し訳ありませんでした。

- 議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（西 健一君） では、正誤表のほうでご説明申し上げます。

訂正する箇所でございますが、専決第6号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第8号）、第2表、継続費補正、予算書の8ページ上段になります。

事業名、スマートコミュニティ事業エネファーム設備等設置工事につきまして、変更後の年割りの表記につきまして、本来は令和2年度と表記すべきところでしたが、誤って平成31年度、令和元年度と表記をしてしまいました。正しくは令和2年度の誤りでございました。

おわびして訂正いたします。誠に申し訳ございませんでした。

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。ただいま議題となっております承認第6号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号訂正の件を許可することに決定しました。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） それでは、専決1号について何点かお尋ねをしたいと思います。

地方税法の一部改正に伴う今回の議案でありますけれども、資料の2ページ、第1条から第3条に関わることでの改正が行われました。要するにこれまでの寡婦、夫も含めての控除がひとり親控除に改正することになったということについてであります。私から言うまでもないと思うんですけれども、ようやく実現したということでもあります。これまでは婚姻歴のないひとり親は寡婦控除の対象外でした。今回の改正で、所得税の場合は35万、住民税30万控除になるということです。遅まきながらということでもありますけれども、コロナ禍の問題で特にひとり親の貧困の問題が浮き彫りになったわけですから、そういう背景もあってだというふうに考えております。

そこで、お尋ねいたします。

改正前の対象者は何人で、改正後は何人になったのかということです。

それから、そこまで押さえているかどうかは分かりませんが、今も申し上げましたけれども、改正の背景にはひとり親の貧困対策、子供の貧困対策があると。そこでお尋ねしたいのは、浪江町におけるひとり親の平均年収は幾らかという把握はされているでしょうか。

それから、3ページ、法人町民税についてです。

ここにも書いてありますけれども、連結納税が廃止になったと。要するにグループ内での利益と損失の相殺ができていたんです、可能であったわけです、相殺をして親法人が申告すると。プラス・マイナス相殺ができるということですから、かなり有利な制度でした。これが廃止になったと。この改正に伴って各法人が申告する関係法人、改正後の当該該当事業者は何人ぐらいいるのか。

それから、関連して、今回の改正において、損益通算調整はでき

るのかできないのかということについてお尋ねをいたします。各法人ごとに申告を行う場合の損益通算についてです。

それから、最後、3ページの一番下にたばこ税の2段階引上げが折り込まれております。そこでお尋ねいたしますけれども、令和2年10月1日からの70%、そして令和3年10月1日からの100%、段階的に増税されるということになりますけれども、それによる増税は試算されているかどうか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、順番にお答え申し上げます。

まず、寡婦関係の対象者数についてのお尋ねでしたが、令和元年中の申告のあったものを該当者数ということで申し上げますと、まず寡夫につきましては10名程度おりました。それから、寡婦につきましては普通寡婦が120名程度、それから特別寡婦が90名程度となっております。

次に、平均年収ということのお尋ねでございましたが、平均年収についてはちょっと試算のほうはしておりませんので、今手持ちにございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、法人町民税の連結納税廃止に係るご質問でございましたけれども、今回の改正につきましてはこれまで連結でやっていたものを損益通算のメリットを残しながらも単体申告するという抜本的な見直しが行われることとなりまして、名称につきましてもグループ通算制度に変更となります。グループ通算制度は、約2年の猶予期間の後、令和4年4月1日以降、開始事業年度から適用されるとなっております。

こちらの改正につきましては国の法人税についての改正でございまして、影響額等々につきましては現在の法人町民税が町に入る部分でございしますが、今回の改正の部分とはリンクしておりませんで、今回の条例につきましては整合性を図るといった意味で改正をさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、葉巻きたばこの今年度10月1日70%、来年の10月1日100%ということで段階的に増税となるわけですが、現在、申告納付という形でJ Tなどから申告納税をされております。1本換算という形で来ている関係から、現在こちらに係る改正の部分につきましては、幾ら増税になるというのはちょっと出てこないところでございしますが、今回のリトルシガーと言われるものになりますけれども、今電子たばこの普及が多くございまして、余り吸われている方は少ないというふうに認識をしているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 順番に再度確認をしながらお尋ねをしたいと思っています。

第1条から3条の改正関係では、対象者は令和元年の申告によれば寡夫10名、寡婦120名、マル得90名というのはいくつでしょうか。

それで、今回の条例改正で、いわゆる婚姻歴のないひとり親も寡婦控除になると。合わせると何人になるか、改正後の人数は何人かというふうにお尋ねしたわけだけども、この3つを合計したものが浪江町における改正後の対象者というふうに考えていいのかな。

それから、ひとり親の平均年収については把握していないということだけれども、最初の質問、答弁との関係でいえば元年の申告によればというふうにお答えされているように、町としては実務的には把握は可能だと。今日の本会議質疑で専決とはいえ条例改正ですから、本来ならば回答できるように準備しておくべきだと。

議長から、終わってからでも結構ですから状況を把握できるものを配付お願いしたいというふうに思います。

それから、法人町民税についてですけれども、法人町民税については連結決算している者はいないという意味なのか、法人町民税とは関係ないという答弁なのか、そここのところを整理して一度。課長答弁は、法人町民税とは連結していないというお答えでしたから、法人町民税の場合は連結決算による申告法人はいないということだと思うんですけれども、そここのところについてもお答えをいただきたい。

それから、最後のたばこ税についてですけれども、これも段階区分による増税の見込みについては購入者が少ないので、試算していないというお答えでしたけれども、条例改正の結果どうなるのかというのは、該当者がいないということによろしいですか、それともそこまでは試算不可能だということなのか、改めて確認の意味も含めてお答えいただきたい。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

まず、ひとり親、いわゆる未婚の親の人数ということでございますが、この改正は来年の1月1日施行という形になってございまして、今後、申告などによって人数は出てくるものと考えておりますが、未婚のひとり親につきましては数名程度おられるという

ふうに考えております。

次に、平均年収については大変試算しなくて申し訳なかったんですが、寡婦寡夫で令和元年中の申告をされた方で該当している人が220名おられました。その中で所得が500万以上の方が10名程度おられましたので、逆に言うと210名の方は500万以下の所得であったというふうに試算はできております。

次に、法人町民税の関係のご質問でございますけれども、まず法人町民税については連結決算ということではなくて単体の申告、納付という形で、現在もこれからも変わるものではございません。

もう少し細かくご説明申し上げますと、法人町民税については収益的な性格を有するものであり、地方公共団体ごとに地域内の法人それぞれが事業活動を行うに当たり提供される行政サービスの対価として課税することが原則となっております。このため、法人の選択により地域外の法人との損益通算に伴い、地域内の法人の税負担が変動する仕組みは地方税、いわゆる法人町民税にはなじまないことから、現行の地方税において連結納税制度を遮断して取扱いをしているということになってございます。

次に、たばこ税のご質問でございますが、該当者があるかないかということになります。該当者はあると思います。キャメルシガーなどが該当します。それ吸をわれている方もいらっしゃるかと思います。

試算ができないのか不可能なのかというご質問につきましては、先ほどご答弁させていただいたとおり、JTなどから来る内容としては全部合わさった金額で本数換算で来る関係から、これだけを増税幾らになるという試算はちょっとできませんので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） たばこ税については、細目ではなくて全体で来るということなので、分類はできないということですね。

ただ、これ予算組む場合、税率が変わるわけだから算定基礎として使うわけでしょう。だから、入ってくるものはトータルで来るのかもしれないけれども、行政ベースではいろいろ予算積算の根拠があるわけでしょう。そういう場合、それは前年実績ということでは予算組みをするのかどうかについてお尋ねをしておきます。

それから、第2条による改正、31条から52条という部分、いわゆる法人町民税の連結納税、そうするとこの資料の説明では、法人税において連結納税を廃止し、通算ごとに申告等を行うこととするこ

とに伴う法人町民税の改正、これは前の節と後ろの節とつながるわけだけれども、課長答弁でいうと法人町民税の場合は関係ないという答弁されているわけだけれども、この説明資料の文章からいうと法人町民税も関係あるというふうに理解するのが普通じゃないかと思うんだけど、私の理解が間違っているのか、この資料説明が間違っているのか、どうなのかということを再度確認しておきます。

それから、ひとり親世帯の平均収入、結論から言うと把握していないということですが、課長、なぜ今回の改正が行われたのかというその核心部分をやっぱり理解していないんじゃないかな。220名ぐらいいる、500万以上の方が10名以上いたから210名の方は500万以下かなと。

私、来るときラジオ聞いてきました。NHKのラジオ、何とかの真剣勝負というやつ、子供の貧困とひとり親の収入のこと言っていました。平均世帯の収入はやっぱり470万、ひとり親の場合は非正規が多いので、多目に見ても200万だと。俺は200万以下の人かなりではないかと思うんです。

今日のラジオのことはいいんだけど、ひとり親あるいは子供の貧困対策から税金申告において改正する必要があるということで、今回ようやく見直されたわけだから、それが質問に対する答弁で、残りの210世帯は500万以下だというそういうあらあらしい把握では、この制度の本質を分かっていないということだと思うんです。いま一步踏み込んで言えば、浪江町におけるひとり親世帯のあるいは子供の生活の貧困に対してどう向き合うのかということが問われるというふうに言われても、反論の余地がないのではないかというふうに思います。

だから議長、再度求めておきますけれども、ひとり親家庭の浪江町における所得の実態はどうか、専決ではあったけれども、税条例改正との関係でその裏づけとなる資料をやっぱり私は求めたいし、議会としてもそれが提示されるように議長のほうからも求めてほしいということです。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、たばこ税につきましては積算のご質問でございましたが、今回の改正によるものについては専決の部分でございますので、積算には含んでおりません。

ただ、今後の話で申し上げますと、浪江町内でお買いになられたたばこが税として入ってくる関係もございますので、変動が大きい

ことも予想されますので、前年度実績を見ながら積算という形でさせていただいているのが現状でございます。

次に、法人町民税につきましては、この資料の書き方等々についてちょっと誤解を招く内容だったというご指摘でございますが、法人税におきまして連結決算の廃止を行った、それに伴って条例の関連する条項の改正もあったということでご理解いただければと思います。

最後に、ひとり親の関係でございますが、この改正については議員おっしゃるとおりだと思っております。全体の所得、今出ましたので、大変申し訳ありませんでしたが、185万円が平均ということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 専決第2号について簡単にお尋ねをいたします。

ここに書いてある移転型の課税対象となる事業所数、それからそれによる免税額はいくらか。

同じく拡充型についてはどうなのかということについて、お尋ね

をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、移転型それから拡充型につきましては、現在のところ該当する会社はゼロでございます。

あと、減免負担額のご質問につきましては、まず移転型につきましては初年度で課税免除、2年度で4分の1課税、3年度で2分の1課税という取扱いとなります。

次に、拡充型につきましては、初年度で10分の1課税、2年度で3分の1課税、3年度で3分の2課税という取扱いとなっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第2号の資料の下段に、初年度、2年度、3年度ごとの課税割合について書いてあるから、それはそれで分かった上で質問しています。

しかし、全体として浪江町でこの2つとも該当事業者はないということですよ。今後というか、現在進出している事業所でまだ法人登記は終わっていないけれども、完成すればどちらかに該当するとそういう事業所はあるのかなのか、状況把握されているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

現在のところ該当者なしということになりますが、こちらにつきましては、まず県のほうに認定をいただくというのが条件の一つとなっておりますので、現在、進出した企業の中でこの関係の県からの認定を受けた事業者はございません。

今後ある可能性もあると思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 該当事業所はないということでありませうけれど

も、この税条例改正は町民と対比した場合、甚だ不公平だと。これは去年の11月29日の全員協議会において、令和2年度、令和3年度以降の避難解除区域における課税計画について当局が整理したものでありますけれども、例えば固定資産税について言えば、避難解除区域で令和2年度は50%、それから令和3年度は75%、令和4年度は通常課税100%課税。もちろん国の段階と町の段階の課税スタイルは変わってくるとは思いますが、我々、原発避難だと。

今、浪江町の住民登録は1万6,400ぐらいですか。それに対して居住人口は1,340件ぐらいでしょう。ざっくり計算しても8.1%。そういう状況にありながら、町税の場合はやっぱり課税が強化されている。当初予算でも激しい踏み込んだ議論がなされたところでありまして、それと比べれば今回の条例改正の提案は非常に不公平だということを指摘をして、反対の討論にしておきます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 国保税条例の一部改正についてです。

第2条、第3条関係について資料で書かれてありますけれども、基礎課税額については61万から63万、後期高齢者新規は据置き、介護納付が16万から17万、3万円の増であります。5割軽減、2割軽減については改正前と改正後について比較対照表がありますけれど

も、軽減が拡充されたというものであります。

その上でなんですけれども、現在、国民健康保険税については600万以下については非課税になっているということでありますけれども、こういう税条例の改正を専決でやるというのはいかがなものか。確かに国から国保会計における財政支援はあります。私はずっと6月議会はある意味では国保議会だという捉え方で、議員になった最初からこの問題については当局と議論をしてきました。

したがって、これ専決であってもなくても、国保税条例の課税変更に伴う浪江町の国保会計がどうなるのかということについて、これでは一切分からないんです。確かに法律の改正があって、今回提案したという経過はあるでしょう。それにしても、あれは財政支援で現在600万以下は減免されているということはあるにしても、国保会計がどうなるのかということについてはちゃんとやっぱり議会を開いて実態を説明して、だがしかし現在はこういうことになっていると。議会との関係では、そういう対応をするのが当然じゃないですか。

昨日も別件で議会軽視だという他の議員からの厳しい批判もありましたけれども、町長、これどうですか。町長も長いこと議員経験をされていて、国保問題で質問されたかどうかまでは覚えていないけれども、6月議会の国保税条例の改正、国保会計については多面的な議論をしてきたということは分かっているはずだと思うんです。どうなんですか、町長、提案者として。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

ただいまご指摘ありましたけれども、議員おっしゃるとおり上位法の改正に伴って今回整合性を図るため所要の改正を行い、専決処分とさせていただいたところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに答弁ありますか。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） ただいま課長のほうからも答弁がありましたとおり、一応4月1日付での専決を行うことによりまして、いわゆる課税の準備等も当然行わなければならないということで、通常であれば専決でこれまでもお願いしてきた経過がございます。その辺はご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 承認第3号について反対の討論をいたします。

まず、第2条に書かれてありますように、さらに基礎課税分あるいは介護納付分が増額されて、我々町民としては財政的な支援は受けているけれども、これだけの基礎課税が基本になってくるということは、もう私から言うまでもなく大変な負担だと。国保税については、この場でも何度も言っているように現在は財政支援を受けているからだけれども、これが今後通常に戻ったら、もちろんこの金額で国保に加入している人が課税されるということではないけれども、これが課税ベースになるということはそのとおりだと。したがって、現在は減免ではあるけれども、当然そのものについてはやっぱり賛成できないということが1つ。

それから、これまでどおり専決でお願いしたということなんです。が、じゃ、6月議会に国保会計の財政計画出ていないんです。もちろん今後、出さないわけにはいかないから出てくるでしょう。したがって、副町長が答弁したように従来どおり専決でお願いするということについてはやっぱり議会軽視だと、今後の課税計画について議会に示していないというのは極めて問題があるということを指摘して、反対の討論にいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険条例の一部改正について）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は承認することに決定しました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 専決第6号について何点かお尋ねをいたします。

19ページ、帰還環境整備交付金繰入事業、17、2の8、ここでカントリーエレベーターの分として備考欄に書いてありますけれども、13億6,900万の減額専決が行われております。確定時期はいつになるのか、お尋ねをします。

それから、31ページ、これも農業関係ですけれども、款6項1目4節19で負担金、補助及び交付金2,000万の減額で専決処分されております。農業法人参入支援事業補助です。これは丸々減額専決ということですが、町はどういう考えに基づいて農業法人参入に対して予算を組んで、結果浪江町はどういう取組をして、結果どういう問題があって該当者なしだったのか。これはいくら専決とはいえ政策的な総括が必要だとやっぱり、その考え方の基本は、農業再建はいかにあるべきかという点からこれでいいのかということが問われている問題だということです。どうなのか、お尋ねをいたします。

それから、同じく31ページの一番下に負担金、補助及び交付金5,348万2,000円の専決による処分です、減額。これも営農再開支援事業ということで営農再開に関わるものでありますけれども、この専決による減額処分はどういう理由によるものなのかということについてお尋ねをいたします。

それから、34ページの地域おこし協力隊、これは今回は819万1,000円の補正で減額の専決処分されております。当初の予算はここに書いてあるように、報酬分で言えば700万の減額補正なんですけれども、1,197万3,000円、1,200万、差引きをするとざっくり500万のみ執行されている。別な言い方をすると500万しか執行されていない。地域おこし協力隊については様々なご苦勞をされていると思うんですけれども、具体的にどういう事業をどういう体制でなされたのか。

多分3月になって、あるいはこの専決議案をつくるに当たって、その実態が明らかになったということではないと思うんです。なぜ専決処分なんですか。報酬で言えば500万のみの執行で終わっているわけだから、当然6月議会専決待たないで予算整理できたんじゃないですか、なぜ専決なんですか。

以上。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、答弁調整のため暫時休議します。
（午前 9時56分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
（午前10時02分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） まず、1点目の事業費がこの専決が確定した日がいつかということに対する質問ですけれども、3月に契約がこの事業なりまして、その契約が確定したことによる減額の専決になっております。

続きまして、2,000万の農業法人参入に関してなんですけれども、当町では帰還して営農を再開する方々に対して被災12市町農業者支援事業、営農再開支援事業、農地保全事業ということで支援してまいりまして営農再開を支援しているところなんですけれども、将来的には広い農地をその方々のみでは管理し切れない、営農し切れないことも予測されるものですから、町外からの参入または農外事業者の参入を促進するため、この事業を創設したところでございます。

ただ、先ほど申しました被災12市町農業者支援事業、営農再開支援事業でも町外の方が利用することは可能ではありますが、さらにこちらでの営農を促進するために土地取得の2分の1、1,000万上限ということで制度を策定したところです。しかしながら、町ホームページやパンフレットで周知しているのですが、浪江町で営農を考えている法人の方々にも紹介はしていますけれども、昨年の相談はありましたけれども、事業の実施とはなりませんでした。今後も周知に努めてまいりたいと考えてございます。

また、本事業は創設して2年目となりますけれども、現状の状況を精査して今後の展開を考えてまいりたいと思います。

続きまして、31ページの営農再開支援事業補助金の減額の内訳について説明させていただきます。

5,348万2,000円となり、かなり大きい減額となっておりますけれども、内訳は農地の保全管理、約4,491万円、もう一つ大きなものとして復興組合からのコンサルタント会社への事務委託料826万円が主な減額の大きな内容となっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 34ページの地域おこし協力隊の補正につきまして、ご説明申し上げます。

年度当初において、最大7名を地域おこし協力隊として獲得すべく予算計上、それから人の募集に努めてまいりました。それによりまして、この時点では3名の方がやっております。1人は途中からということで執行額が少ないわけですが、その間も3月においてもそういった採用活動をして、今年度からさらに2人が新たに加わるという予定になっておりますけれども、ぎりぎりまで採用そして執行を考えていたためにこのような結果になりましたが、今後は早い時点で金額を予想し、専決ではなく補正にて対応していくように心がけてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） ちょっと厳しい意見になりますけれども、地域おこし協力隊の専決処分について言えば、反省の弁も含めた見直しについて答弁されました。私は誠実でよろしいというふうに思っています。私はほかの分野について詳しく調査していないけれども、今回の専決が23億ですから、これは対議会との関係で、あるいは町が打ち立てた政策執行との関係でどうなのかということが問われているというか、明らかになった専決処分案件ではないかというふうに思います。

したがって、地域おこし協力隊については今後改善を約束されたわけだから、ほかの関係する課の専決であれもこれも押し込んだ処分については、やっぱり産業振興課だけの問題ではないということを受け止めてもらいたい。代表監査、しっかりしてください、よろしく。

それから、31ページの負担金、補助及び交付金についてですけれども、金額的には分かりました。農地保全についてもぎりぎりまで分からなかったんですか、これ、4,490万。後継者対策事業についてはいろいろあると思いますけれども、今回の専決について。

では、別な角度から聞きます。浪江町の農地保全の計画面積はいくらで、今回、未執行に終わった面積はいくらなのか、執行できなかったその農地に対して町はどう対応してきたのかということについてお尋ねをいたします。

それから、農業振興費、課長答弁されたけれども、2年続けてなんです、これ。それだけ難しい問題だとそういうことを意味していることだと思います。しかし、名前は挙げないけれども、町民の人でも、農地の委託を受けて大規模で管理している人がいるわけです。町にも農地を売りたいとか、宅地を売りたいとか、貸したいとそう

いう相談をしている人があると思う、そういう相談案件もあると思う。したがって、国の事業に乗っかって2分の1補助、外来という言葉はこれ適切ではないと思うけれども、外来に依存するのではなくて平行してだね、やっぱり地元参入も掘り起こす、あるいはそういう呼びかけをするということであればこの事業は執行できるのではないか、そういう考えはありませんか。2年続けてですから、これ。

それで、あえてまた繰り返すけれども、専決でなくても課長答弁から言えば、これは今年も難しいということは分かっていたはずですよ。だとするならば、この予算についてももっと有効に活用できるようなそういう行政執行を進めるべきではないか。また副町長、答弁に立つのかもしれないけれども、副町長これどうですか、今の問題、そう考えませんか。

帰還環境整備については分かりました。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） まず、1点目のなぜぎりぎりまで分からなかったのかという内容でございます。農地保全に関しましては、復興組合からの最終実質的の報告が3月に入ってからなので、最終的な金額が確定するまで時間を要し間に合わなかったため、専決でお願いしているところでございます。

続きまして、農地保全管理の面積についてお答えいたします。避難指示解除区域の面積ですけれども、面積としては1,848ヘクタールでございます。そのうち保全管理として実施したのが1,124ヘクタールということで60.8%になりますので、それ以外の農地は保全の対象となっておりますということです。

続きまして、補助金の見直しでございますけれども、今のところは町外からの法人の方に対象となる補助金となっております。今後、町内の農外の法人の農業参入という点もご指摘がありましたので、それについても検討してまいりたいと考えております。

あと、答弁漏れ、未実施農地への対応ということなんですけれども、今のところは有効な対応がないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） それでは、改めてなんですけど、今回なぜ専決処分なのかということについてでございます。

申し上げますと、復興事業において1つの事業が大変大型化していること、また3月補正予算資料の作成ですが、そちらにつき

ましては2月中旬まで、その予算の関係を提出しなきゃいけないということもございます。時期的に事業費の確定に至らないことなどがございます。ただ、議員ご指摘のとおり、予算書を確認しますとほぼ事業が終了しているもの、また想定可能な事業もございます。3月補正に当然計上できるものも見受けられます。引き続き予算の編成に当たっては、適切な管理に努めてまいりたいと思います。

また、予算の有効な執行についてもご指摘がございましたが、こちらにつきましても、年度を通しまして随時検討しながら適切な予算の執行を図ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） さすが元行政マンで今責任ある立場に立っている人で、もう言うことありません。そういうことですから、本年度はお互いに気をつけて、議会の立場も尊重していただいて、町のために、農業振興のためにお互い頑張っていきましょう。

一言だけ、いわゆる農業振興費の問題で、2分の1、1件1,000万、これは何か縛りがあるんですか。町の要綱でこの事業を運用できるとすれば1,000万でなくてもいいと思うんだ。ということは逆に、面積も大面積でなくてもいいと思うんだ。3町歩でも5町歩でも意欲のある人が参入できる、そういう条件整備をするのが今日における浪江町の農業振興の政策の基本的な視点ではないかというふうに思います。

今後、大胆かつ柔軟かつ有効な見直しを求めて、そのことを指摘して、私の質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 1,000万、2分の1というのは、町外の法人の方が町内で新たにしっかりとした拠点を設けていただくために要綱で定めたものとなっております。今の利用の数がないということに関しまして内容を精査して、今ご指摘いただいた内容も含めて考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 1点だけちょっとご質問させていただきます。

32ページの有害鳥獣対策費なんですが、補正前が約4,100万、補正減で約450万されているんですが、有害鳥獣の捕獲の実績を見ると平成30年度から令和元年度の差なんですが、実はイノシシに関してもタヌキに関しても捕獲頭数が多いんです。アライグマ、ハクビシンに関してもほとんど横ばい状態の中で、ここで捕獲隊報酬費も

349万円ほど減になっているんですけれども、実績が上がればこの辺は当然報酬額も上がってくるのかなというふうにちょっと疑問あるので、この辺なぜ減になったかという理由をご質問します。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休議します。
(午前10時23分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時25分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 31ページ、有害鳥獣対策費の中の減額の理由でございますけれども、報償費に関しましてはイノシシ1頭当たり2万5,000円等々あるのですけれども、3月末まで頭数が増えても対応できるように予算は残しておく、その後、確定した段階で専決をお願いするという内容になっておりますので、減額となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 1つだけ質問させていただきます。

19ページ、款の財産収入、項の財産売却収入というふうなことで減額が1,389万、幾世橋分譲地売却収入というふうなことでありますけれども、場所は復興住宅の一部かと思っておりますけれども、そのところでよろしいのでしょうか。

そして、分譲地の状況、何区画売れて残りが何区画あるのか、お伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

幾世橋分譲地につきましては、議員おただしのとおり幾世橋住宅団地の南側の場所でございます。

区画については全部で7区画ございます。そのうち売買契約が済んでいるものは4区画済みでありまして、住宅建設をされている方が2区画というような状況でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） この売買契約は規定があるというふうに思いま

すけれども、契約してから何年したならば建築しなければならないと
そういうふうな規定は守られているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 契約書の中で、本契約締結日から2年以内に、土地において建築に着手しなければならないという
ようなことになっております。契約書上2年以内ということですが、
現在こういった避難中というような状況もありまして、そこにつき
ましては、やむを得ない事情がある場合には期間を延長するという
ような要件もありますので、事情によっては延長している場合もご
ざいます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 40ページ、款10項5、その中の震災アーカイブ、
13の委託料ということで5,290万の減となっておりますが、その詳
細を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 40ページ、款10項5の社会教育費、目5の
震災アーカイブ費の震災遺構整備設計業務委託料の5,200万の減額
の内訳ということでございますけれども、こちらにつきましては震
災遺構の校舎の改修と、それから新設する管理棟の設計を行ったも
のについての設計委託料1本の減額となっております。

こちらにつきましては、3月16日契約期間満了ということで専決
で対応させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 予算計上から6,700万ですか、5,290万というこ
とは要するに余りにも金額の差が大き過ぎるということで、ちょっ
と見積り自体前に、要するに余り予算的に余るということは考え方
が甘過ぎるのではないかという感覚がするんですけれども、その辺
どういう解釈をしてこういう減額になったか、その辺をちょっとお
願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 差額の大きさからそもそも設計が過大過ぎ
たというか、見積りが甘いんじゃないかというところがございます
けれども、設計においては基本設計の中で具体的に内容を精査した
ものを実施設計のベース、仕様にして予算を組み立てたところがご
ざいます。ただしかしながら、実質結果こういう形になってしまっ

たというところだけで、なかなかこういった事例の設計自体がないということもあってのものではないのかと考えているところでございます。

具体的にどこがどれだけ差があったから過大だったかどうかというところについては精査はしておりませんが、基本的には特に問題はないものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、農林水産課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 答弁の修正をお願いいたします。

先ほど16番議員に農地保全についての面積についてお答えしたのですけれども、避難指示解除区域全体面積と保全が行われている面積をお答えさせていただきました。その差は724ヘクタールになると思うんですが、そのうち使用方法が決まっているものがありましたので、追加でお答えさせていただきます。

まず、約500ヘクタールなんですけれども、津波被災地の農地、またそれに加え谷津田、酒井のメガソーラー、もう一つは今各地にあります仮置き場ということで、これが合わせて500ヘクタールということになっております。また、そのほかに完全に農地として使用していないという遊休農地が30ヘクタールございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町一般会計補正予算（第8号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決定しました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、10時50分まで休憩します。
(午前10時34分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時50分)

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は承認することに決定しました。

◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第8号は承認することに決定しました。

◎承認第9号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 下水道事業特会専決の提案説明で、7ページの雑入、賠償金、これは確定によるものだという説明でした。歳出は8ページに計上されていますけれども、要するに東電賠償だと思います。東電賠償かどうか確認した上で、確定した時期はいつでしょうか。

それから、減額補正ですけれども、いくらに対してこれだけの減額になったのか。事前折衝というか東電側と協議した上で請求してきたというのが今までの経過だと思うんですけれども、その経過も含めてこの内容についてご説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 賠償金についてでありますけれども、賠償金の確定額は5,207万7,142円でございます。

減額理由は、当初予算で歳入で6,500万、歳出のほうで積立金で6,500万という計上でございましたので、そこに併せた分で減額になってございます。

時期についてですけれども、今、明細等見たんですけれども、日付等までは入っていませんので、ちょっと今この場では分かりません。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 確定時期が分からないというのは把握していないということで、いつ確定したのかというのは分からないほうが不思議であって、そこはいま一度確認をします。お答えください。

それから、6,500万の予算は事前協議で計上したものではなくて、前年度実績とかいろんな角度から検討して予算計上されたと思うんですけれども、予算計上の根拠はどうだったんですか。

以上、お尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 確定時期ですが、私のほうですみません、把握しておりませんでした。令和2年3月11日ということがあります。

予算計上の6,500万円の根拠なんですけれども、まずは基礎額につきましては震災前の実績の数値、それに固定費、職員の給与等について合算したものが大体6,500万円だったもので、それをそのまま計上したと。そこに減収率等々を掛けたものについて賠償額になっているという認識でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 確定時期については分かりましたけれども、予算とその確定額との関係については、予算の積算については基礎額に固定費分、それと減収率を掛け合わせて積算をしたということなんですけれども、それは相手抜きで町の判断で計上したということなんでしょうか。相手との関係で相手と協議をして計上したということなんでしょうか、いま一度お尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 当初予算の6,500万については、こちらのほうで事前に基礎額となりました震災前の実績は分かります。給与手当等も現状の職員の管理費等になりますので、その分について計上するという形になります。

ただ、その後の減収率等につきましては、その当年度の使用料等が年度末にならないと最終確定しませんので、そういった意味で実際に今回、専決補正により確定させたということになります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 6ページ、款が繰入金、項が繰入金、それでこの繰入金の額が5億1,300万、補正額減額が3,445万円、一般会計からの繰入金が4億6,600万で、基金繰入れが4,664万円となっております。

ますけれども、現在の使用件数と災害前の件数をお伺いをいたします。

また、基金残高はどのくらいなのか、お伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 平成22年度の使用料実績で申し上げますと、調定の総件数を単純に12カ月で割った分で申し上げますと公共下水道の実績が2,898件、令和元年度の実績で言いますと1,249件であります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休議します。

（午前11時01分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前11時02分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） すみませんでした。

基金残高1億4,407万7,000円です。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番。

今後とも浪江町公共下水道特別会計というふうなものは大変なことかというふうに思います。町の負担というふうなものもいろいろと心配されますけれども、収入というふうなものの主なものは何で賄っているのか、お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 収入の主なもの、この6ページにもありますように、実際には使用料等で賄うのが維持管理費については普通であります。現在はこのような状況ですので、そのほかの主なものとしては基金の取崩しと、あと先ほど言った収入が減した分についてはその分の補填の賠償金で、さらには公共工事等による国庫負担金または補償金と一般会計の繰入金で主なものだと思っています。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第9号は承認することに決定しました。

◎承認第10号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 6ページの雑入です。説明欄に書いてあるように、雑入338万7,000円は東電賠償金です。そこでお尋ねいたしますけれども、先ほどの下水道事業については予算に計上されておりました。当然これまでも賠償金の支払いを受けていたというふうに私は記憶しております。その上で、専決でありますけれども、なぜこれ東電賠償について計上していなかったのかということ、そのことまずお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） お答えいたします。

今回の賠償金につきましては、確定額が338万8,930円でありました。先ほどの公共下水との違いで今回存目の1,000円だったということで、まずは先ほど説明で言いました基礎額につきましては今回公共下水の場合は震災前使用料収入等から管理費、固定費等をマイナスするとゼロ円ということでこの基準額が出ませんので、まずはここで1,000円であったと思っています。

議員の指摘されるように、今回この分について存目の1,000円、前の公共下水6,500万という計上で整合性が取れないことから、その辺は来年度の予算につきましては検討してまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 予算の計上を見直したいということですが、令和元年度の当初予算、調査していなかったんですけども、元年度においても集落排水事業に対する東電の賠償金はあったものというふうに私は考えるんですが、その点ではどうだったんですか。あったにもかかわらず当初予算には計上しなかった、そうではなくて前年度実績ゼロだったので、当初予算に計上しなかったということが考えられるんですけども、事務方としてはどういう判断それをされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） この辺確認しましたところ、前年度も1,000円の存目で予算計上しておりまして、今年度も1,000円で、令和2年度当初予算も1,000円で計上しております。

賠償額につきましてはもちろんありました。30年度も元年度もございました。ただ、先ほど言いましたように基礎額が赤字となっていて、そこから賠償額が生まれている部分というのは職員の給与分に影響されるところが大きく、今回のその分でいいまして1人の職員が年代が違くとまさに倍違うような形になってしまいますので、その分で見込みができなかったということで1,000円という計上をしたと認識しています。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 佐藤副町長、あなたも事務方長いし、総務課長を経験されていたから分かると思うんですけども、今の担当課長の説明で納得できますか。

実績はあったと、ただ予算積算するに当たって新人職員とそうではない職員の場合、固定費の額が変わってくる、したがっていくらだから分からなかった、存目1,000円しか上げなかった、だけれども、東電賠償はあったと。これは予算組みのときに気がつけばよかったんだけれども、予算提案されたときに気がつけばよかったんだけれども、それは気づかなかった私の調査不足でもありますけれども、これはやっぱりあり得ない予算組みではないかというふうに思うんですけども、副町長の立場からどういう認識なのか、一言だけ聞いておきます。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） ただいま担当課長答弁しましたとおり、いわゆる当初で見込めないということで、毎年賠償金は当然出てくるということがありますので、1,000円という形で前年度の30年度、今回の元年度、さらには令和2年度の当初においても1,000円という

ことで計上させていただいているということでございます。

この辺はまたなお精査させていただきますが、確定が難しい部分についてはこういう形で計上せざるを得ない部分もあるかと思えますので、その辺につきましては再度確認をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 6 ページ、款繰入金、項で繰入金、目で繰入金
が3,300万、一般会計で2,900万、基金繰入れで395万というふうな
ことでありますけれども、下水道と同じようなことの質問になります
けれども、現在の使用件数、震災前の使用件数、そして基金残高
を質問いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 初めに、件数ですけれども、令和元年度
から言います。令和元年度が月平均で言いますと83件、平成22年
度が222件であります。

基金残高は1,889万3,485円です。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令
和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））を
採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第10号は承認することに決定しました。

◎承認第11号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、承認第11号 専決処分の承認を求
めることについて（令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予

算（第5号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第11号は承認することに決定しました。

◎承認第12号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 専決12号についてお尋ねをいたします。

まず、7ページですけれども、節12の委託料1,379万9,000円、これは給付事業委託料という項目説明ありますけれども、具体的にどのような事業内容なのか、お尋ねをいたします。

それから、節18の負担金、補助及び交付金1億7,500万ということで掛ける10万ですから1万7,051人が4月27日時点の給付対象人口ということでよろしいのかどうか。

それから、行政報告では、6月11日時点で振込3回やった、5,245世帯に対して1万1,948人、約7割給付だということでした。その後、振込はどうなっているか、100%振込が可能なのかどうかという問題です。

それから、他の自治体でいろいろ問題になっていることで、二重振込等はなかったのか、天栄村であったね。

それから、マイナンバーでの取扱件数は何件ほどあったのか。

それから、最後になりますけれども、いろいろ原発避難の家庭の事情があって世帯分離している人もいます。世帯分離の中には当然のことながらDV被害者がいて、そういう人の場合は基本的には居住先に送付をしたという一般質問での答弁がありましたけれども、それは何も問題ない場合。

今、問題になっているのは、やっぱりDV被害者は保護措置を受けないで避難しているというか、生活を余儀なくされている人もいます。今回の特別定額給付金については、そのことはやっぱり大きな問題でした。今の仕組みでは保護措置の手続された場合でないと居住先に送れないという問題がありますけれども、そうになっていますけれども、それもできないという人が私はいるのではないかと。そういう人からの相談、あるいはそういう場合は町のほうに直接連絡してくださいとこういう対応も取ってしかるべきだというふうに思いますが、そういう対応をされたのかどうなのかということについてお尋ねします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

まず、12委託料の内訳でございますが、こちらにつきましては給付金の申請書の印刷、それから世帯情報の印字、さらには返送されました申請書から口座情報の銀行振込のための入力、それから現在、振込終わった方には振込通知書をお送りしておりますが、そういった通知書の作成等の委託料でございます。

続きまして、人数の関係でございますが、実際、基準日の住基世帯数は1万6,951名でございます。住所不定等で最終的に浪江町に居住して町の対象となるような方、ある程度そういう移動部分も見込みまして若干多目に予算は取っております。

それから、実績についてでございますが、今週は明日振込予定してございまして、明日の振込を入れますと給付人数は1万5,296、率でいきますと90.3%になる見込みでございます。

それから、100%になるのかというご質問でございますが、これについてはまだ申請をいただいていない方が約5%ほど残っていますので、さらに広報等を通じて周知してまいりたいと考えてございます。

それから、二重給付につきましては、今のところ二重給付はないということでございます。

それから、オンライン申請については、今のところ実績として39件ほどございます。

それから、世帯分離の関係でございますけれども、実際要綱上は住基の世帯主が受給権者となっておりますけれども、町では同じ世帯であっても別々に避難して避難住民届等が出ている場合はそれぞれにお送りしてございます。ということで、DV被害も含めまして、別々に避難している方については給付金の申請書をお送りしてありますので、それに対応している件数がございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） そうすると、あしたの時点で90.3%、未申請の方が5%いるということですから、その分を差し引くと残り5%については諸問題があって遅れているということなのか、それとも単なる事務手続上の遅れなのかということです。

振込が早いか遅いかというのは、まだ都市部では10%未満というところもあるからそういうところと比較はできないにしても、県内でも早いところは相馬市とか南相馬市とか多分5月7日だったと思うんだね。システム上の違いなのか、そうではなくてちょっと言いづらいんだけど、事務方の準備作業の違いなのか。ほかの同僚議員もそうだと思うけれども、いつ入るんだ、まだ来ない、書類はすぐ送ったんだけど、まだ来ない、最近はいなくなった。だからかなり入ったと思うんですけども、かなり時期が時期ということもあってコロナ特定給付金については待ち望んでいたと。

何を言いたいかというと、やっぱりできるだけスピーディーに振込できるようなそういう準備はすべきではないのかと。参考まで言うと、自治体の名前は挙げないけれども、早く振り込むために基金を取り崩してそれで振り込んだという自治体も現に県内にもありますから、今後もしろんな形でこういう直接振込という事業が出てくるのではないかというふうに思います。今回の経験を踏まえて、やっぱり町民の期待に正面から応えていくという必要があると思うんです。反省点があるとすれば何なのか、お聞きします。

それから、ほかのことは分かりましたけれども、やっぱりDV被害者で実は私、弁護士にも相談したんです。そうしたら、この件については弁護士が行政の窓口に行っても手続取れないというんだ。それぐらいやっぱり堅実、あるいは確実な方法を取っているという意味でもあるんだけど、中にはやっぱり分かりやすく言うと身を隠しているとそういう人もいるわけですから、そういう人たちに対して本人に届くようなメッセージを送るべきではないのか。今回の反省点に入れるかどうかは別にしても、ということも含めて今回の事業に対しての担当課長としての反省点、改善点などありました

らばお聞かせをいただきたい。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） まず、申請書については95%ほど町に申請が届いている分でございますので、残り5%についてはまだ申請書が町に届いていないということでございます。引き続き広報等で進めていきたいと考えております。

それから、給付が早い町村に比べれば遅いというようなご指摘ございます。反省点と申しますと、結局今回の事業の総括的な検証もまだしておりませんので、最終的にはやはり一度そういった先進的な自治体等の事例等もちょっと参考にしながら、今後同じような給付事業があれば速やかに実施してまいりたいと考えてございます。

それから、DV等についても町のみならず国も挙げてそういった広報等に努めておりますので、そういったご相談は町にもいろいろ寄せられております。それについては丁寧に相談等に乗って、確実に給付が受けられるような、そういった方には寄り添った対応を取っていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第12号は承認することに決定しました。

◎承認第13号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第13号は承認することに決定しました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第65号 新型コロナウイルス感染症による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 2ページ、表2の区分に基づく対象者はどのぐらいになると思っていらっしゃるのか、現状を把握されていたらばお示しいただきたい。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

現在のところ、対象者という部分で申し上げますと、今後リーフレットやホームページ、広報で周知、それから納付書発送時にお知らせという形で一緒に入れさせていただくと考えておりますが、今、東日本大震災により減免となっている方にはそういったものは入れませんが、課税となる見込みの方につきましては200件程度を見込んでおりますので、その方にお知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第65号 新型コロナウイルス感染症による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第66号 浪江町税条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 個人町民税のところで、住宅借入金等特別税額控除の特例として一定の要件、説明では3つあるということでしたが、どういう要件になっているのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

一定の要件についてお答えいたします。

まず、1点目でございますが、新型コロナウイルスの影響によりまして家屋への入居が令和2年12月30日以後となったこと、2つ目といたしまして、一定の期日までに新築住宅、建て売り住宅、中古住宅または増改築等に係る売買契約等を行っていること、3つ目としまして、令和3年1月1日から同年12月31日までの間に当該家屋をその者の居住の用に供する、この3つとなります。お願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第66号 浪江町税条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第67号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 67号について、67号の議案それから資料で言うと2ページ、番号22-2では個人番号の再交付1枚につき800円、それから22-3では通知カードの再交付1枚につき500円、これが削除されていわゆる個人番号カードの再交付1件につき800円というふうに改正するというものです。

2つお尋ねいたします。

浪江町のマイナンバーカードの発行件数は何件ほどあるのかということと、それから新旧で特に法律第7条1項に規定する通知カードの再交付は削除されて22-2に統一されると。この旧項の22-3というのはどういう場合のことを言うんでしょうか。利用者というか再交付をする人にとっては、ちゃんと理解できるんでしょうか。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 2点ご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの発行件数につきましては、5月末時点になりますが、2,925件が発行されてございます。

次に、2点目のご質問ですが、22-3の表の削除の関係でございしますが、こちらにつきましては通知カード、いわゆる紙の個人番号、それから名前、住所、性別が記載されたものでございますが、こちらにつきましては再発行する側になりますが、こちらで再発行しないということの改正に伴いまして、うちのほうでいいますと手数料、こちらのほうも再発行しないということで削除をお願いするものでございます。

どういう場合かという部分につきましては、通知カードの廃止に

つきましては、令和2年5月25日以後の通知カードの取扱いということで廃止が決定しておりますので、ホームページそれから次の広報に掲載予定としておりますので、皆さんにご通知して広く周知していきたいというふうに考えてございます。お願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 実は私は個人情報はやっぱり基本的人権の問題だということで、マイナンバーカードの発行は受けておりません。今持っているのはいわゆる個人番号通知です。したがって、今回のコロナ給付金申請の際もカード番号と個人番号が混乱したということと、それ自体分からないという人もあって、今後どうするのかという議論になったわけです。その結果、通知カード、私が持っているようなああいう紙のものは今後発行しないと。あくまでもマイナンバーについては個人番号カードの交付のみということになるわけです。

交付を申し出るかどうかはあくまでも個人の判断でよろしいかとは思いますが、いろんな制度改正を狙っているようです、政府は。その話は別にして、個人番号を持っていない人が今の課長の答弁でも圧倒的なわけだね、浪江町でも。そういう人たちが申請するかどうかはあくまでも本人なんだけれども、不利益を受けるような問題は発生しないのか。個人番号カードの再発行はしない、今まで発行したものに限るということになると、この制度自体よく分からないという人もいると思うんですが、宙に浮く人は出てこないんでしょうか。ということが問題ではないかというふうに思いますので、どうされるのか、どうなるのかお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、通知カード再発行はなくなりますけれども、現在通知カードをお持ちの方ですが、通知カードに記載されてある氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合につきましては、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用することができることとなっております。

ただ、5月25日以降になります、氏名、住所等の記載等の変更があった場合におきましては、マイナンバーカード、マイナンバーが記載されている住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書でマイナンバーの証明が可能となります。つまり住所、氏名などが変わった場合にはお使いになれないということになりますけれども、住民票でマイナンバーの記載がある証明を出していただくことによりましてマイナンバーの証明ということが可能となります。

それから、制度上の宙に浮く方がいないのかというご質問でございますが、例えば5月25日以降再発行等々いたしません、その代わりに個人番号、赤ちゃん生まれたりとかあとはマイナンバーカードを当初27年から発行しておりますが、その際に外国に転出をされていた方はそもそも番号をお持ちでございませんので、そういう方につきましては個人番号通知書という形で個人番号、名前、生年月日についてはご通知差し上げるといったような内容となっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第67号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第68号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第68号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第69号 浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これは資料第10条、使用料の減免について規定されています。要するに町長の判断で使用料を減額または免除することができる。一般的にはこういうことだと思っただけけれども、道の駅の利活用については現時点ではやっぱり全て想像できない、いろんな方がいろんな形で使用する。使用料がかかるかかからないかということになると、10条の規定に基づくということなると思うんです。

そこで、私は規定をつくるに当たって柔軟にという表現をするかというのは非常に難しいと思うんだけれども、多くの人に利用してもらい、もちろんその名のとおり情報発信拠点にってもらい、するそういう取組、利活用と使用料との関係でもそういう判断が必要ではないかと。したがって、通り一遍の減額、減免規定ではなくて、町長の判断によるということ、分かりやすく言うと、いかようにでも解釈によってそれが運用されるということもあり得ると私は思うんです。したがって、柔軟かつ原則的にというふうに言ったのはそういう意味なんだけれども、多くの人に利用してもらいそういう立場で使用料の減免規定をつくる必要があるのではないかと。まだつくっていないと思うんだけれども、副町長、これどういう減免規定をつくる、要綱か何かあるんですか、どうでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、副町長。

○副町長（小林弘典君） 今回の条例に基づきまして、減免に関する規定というのは別途定めることとなると思います。当然ながら公の施設としての利用になりますので、当然利用料の徴収に関しても厳格にルールを定めて対応していくということが基本となると考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 正直、情報交流発信拠点の施設がどういう利活用になるかは、私も全て想像はできません。

しかし、今言ったように多くの人に利用してもらうということが大事ではないかと。その上でそういう言い方しては失礼なんだけれども、500円単位、100円単位で今、小林副町長が言ったように厳密な規定に従ってやらざるを得ないということになったのでは、私は柔軟性がないと。どうぞ来てください、どうぞ見てください、どうぞ買ってください、どうぞ使ってくださいとそういう柔軟な対応も我が町の場合は必要ではないか。したがって、要綱をつくる場合には、法的な制度に基づく厳密な規定ということにこだわらず、柔軟で利用しやすいものにしていく必要があるんじゃないか。

担当課長、これ要綱を準備しているのかな、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

今回の趣旨といたしましては、まず使用料というものを公共団体の使用料の限度額を定め、その後、指定管理者の運営におきましてもう少し細かい要綱を準備の最中であります。

これはやはり商売になるような場所であって、商売営利の目的の方に対してただで使用するということにもいきませんので、そういったことで営利の目的の方にはかかってきますし、どなたもただであらゆる施設を使うというわけにもいきませんので、その上限の額を決めておくわけですが、その運用の面において、この施設に喜んでおいでいただきたいというようなコンセプトでもって運用し、そういった規定になるよう工夫してその運用規定を確定させてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第69号 浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、昼食休憩のため、午後1時30分まで
休憩とします。
(午前 11時56分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後 1時30分)

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第70号 工事請負契約の締結
について（春卯野ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 午後一の発言になります。よろしくお願いします。

春卯野ため池の浚渫工事についてですけれども、まず30センチの
場所と25センチの場所があるんですけれども、この基準は何でしょ
うか。

それから、後から出てくる議案を見ていただければ分かるんです
けれども、これまでもそうでしたけれども、ため池についてはメッ
シュで線量の測定もしているし、議会にもそういう資料提示があっ
たというふうに思います。線量メッシュは作成するんですかしな
いんですか、お尋ねをしたいと思います。

まず、以上2つ。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案70号の質問についてお答えいたし
ます。

まず、浚渫の深さが2種類あるが、その基準はあるのかというこ
とでご説明します。

まず、新規の工事発注に関わる前提となりまして、調査と設計を
行います。その調査と設計は、農林水産省が作成しましたため池の
放射性物質対策技術マニュアルに基づいて実施しております。

まず、調査になりますけれども、まず水平方向としてひも状の線
量を測定するものを湖底にはわせます。そちらで湖底の表面上の線
量を測定し、大体の線量を確認します。その後垂直方向になります。
垂直方向になりますと、アクリルパイプを鉛直に底に挿入し試料を

採取します。試料採取箇所はマニュアルに基づきますと流入部、取水口部、最深部の3カ所を基本とし、ため池の形状により箇所数を増やしております。その後、採取した試料を放射性物質の検査ということで5センチ刻みで測定いたしまして、設計に用いる底質の除去の深度を想定するということになります。

そして、設計に当たりましては、さきの調査で得られましたデータに基づいて線量の状況と水張り面積で範囲、そして底から採取した泥の5センチ刻みの深さにより深度を想定しまして設計することとなります。

よって、今回2種類の深さがあるのですが、そちらの測定の結果から想定しまして設計することになります。

ただ、正確に除去深度を把握するためには貯留水を抜き、湖底を全面的に滞泥試験を実施する必要がありますので、このような想定でまず2種類の深度で設計することになります。

もう一つ、メッシュでの測定で作成するのかというご質問ですが、発注段階ではメッシュのデータはございません。発注後に施工者によりメッシュを設定しまして、そのメッシュによる施工管理を行っていくということですので、発注後施工者に作成されたときにメッシュ図が得られるということになります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 要するに発注段階ではメッシュによる測定資料は作成しないと。だけれども、農水省のマニュアルに基づいて湖底、水平方向とか垂直方向とかいろいろ測定をして設計をすると。前提としてなぜ30センチなのか、なぜ20センチなのかと。それだけの滞留があるからということもあるでしょうけれども、それだけの滞留している土砂というふうに言ったほうがいいですか、土砂にはやっぱり基準を超える、あるいは基準を超えるであろう放射性物質が滞留しているということで20センチ、30センチの浚渫工事をするわけでしょう。発注段階ではメッシュ作成しないけれども、発注後に作成するというのはどういうことになるんですか、これ。

浚渫の深さと線量基準については必ずしも比例するものではないと思うけれども、そういう蓋然性があってこういう工事をするということだと思うんです。だから今のやり方で本当にため池が安全なものになるのか。

別な角度から聞くと、発注後に作成するメッシュというのは何のために作成するんですか。浚渫の深さと関連性はないんですか。浚渫工事とメッシュ作成の必要性、合理性について、いま一度説明を

してください。

それと、工事をしました、これだけの浚渫をしました、当然のことながら浚渫後の線量測定もするわけでしょう。それをやるのかどうか。浚渫後の線量測定をやるとすれば、入り口の段階でも測定をするというのが常識じゃないかと思うんだけど、私は素人だから素人的な考えしかできないんだけど、今課長が言われたような手順で問題ないのかということをお聞きします。ぜひ分かりやすくお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 再質問に対してご説明いたします。

まず、深さをどうやって決めるかということなんですけれども、先ほどアクリルパイプで垂直方向に挿入するということで説明差し上げました。アクリルパイプの自重が大体15キロから20キロぐらいあるんですけれども、そちらで泥を採取します。その重さで止まったところが硬い面になるんですけれども、そちらが震災前の池の底であるという想定をして、それより上に積もったものは震災後に積もった泥であるという想定もあります。そういったことで震災後の深さの想定はそういったところと、先ほど申した5センチごとの汚染度の測定というところから深さを設定していくということになります。

また、設計時点では高濃度の放射性セシウムを含む底質は、湖底全体に広がっていると想定して工事を発注し、施工の中で判明した深度に併せて変更していくというのがマニュアルに定められている手法ということになります。

それから、発注前にメッシュのような調査をすべきではないかということでもありますけれども、先ほどおおよそマニュアルに基づきますと3点ということだったんですけれども、各ため池の形に応じて調査の検体の採取ということがありますので、今回の春卵野ため池に関しましては5カ所実施しておりますが、マニュアルではこれ以上の詳細な調査とまではうたっておりませんので、こちらで設計をさせていただいたというところでございます。

また、発注後に受注者によりメッシュを作成しまして、施工の中で浚渫前、施工中、浚渫後ということで確認をしながら施工を進めてまいります。その中でも1,000平米に3カ所程度の管理ポイント、公式な調査機関に送って調査するポイントも設定しますし、それ以外のパスにおいては事業者の施工の調査はしっかりしております。その結果は発注者である私たちに報告がありまして、内容を確認するという流れになってきます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 分かんない。書いたものを読むというのも答弁の一つのスタイルだと思うけれども、現場感覚で物事考えて質問に答えてもらいたい。

繰り返しになるけれども、課長の答弁では要するにメッシュを作成するのかどうかについてははっきりした答弁がない。農林省の技術マニュアルに基づいてやる、そこにはメッシュを作成するというにはなっていないようです、私それ見ていないから。だけれども、矛盾した答弁だと思ったのは、今ほどの答弁では汚染度の深さというのは俺何を指しているのか理解できないんだけれども、汚染度というのは放射能物質に汚染されているという意味でしょう。例えば表面の部分と中の部分とそれから下部の部分、そういうことで線量が違うということを言っているのかも分からないけれども、ずばりメッシュつくるのかつくらないのかということについてははっきりした答弁がないので、いま一度つくるのかつくらないのかということについて明確にお答えしてください。

私はつくるべきだと思うの、何のために30センチ、20センチやるのか。今の課長の答弁だと、アクリルパイプを差し込んで硬いところに設置すればそこが元の湖底だなど、そこまでの深さで20センチ、30センチ浚渫するという答弁かなというふうに思うけれども、これ現地に入っていないから分からないけれども、こんなはっきり色で区分するような、糸で線引いたような現場がそうになっているのかというふうに私は疑問です。

だからアクリル板を差し込んで元の湖底の深さまで浚渫するという考え方は分かる、それも必要でしょう。だけれども、何のためにやるかと言えば、前提としてやっぱり汚染された汚泥を排出する、浚渫するということでしょう。それはほかの工事でも同じなわけだから、ということで課長、頭いいから書いてあるものを読めばそのとおり理解できるんでしょうけれども、私は今の課長答弁では何か答弁が入り組んでいて、質問にもちゃんと答えていないというふうに私思うので、単純にいま一度聞きます。線量メッシュ作成はするんですか、しないんですか。

それから、工事が終わった後、竣工後の測定は何を基準にやるんですか。

これで3回目ですから以上です。確認の意味も含めて分かるように答弁してください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えさせていただきます。

まず、発注段階でのメッシュに基づいた線量測定はしておりません。メッシュは作成しておりません。

その後、どのように施工後の管理をするのかということでございますが、業者が作成したメッシュで確実に施工を行い、そのメッシュごとの施工前、施工後の確認を行います。その中でも代表ポイント、管理ポイントに関しましては公的機関に検査を出したものと併せて確認しますので、施工後の完了の書類に基づいて確認しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第70号 工事請負契約の締結について（春卯野ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第71号 工事請負契約の締結について（沢目ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 資料の1でちょっとお聞きします。

資料の1で黄色くなって30センチ土取るところが明確になっているんですが、この図面見ると、その黄色の左側に若干行くと法面になっているように図面になっています。偶然この左側僕の田んぼでよくここ分かるんですが、この堤の中の全部を除染するように今まで認識していたんですけども、この法面になっているところから黄色になっている部分は、機械掘削か何かをするのかどうか。

今ここ拠点除染でやっているんですが、この法面の上からしか除染はしていません。そうすると、このため池の中の未除染というかちょっと分からないんですけども、工事に接しない部分が出てくるように思われます。もしかしたら僕はここだけ知らないからなんですが、よそもそういうため池の中と除染やったところの未除染と言ったらあれなんですけれども、そういうところの管理はどのようなになっているのか、お伺いします。

そしてまた、ここは何にしないんだか、するんだかもはっきりお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えします。

第1ため池の施工範囲についてのご質問です。ため池の除染は維持管理における土砂上げ、取水栓の操作等の支障とならないようにするために取水時に放射性セシウム濃度の高い底質を下流に流してしまわないようにするため、底質の除去を行うものです。

そのため除去する範囲は底質が堆積する水面下ということで、調査時点では沢目第1ため池の西側の空白範囲は水面より高く、底質の堆積はないものと想定しておりましたが、ご質問にあるとおり5月15日に75ミリの降雨があり、空白範囲に水位が上昇しているということも確認できておりますので、このため貯留水の流動等により空白範囲に底質が移動していることも想定されることから、別に調査を実施して、その施工の必要性を確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） ここに限らずなんですけど、やはりため池もしくは水がたまるところ以外も、ため池というのは低いところに水が来るようになっていところとほとんどだと思っので、水面の上からも周リから徐々にじわじわと水が寄ってくるような形態になっているところと僕が知っている限りほとんどかなと思われるんです。

それで、ここで初めて気づいたんですけども、これは5月15日に大雨降ったから、もしかしたらもうちょっとやる検討に移るかどうかは別にして、やらなくちゃいけないんじゃないのかなという質問なんです。それで、ここもはっきり言って今やるとは言っていないので、検討に入ったもしくはやるとなればまだお金かかるので、変更するかどうかは分からないんですけども、そういうところは初めから現地に行くときすぐ分かると思うんです。

さっきの馬場議員の質問ではないですけども、足運んでもうち

よっと現地確認すれば体感的に分かるかと思うんです。ここの地区はちょっとうちの田んぼの周辺なので、本当昔から僕が草刈りしているんで、よく分かるんです。

多分課長もそのぐらいは調べているとは思いますが、その次にこのため池の第2と下もあるんです。末森地区は第1、第2というふうに2つずつ水張るのに小っちゃいため池、上にあって、下に大きいため池があるのが末森のため池の特徴なんですけれども、下もそうなんです。水張ったところじゃないところも法面になっていて、町管理のため池になっているんです。それで、そこは除染しないんです。

なので、その辺の周りもせっかく工事していただけるのであれば、除染と今回のため池の除染との間の場所がたくさんあるので、後でやれと言われても末森だと結構放射能高い地区になっているので、そういうところもちょうと調査して、若干何だったら重機で剥ぎ取りした後に浸水でポンプで取るんだか分からないんですけれども、そういうふうにしてもらって線量の低下を図ってもらいたいなと思うんです。

これでまた追加でとかじゃなくて初めの設計段階でそういうところまで、次からたくさん多分出てくるかどうかは分からないんですけれども、ため池の除染の本来のやり方をもう一度検討してもらいたい。そういうところがたくさんあって、下だけが高濃度になっているのも当然でしょうけれども、周りが放射能ないわけではないものですから、大雨降ればやっていないところが下にまた行って、再度同じようなことでため池除染にならないように、やはり周りの土、壊れない程度に除染していただく計画はあるのか、またそういうのは全然考えていないのか、もう一度。

先ほどの計画にはあると言っても、いつまでにその結果が出て、この工事の発注までに契約後に間に合うのかどうか、再度お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、今回のため池の環境整備工事に関しましては、基本的には水張り面積ということでマニュアルにあります。なので、どこまで水が上がったかということも、通常の水面かということもどうしても加味しなくてはならないということと、あとは8,000ベクレルという基準がございますので、そういった調査をしてまいりたいと思います。

それ以外の場所に関してどうだということになりますけれども、

こちらはどうしてもため池環境整備のみでは対応できない場所も出てくる可能性がありますので、それは環境省による除染ということも少し想定しながら、そちらとも相談していく内容になるかと思っています。

さらに、この調査が今回の工事に間に合うかということでありますけれども、工事に間に合うように調査を進めてまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 課長の答弁はそこまでしか言えないのかなというのも分かりますが、ではこのため池はどこの管理ですか、浪江町の管理だと私は思います。であるならば、除染するときにはここはため池除染でやる場所ですよ、ここは環境省さんの除染でやる場所ですよという協議をして、そこまでは除染で5センチ剥ぎ取っていただくとかたえですけれども、そういう協議、されていたのかどうかなんです。

この工事ではないですけれども、町道の法肩が一番放射能が高いということで町にたくさんの苦情が来ていました。もちろん課長も知っていたこととは思いますが、やはり町の町民はいろんなところ歩きます、隅の土手じゃなく。やはり町はそういうところの管理、目の届かないところとか空白のところをどうやって解決する協議を環境省としていないから、適当な話になると私は思うんです。

だったらここでやらないときは、環境省にやらせるような施策をこのため池等々、終わったところのため池も多分あると思うんです。その辺も含めて課長もしくは町長、副町長でも結構ですけれども、そういう指導はされたかどうか、再確認をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 相談などははっきりとしたデータを基にしているというところではないのですけれども、今後進めてまいりたいと……

〔「ほかのところ」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（金山信一君） これまでのところしておりません。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 12番議員とかぶる質問になりますけれども、1つは後で出てくる変更工事もそうだ、これまで上程された議案もそうだ、全協の場であるいは本会議の場で前の清水課長と何度か我々は議論してきているんです。

要するに周囲の除染もしないと駄目だよ、場所によっては何らか

の歯止め措置をつくらないと駄目だよ、どうするんですかという質問に対して前の課長は協議をしますという答弁をしてきているんです。同じようなことの繰り返しになるから防護、防御策を講ずる必要があるだろう、そのとおりだと思います、協議しますという答弁をしてきているんです。今の金山課長の答弁を聞く限りは、そうはなっていないというふうに私は受け取ったんだけど、これまでの経験も踏まえて12番議員の質問、あるいは私が再度、今質問しているわけだけでも、その対策について東北農政局なりあるいは環境省と協議をしてきているのかどうか、協議した結果、どうなのかということについてお尋ねをいたします。

それから、沢目ではどちらが上だか下だか分からないけれども、上と下のため池なんだべ。

〔「第1が上」と呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君） 第1が上だそうです。

ということで2つのため池があるんですけども、これもメッシュ測定はしていないと、メッシュは策定していないと。これで果たして安全なため池管理ができるのか。さっきと同じような答弁になるのかもしれませんが、70号議案の議論を踏まえて、ちゃんとメッシュで調査をして現場を押さえて、これについてはこういう改善措置を講じますよ。

本当は業者との工事契約というかそれにはもっと詳しいデータがあると思うんです、これ。我々は町民を代表してここで議論、質疑しているわけだけでも、あれこれの専門用語使われて答弁されただけでは、聞かれたことに対して答えもできない。

再度繰り返す、再度お尋ねします。なぜメッシュ調査やらないんですか。この議案に関してもっと詳しい設計資料、あるんじゃないんですか。委員会ではどういう審議されたか分からないけれども、これで金額はいろいろあるけれども、約4億の工事ですよ、これ。よろしいですかと言われても本当に判断できない、聞かれても説明できない。したがって、補足資料があるのであれば追加で出してもらって答弁をお願いしたい。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休議します。

（午後 2時05分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2時12分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えします。

まず、メッシュは今後作成しないのかというご質問にお答えします。まず、私どもで調査する事前の調査は工事の準備作業としての調査となりますので、今後もメッシュを作成することはありません。マニュアルに基づいた対応となっていきます。その後、施工の段階でしっかり汚染がなくなることを確認するという内容になります。

続きまして、空白の地帯が生ずると、これまで相談してきたのかという話でございますけれども、ため池内の空白地帯に限っての相談はしてこなかったということでございます。それ以外の森林とか周辺の山から流入の対策に関しては、林野庁や環境省と調整をしていきますというお答えをしていましたけれども、ここに関しましては課題であるということで、今後国と協議してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 要するに農業再開に向けて、莫大な金をかけて浚渫工事やるわけだ。結果、一雨ごとに再汚染されるということになれば全くもったいない話、無駄な話、したがって防護柵を講ずるべきだというふうに言ってきた。それは誰もがそのとおりだと思う話だと思うんです。周辺については今後どうするか引き続き協議するということですから、この段階ではそれ以上のことは答弁できないでしょうからいいです。

その上でメッシュの作成について、施工の段階では低減効果を高めるために、そんなことを言わなくてもいいんだ、汚染濃度をぐっと引き下げるために工事をする。しかし、施工前に汚染実態についてメッシュで表すということはしないという答弁ですよ。これももちろん何のために施工するかと言えば、汚染濃度を下げるという目的のためにやるわけだから、施工によって低減化を図るというのはそのとおりなんだけれども、工事に入る前に従前は測定したものをメッシュで出してきたんです。どういう不都合が出たのかどうか分かりませんが、それは作成しないと。これは課長レベルでどうこうできるという問題ではないと思うけれども、以前と現状ではまるっきり違う方法になっていると。結果どういう問題が起きるかという、それで果たして浚渫効果があるのかとそういう問題が発生するということでしょう。

それから、さっき休憩時間中に産建の委員長と雑談をしました。雑談だけれども、この案件に関わることだから私は公表するけれど

も、実は国の基準では3カ所になっていると、しかし2カ所追加して5カ所まで測っていると。この71号議案についてもこれだけの測定結果が出ていますとそういうことを委員会審議では明らかにしたというんではないですか。

本会議でこの質問を言っているわけだから、じゃこの議案でこの図面でどこの場所でどれだけの汚染濃度なのか課長は把握しているわけだから、委員会審議では口頭だけれども、そういう説明をしているわけだから我々議員に示せないはずがないでしょう、拒否する理由はないんでしょう、拒否はできないでしょう。したがって、それを示してもらいたい。

最後の質問になるけれども、工事終わりましたというときの汚染濃度の測定、誰がどういう形でやるんですか。

以上、明らかにすべきものは明らかにしてください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えします。

まず、メッシュの作成に関して改めて質問いただきました。マニュアルにはないということなんですけれども、仮にメッシュの作成までの調査を行うとなると多額の経費と時間がかかり、工事の完了まで時間を要してしまうため、まずはマニュアルでは事前調査という位置づけでの測定となります。

続きまして、資料の提出でございますけれども、委員会に提出した資料でございますが、後ほど準備したいと思います。

続きまして、こういった形で確認するのかということでございますが、施工者が作成した報告書を発注者支援で発注しているコンサルタントの確認及び私ども農林水産課にいる監督員である技師が確認しまして、内容を確認してございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町長も議論聞いたと思うけれども、お金がかかるからメッシュの作成できないと。どれぐらいかかるのか分からないけれども、多額の経費と時間がかかるからそれはできないと。だけれども、今日は持ってこなかったけれども、いくつかこれまでため池の浚渫工事の議案、上程されました。それこそ詳しいメッシュで、例えば川添ため池なんかも含めて詳しいデータ出ました。

それが国のほうの方針が変わって、時間と経費がかかるからそれができないと言うんだけれども、果たしてそれでまともな浚渫工事ができるのかということは、当該町村として関係省庁と一番いいのは従前どおりやってもらって、説明会も開いて安心してもらって、

工事はこういうものだ、完成後はこうなる、完成後の測定もこうします、そういう安心を担保できる行政の対応が必要だと思うんです。どうですか、町長、今の話聞いていましたか。メッシュ作成をしない理由に、多額の時間と経費がかかるからそれはやめました、そういうこと町長聞いていましたか。

それで、そのこととそういうやり方で、本当に地域住民が安心して戻って営農再開できるということになるのかということについて、町長はどう考えるか。

以上。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問であります、メッシュがなければ工事に入れないということではないと思います。そういった中ではきちっとした農林省のマニュアルに基づいてやっているわけで、検証ができるのかということですが、先ほどから2回にわたって説明をしているとおりであります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） なお、委員会提出資料については、後に他の産建以外の議員に提出をお願いしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第71号 工事請負契約の締結について（沢目ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第72号 工事請負契約の締結について（いこいの村管理棟新築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これも当局の粘りとご奮闘によってようやく管理棟の整備ができるということで、ご苦労さまでしたというふうに言っておきます。

その上で資料1、2、資料2枚入っていますけれども、実は72号議案資料1の左端に管理棟の延べ面積と工事概要について書かれています。建築工事一式、電気設備一式、機械設備一式、その説明資料がこれだけです。

これまでも幾多の公共工事の発注行われてきましたけれども、電気工事についてはこういう工事をやります、機械設備についてはこういう設備です、建築工事についても何ていうのか平面図というのかこういうものだけじゃなくて、昨日もそういう意味では別な議案だったけれども、どういう備品をそろえるのかということも含めて議案上程の中身についてやっぱり議会に示すべきだ。

今のメッシュの話じゃないけれども、そりゃメッシュがなくても工事できると言えばそれはできます、できるでしょう。しかし、ちゃんと公的に担保したもの、責任ある工事をするという点で言えばそういうものも当然必要だし、求めることは何も不合理でも何でもない。

話戻るけれども、72号議案についても余りにもこれ大ざっぱ過ぎる。きのうの繰り返しだよ、これ。昨日は全協だったからけれども、何でそうなのか。我々議会にもっと分かりやすい資料の提示と説明があってしかるべきでしょう。何でなんですか、これ、出してください。誰のお金でもないんだ、町の工事だけれども、町民の税金であり国民の税金なんだよ。我々はそういう人たちを代表してここで議案の審議をしている。もっと裏づけのある資料を出してもらいたい。どうですか。

昨日の全員協議会の繰り返しになっちゃったけれども、議会軽視ですよ、こういうやり方は。昨日の全協でも厳しく指摘されて、追加資料出しました。資料を出させることが目的じゃない、責任ある工事ができるのかどうか、予算の裏づけは何なんだ、予算提案の裏づけは何なんだ。詳細にわたって提示しないと駄目だなんて言っていない。従来やってきたことがなぜできないのこれ、何でできないの、出してください。議長もしっかりしてください。こういう議案の提案説明では不十分です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 建築工事の中身、電気工事の中身、機械設備の中身につきまして、もう少し詳しく書きました資料をお時

間をいただきまして提出したいと思います。
以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午後 2時31分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2時35分）

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まずは口頭でご説明いたしますが、資料につきましては、議長を通して後ほど提出させていただきたいと存じます。

建築設備は、鉄骨造りの1階、714.8平米の建築でございますが、その中の電気設備に受電設備、電灯設備、動力電源、こういったものを行います。

機械設備の中には空調設備、換気設備、給排水設備、浄化槽設備、ガス設備、こういったものが含まれている工事でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今の説明を聞いて、72号議案に対する町側の説明内容としては極めて不完全です。こういうことをやっぱり繰り返すわけにはいかない。

今の話で俺メモもできなかったけれども、建築工事一式です、電気設備一式です、機械設備一式です、じゃそれぞれの各分野の工事でどれぐらいかかるのか、既に入札終わっているわけだから。ちょっと言葉悪いよ、言葉悪いけれども、何かピンと来ていないみたいだから踏み込んで言うけれども、議会を軽視して出さないのか、資料を隠したいから出せないのか、どちらなんですか、これ。何もそんな明らかにできない中身でないでしょう。議会の審議に付すということはそういうことですよ。

後で出しますと、今こういう事業進めます、この事業契約したいです、議会でどう判断されますかということを提案しているわけだから、さっき町長の話じゃないけれども、メッシュがないから工事できないなんてそういう開き直った答弁はやめてください。これは今の議案だけれども、これこのまま通すわけにはいかないですよ。準備できないわけないでしょう。なぜ出せないの、議会軽視なのか、出したくないのかどちらなんだ。これは執行者の仕事でしょう、そ

れは。

[何事か呼ぶ者あり]

○16番（馬場 績君） 出してください。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問でございますが、先ほども申し上げましたように資料提出に時間が必要だということでございます。そういった中で、そして入札が終了しておりますので、そして隠すものもございません。そういった意味で議会を軽視しているものでもありませんし、資料を隠すためのものでもありませんので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午後 2時41分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2時53分）

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後 2時53分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和 2 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 4 号）

令和 2 年 6 月 1 8 日（木曜日）午前 9 時開議

日程第 1	議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について（いこいの村管理棟新築工事）
日程第 2	議案第 7 3 号	工事請負契約の締結について（台風 1 9 号道路災害復旧工事（1））
日程第 3	議案第 7 4 号	工事請負契約の締結について（地域公共施設既存工作物撤去工事）
日程第 4	議案第 7 5 号	工事請負契約の締結について（請戸小学校震災遺構整備工事）
日程第 5	議案第 7 6 号	物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（C D - 1 型）購入）
日程第 6	議案第 7 7 号	物品購入契約の締結について（浪江町役場電気自動車（公用車）購入その 2）
日程第 7	議案第 7 8 号	工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）
日程第 8	議案第 7 9 号	工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）
日程第 9	議案第 8 0 号	工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）
日程第 1 0	議案第 8 1 号	工事請負契約の変更について（丈六ため池環境保全整備工事）
日程第 1 1	議案第 8 2 号	工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）
日程第 1 2	議案第 8 3 号	工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）
日程第 1 3	議案第 8 4 号	工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）
日程第 1 4	議案第 8 5 号	工事請負契約の変更について（町道小熊田宮田線道路改築工事）
日程第 1 5	議案第 8 6 号	工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（1 工区①））
日程第 1 6	議案第 8 7 号	工事請負契約の変更について（交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工

		事)
日程第 1 7	議案第 8 8 号	令和 2 年度浪江町一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 8	議案第 8 9 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 9	議案第 9 0 号	令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 2 0	議案第 9 1 号	令和 2 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 2 1	議案第 9 2 号	令和 2 年度浪江町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 2 2	報告第 1 号	令和元年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について
日程第 2 3	報告第 2 号	令和元年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 2 4	報告第 3 号	令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 2 5	報告第 4 号	令和元年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第 2 6	請願・陳情審査報告	
	請願第 1 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書
	陳情第 1 号	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
	陳情第 2 号	日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書
日程第 2 7	発議第 2 号	福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書 (案)
日程第 2 8	発議第 3 号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書 (案)
日程第 2 9	発議第 4 号	日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書 (案)
日程第 3 0	発議第 5 号	トリチウム水の処分方法が新たな風評被害を生まないように対策強化を求める意見書 (案)
日程第 3 1	発議第 6 号	帰還困難区域特定復興再生拠点「区域外」

の早期除染と整備を求める意見書（案）

日程第３２ 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町	佐藤長良樹君
副町	小林長弘典君	教	育笠井長淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼 仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
吉 田 厚 志 君
書 記
鎌 田 典 太 朗 君

主 任 主 査 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

まず、報道機関から撮影の申出があります。これを許可したいと思しますので、ご了承ください。

ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、執行部より追加資料の提出がありましたので、配付を許可します。

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため暫時休議します。

（午前 9時00分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時00分）

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第72号 工事請負契約の締結について（いこいの村管理棟新築工事）を議題とします。

昨日に引き続き質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

なお、3回目の質問として許可いたしますので、よろしく願います。

○16番（馬場 績君） 委員会後の再々質問ということで、私も長いこと議員をやらせていただいていますけれども、初めての経験です。

議案72号についてですけれども、昨日、資料請求したとおり、工事概要についての概要説明の追加資料が配付されました。

質問に入る前に指摘をしておきたいんですけれども、特に復興事業による大規模事業が連続して提案されています。それに伴う当局の事業の検討、そして資料の作成については、大変ご苦労されていると、事業そのものの遂行、推進にご奮闘、ご苦労されているということについては、敬意も表したいし理解を示すものですが、昨日来、あるいは先々日の全員協議会以来、執行部からの提案、説

明のための資料の欠如が際立っています。一言で言えば、これは議案上程に対する正当な説明責任を果たしていないのではないかというふうに思います。

当然、執行部と議会の関係は、チェック・アンド・バランスということで、執行者から十分な資料も含めた説明責任を果たしてもらうと。それを求めることは我々の責任でもあるし、当局の責任でもあると。そこは、町長以下、しかとご認識を頂きたい。

それから、別の案件で、ため池新設工事に伴うメッシュについての議論がありました。これについて、昨日、町長は、メッシュがなくても工事はできるという答弁をされました。正直、驚きました。しかれば、メッシュがなくても工事ができるということになれば、議案提案に対する説明責任を果たしているのかということが正面から問われる問題だと。そして、提案資料も含めて、説明内容も含めて……

○議長（佐々木恵寿君） 質問者に申し上げます。質問に徹するようにしてください。

○16番（馬場 績君） 公文書は、今後の事業の評価にたえ得るべきものだということですので、そこは答弁者も、あるいは提案者も正面から受け止めて、議会と向き合ってもらいたいというふうに思います。

その上で、今頂いた資料、見たばかりですので、全く調査はしていないんですけれども、建築工事、それから電気工事、機械設備工事、項目説明、建築工事については項目ごとの面積等ありますけれども、例えば建築工事で管理棟のレストランの工事については、1億9,800万のうちどれぐらい占めるのかな、それから、客席、テーブルはどれぐらい計画されているのかなということについてお聞きをしたいと思います。

それから、電気設備については、ずらっと今見ただけですけれども、例えば映像録音設備ですね、映像というと、テレビ機器とはまた違う機器、機材になるのかなというふうに思います。どういうものの、映像、音響、ワゴンについてはどういう機材になるのかと。

それから、機械設備については、8,450万ほどですけれども、例えば空調設備、あるいはその他の屋内・屋外排水設備等については、機械工事のうち、予算との関係で、事業計画との関係でどれぐらいの費用になるのかということについてもお聞きをしておきます。

それから、一番下に浄化槽の設備が入っています。浄化槽54人槽、これは従来のものと比較をして、規模としては大きくなるのか小さくなるのか。54人槽で果たして、浄化槽のいこいの村並みの機能と

いうか、宿泊者受入れ等、あるいは今後大きな宴会というか集会等も入ってくると思うんですけども、54人槽で十分浄化機能を果たせるのかどうか。これで足りるという言い方、事業規模との関係で適切な設備の設置と言えるのかどうか。

以上、お聞きをしたいと思います。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、こちらレストランは、中レストラン、小レストランと区切ることができまして、それを一つに大レストランにすることもできます。それを一つにした場合、96席ほどの設定でございます。

映像設備ですが、これはレストランのときに宴会等でも使えるような、カラオケでも対応できるような、マイクもついて、あと音響、それから歌詞も映像で出てくるような、そういった音響設備でございます。

次に、浄化槽54人槽といいますのは、この建物の面積において54人槽という形が、法的に基本的に定められている形でございます。

それから、ご質問のあったレストランの金額の割合、この1億9,800万のうちレストラン部分で幾らか、それから3番の機械設備の空調、衛生の金額は幾らかということは、私、この場で即答できませんので、また精査してきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 補足させていただきたいと思うんですが、今申し上げたそのいわゆるレストラン部分の経費、さらには屋内排水設備の経費、これは私もなかなか難しくて建築のほうは分からないところなんです、それぞれの工種で積上げで最終的な金額になっているものですから、建築の場合、これだけ抜き出してお示しするというのはなかなか難しいところでありますので、その辺につきましてはご理解を頂きたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 追加の資料で、この議案の、どのような建物ができるかというのが若干理解できました。

まずもって、資料が足りないというのを初めに指摘させていただきました。前の平面図だけ見て、これでよく分かって議案提出したなと。何で初めからいこいの村管理棟の新築工事の立面図等々を出せなかったのか。これはどういうこと出さなかったのか。それで

3億3,000万円とか何億円だとか、こういうふうな金額だけを言って提示されたのかを初めにお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 立面図の件につきましては、提出しなかったということにつきましては、誠に申し訳ないと、おわび申し上げます。少なくとも平面図、立面図につきましては、建築の場合は今後資料として提出をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） そこで再度お伺いします。

通常ですと、事前に設計が入札で終わっていると思います。それで、例えて言うなら、その時点でこういう立面図の図面ができましたというようなことで、議会にも通常は報告がありました。今回は、今初めて見て、どんな建物ができるのかなと、平面図しかなくて全然分からない状況でした。

そこで、震災後というか、この今、復興の真ただ中で、設計できたやつを議会に全てにおいて説明がないんですね。図面の説明。それで、入札の金額だけは毎回提示されるようなのが今の現状です。通常であれば、いこいの村というのは、浪江町、もしくは浪江町に訪れた方が泊まるので、浪江町の例えばカラーを出すとか、こういうのを以前ですと議会に報告があって、このような形でどうかというような話は常に、私が入ってからではされていたと思います。

急にこの立面図ができてきて、ここを直してくれと言っても、もう次の入札の案件が今日なんですね。そのコミュニケーションがないんですね、議会に対しても。もしかしたら、町民の意見を聴いたのかどうか。そういうのを実施したのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 申し上げますと、これまでもいろいろな工事、土木工事等々については、平面図等である程度確認をできるのかなと思っておりますし、建築に関しては、今お話あったとおり、特に大規模な部分、全てというわけではございませんが、それは当然お示しすることが必要だというふうには考えてございます。

今回、こういう案件がございましたが、言い訳ということではないんですが、いわゆる議会前の全協等も開催がなかったということもございまして、今回ご説明ができなかった部分もございします。

その辺につきましては、今回の追加資料等も含めまして、町としてもお示しできるような、今回お示したのものについては、各課統一した形で提出できるよう、資料として提出できるように今後努め

ていきたいと思いますので、また事前の形をこういうふうに変えるとかというのはなかなか難しい部分もあるかと思うんですが、その部分につきましては、今申し上げたとおり、難しいというところも、繰り返しになりますが、そこは丁寧に説明を今後も申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今、副町長から説明があつて、コロナで全協が開かれなかったということもありますが、会期が始まってからでも、説明とか追加図面はこちらから言わなくても出すべきかと思われます。あえて言うなら、次出る75号もそうなんです。全然行政のほうで議会軽視、そして、町民の意見を全然聞いていない。私は、この工事が駄目と言っているわけじゃないんですが、その今までの順序が、全然勝手気ままに町行政が行っているとしか思われません。やはりすごい建物を、何十年と使う建物を、協議もしないで、町民の声も聞かないで造るのはどのようなことかと思います。

それで、最後に質問します。この建物の面積、規模等々は、どのような経過でこの面積になられたのか。もしくは、あそこの敷地面積も決まっているところもありますけれども、何かの条件に合致したから、この規模、もしくはこのレストラン、もしくはこの厨房等々の人数の制限もあるかとは思いますが、そこの辺を詳しく説明お願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） いこいの村の規模につきまして、町民に諮り、町民の合議の中で、こういった全て細かくやるべきでありましたが、その手続もおろそかになったことはおわびします。

理事会等に諮りながら、前回のあった建物よりはやや規模を縮小しながらも、レストランと厨房と、最低の施設は残しながらという、最小のスペックでやったわけでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 9時22分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時25分）

○議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（佐藤良樹君） お答え申し上げます。

規模感ということなのですが、先ほど96席と申し上げましたが、宿泊の定員が100名でございます。それに見合った形でまずは規模を考えます。当然、宴会等々も考慮はしていますが、そもそもの基本については、宿泊者数を踏まえると同時に、従前あった規模について、それを見ながら理事会に提示し、承認を頂きながら今回の設計に至ったところでございます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第72号 工事請負契約の締結について（いこいの村管理棟新築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第73号 工事請負契約の締結について（台風19号道路災害復旧工事（1））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 73号資料、専門的な資料もあるので、私は消化し切れない部分もありますけれども、町の議案提案の提出資料としては、やっぱり全てこの程度の資料を添えて議案の説明をすると、提案をするということが大事ではないかというふうに重ねて指摘しておきます。

それで、1点だけお尋ねいたします。

この工事については、かなり広範囲、西からも東からも、工事中、立入りできるようにするということで、地域住民の利便性を図った公共工事の対応をしているという点でも、きめ細かな対応だというふうに思います。

1点なんですけれども、小丸地区も入るんですが、この工事を進めるに当たって、線量調査はなされたのかどうか。それから、今後、工事の進捗状況に合わせて線量調査をどういう形で進めるお考えな

のかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。
（午前 9時28分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
（午前 9時29分）

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、線量調査はしたのか
というようなご質問にお答えをいたします。

線量調査については、実際行っておりません。今後、工事の施工
の中で、廃材、アスファルトがらとかコンクリートがらが出た場合
には、そちらについての線量を測りまして、その放射線量による適
切な処分をする予定であります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これまでも、道路も含めて線量の高いところの
工事を発注してきていましたけれども、道路で言えば、国、代行工
事であれば県等でやっていたけれども、基本的には、せめて工
事範囲だけでも線量調査をする、高ければ除染をする、そういう対
応が必要だと思うんですけれども、そうするんですか、調査しない
だけじゃなくて。今後どう対応するんですか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 先ほども申し上げましたように、
実際工事に入りまして、廃材につきましては線量を測る予定であり
ます。

なお、事前の線量調査につきましては、なお検討させていただき
たいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私も、小丸地区が高いという意識があるだけで、
現地に入ってもいません。だからいくらあるか分からないですけれ
ども、ここの道路については、大柿ダムの下から入って大堀に抜け
るというところで、多分一番高い箇所ではないかというふうに思い
ます。

今後どうするか検討するということだけでも、作業員の安全と
いう点からも、ちゃんと、掘り起こしたアスファルトがら、後の線
量測定だけではなくて、安全な作業環境をつくるという点では、当

然、線量測定をして、高ければ除染をするという対応が私は必要だと思います。今後検討するという事は、それも含めてやるという確認でよろしいかどうか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） まず、作業員の安全対策につきましては、工事の中で、帰還困難区域につきましては、安全対策費として経費の中で計上させていただいておりますので、工事現場の安全対策につきましては、防護服を着るなりそういった対策がなされるものと考えております。

また、除染につきましては、町として直接する予定はございませんが、今ほど申し上げましたように、安全対策費の中で作業員の防護の放射線の対策は取られるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第73号 工事請負契約の締結について（台風19号道路災害復旧工事（1））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第74号 工事請負契約の締結について（地域公共施設既存工作物撤去工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第74号 工事請負契約の締結について（地域公共施設既存工作物撤去工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第75号 工事請負契約の締結について（請戸小学校震災遺構整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 何点か伺いたいと思います。

まず初めに、管理棟の配置人数を伺いたいと思います。

次にですが、この震災遺構のオープンに関し、事業主体はどこになるのか伺います。これによりまして採用職員の身分も決まりますし、昨年来、何度もお尋ねしてはおりますが、町の関わりが明確になることで、赤字経営になったときの責任の所在もはっきりするわけですから、非常に大切なものでもあります。

3点目で、展示物の募集・応募状況はどうなっているのか伺います。

4点目に、3月5日の定例会で、地域おこし協力隊募集事業で、震災の伝承に2名予定しているという記載がありましたけれども、これに対しての応募状況とその研修計画はどうなっているのか。専決の6号でもありましたが、人数が少ないようですが、研修とかを前提に考えたときに、やはり早期に配置をしていただくように研修をすることも考えられますので、研修に対しての計画があれば伺いたいと思います。

最後になりますけれども、前の一般質問でも提案いたしました、双葉町の震災伝承館、祈念公園、請戸小学校や漁港、大平山霊園、ロボットテストフィールドや水素製造施設、最後に、道の駅で食事、休憩をしていただくというような提案をいたしました、やはりこんな周遊ルートも考えて、道路ばかりではなくて、道路沿いに花を植えるとか景観の設備等も考えられますが、オープンに合わせましてどのような青写真を描いているのかお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） まず私から、観光ルートの設定についてのご提案でございますが、非常にいい案だと思っております。私もそのよ

うに考えておりますので、しっかりと、双葉町のアーカイブス、そして国立の復興祈念公園、そして震災遺構の請戸小学校、あと棚塩で作られた水素等を含めた計画、これは教育旅行の一環として、今、そのような形で県の方々と協議といいますか、私からの提案ということで提案をさせていただいております、教育旅行の大事さは県でも承知をしております、教育旅行の際についてはバス代の補助金を出すというふうになっております。

まだまだ請戸小学校の遺構の整備については若干かかるかと思いますが、その遺構が整備された暁には、きちっとした教育旅行、あるいはその他の方々の、全国から見ていただく、そのことが我々の復興にも寄与することであり、また、町で掲げている、震災の教訓を残すというふうにつながるといいますので、しっかりと取り組んでまいります。

あとは担当から申します。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、ご質問にお答えいたします。

順番のほうが少し前後してしましますが、まずは、事業主体の話がございましたので、事業主体自体は町という形になります。恐らく議員がお聞きしたいのは、事業主体というよりもどちらかというと管理運営主体としてどこが管理するんだということなのかなと思っておりまして、管理運営につきましては、まだ現段階では決定していないところでございます。いわゆる先行してオープンしております自治体の状況について今見ているところでございますけれども、指定管理、それから嘱託や職員が一部常駐するなど、そういった形で運営するなど様々な形で実施しているところがございます。

恐らくご懸念されているところは、いわゆる過大な配置をしたりして赤字にならないようなところといったようなところをご懸念されているのかなと思っておりまして、私どもとしても、近隣自治体で、5万、6万という数の入場者数が出ておるようではありますが、余りそういった過大な見積りとならないような形で、運営主体を検討する前の段階で、実施主体として町がある程度精査した上で、そういった運営主体を決定するような検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、展示物の関係でございますけれども、展示物につきましては、学校由来のもの、それから自治体が保管しているものについては、これまでその収集と保全に努めてきたところでございます。一部、そういった資料を持っていられっしゃるという方をちょっとお聞きしたところで、そういった方には個別にお声がけしているところ

ろではございますけれども、基本的には、まだこの整備が決まってい
ないということもあって、大きくその収集をしていますということ
を広めているところではございません。今後、こういったところ
が進むにつれて、広報等でそういった対応をしてまいりたいと考
えているところでございます。

それから、地域おこし協力隊の件でございますけれども、地域お
こし協力隊は、当課の震災遺構の分ではなかったということでご
ざいます。

管理棟の人数でございますけれども、先ほどお話ししましたとお
り、運営主体は決まっていない状況でございますけれども、特にそ
こについては、過大な人数は配置してはいけないと思っております。
できるだけ人数はかけずに多くの入場者数を対応できるような方策
を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 今の説明でありますけれども、要するに、来
年度のオープンだという予定ですので、早急な研修とかも必要では
ないのかという観点から申し上げましたけれども、ただ、施設の設
備の関係の図面も事務所も大体決まっているということであれば、あ
る程度の人数というのは想定できるんじゃないかなという解釈のも
とに質問をいたしましたけれども、まだ決まっていないということ
であれば、早急な対応を望みたいと思います。

あと2番目ですけれども、これは事業主体はどこになるかと。現
在、まだ研修とか、各地区の同様の施設を検査して、なおかつその
上で決めたいということでもありますけれども、これもやはり同じよ
うな考えから、やはり早急に決定をしていただき、なおかつ、浪江
町の状況、こういうことをPRして、ぜひとも早期に決めていただ
きたいなと、そう思います。

あと、ちょっと前の質問から若干抜けましたけれども、やはり各
自治体、個人等から貴重な資料を預かり、まして展示するわけです
から、当然、この事業計画の中に監視カメラ等も入っています。そ
の辺で、盗難防止とか、またいずれ夜間とか不法侵入とかあり得る
可能性もありますので、その辺の監視体制を十分に強化するため
にも、監視カメラ、ここにありますけれども、大体何台ぐらい予定
しているのか、それをちょっとお伺いして終わりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。

（午前 9時45分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9 時 4 8 分）

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 監視カメラの件でございますけれども、今回の工事の中では、空の配管だけ置いておいて、警備の委託をして8基ほど導入する予定でございます。安全対策としてしっかりとこういったところはやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 今の答弁ですと、配管だけすると。配管するということは、当然、台数が限定というか確定しているから、確定場所があるから、配管の計画、設計の中に、配管の予定ですか、電線の設置場所に関して配管をするものと思っておりますので、当然、その時点で台数等は分かると思うんですけれども、その辺の解釈は私が間違っているんですか、その辺をちょっとお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） ただいま8基と申し上げたところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 簡単な質問でありますけれども、管理棟の形はどういったことを考えているんですか。これは平面図だけで、現実的にこの小学校に合わせたような感じをつくるのか、議会に何も無いんですよ。先ほどありましたけれども、管理棟を、どういったものを、形とかやっぱりマスコミより議会を優先してほしいんですよ。もうマスコミのほうで、管理棟ができるとか事前に聞かされていましてけれども、やっぱりそれに合わせたものを造るのか。

あと、さっき言われたように、あそこの学校というのは誰も被害者がいなかったって、誰も亡くなられた方はいないんですね。そういうことを強調して、請戸小学校の物語とか紙芝居とかあると思うんですね。そういうのをきちんと残しておくべきだと思うんですけれども、先ほど聞いて、そんな全然話を聞いていないんですけれども、どう考えていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 管理棟の関係でございますけれども、いわゆるやはり震災遺構として、校舎があのような被害があった状況で

ございますので、その景観を損ねないような状況で建築してまいりたいと考えているところでございます。

それから、紙芝居とか、それからDVDなんかも出ていたと思うんですけども、作成主体のほうと協議することにはなるとは思うんですが、これまで様々な請戸小学校を伝えていくような対応をされてきたところがございますので、そういったところではできるだけ生かしながら、この事業を実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 要望となるかもしれませんが、設計が終わったんだから、やっぱりどういう形か議会に示してほしいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第75号 工事請負契約の締結について（請戸小学校震災遺構整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第76号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-1型）購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） お疲れさまです。

1点だけ確認をさせてください。この消防ポンプ自動車については、2,000万の自動車については、大堀地区に配備する予定だというふうなことを聞き及んでいますが、それは間違いないかどうか確認をしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

こちらの消防ポンプ自動車については、大堀地区に今回建設を予定しています大堀防災コミュニティセンター、ここの車庫の中に配備を予定しております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） そうすると、今現在、これから、各行政区にありました消防屯所、あるいは公民館を集約して、これから大堀、荻野、そしてまた町場の2カ所、そしてまた幾世橋地区というふうな形で集約していくと思うんですが、今回は大堀地区であります、これ、令和3年3月31日までに納車の予定なんでしょうけれども、今年度中、あるいは次年度中も含めて、今後、各所に配備する消防自動車を購入する予定なのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

今回は1台購入をしまして、計、ポンプ自動車については4台の所有になります。今後、屯所の集約で各地区1カ所ないし2カ所の防災コミュニティセンターを整備する中で、その中に1台ずつ配備するような計画で購入を進めていきたいと考えてございます。

今回、大堀のコミュニティセンターについては令和2年度ですが、残りの分は令和3年度以降の整備になりますので、そのときに併せて購入を考えていきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第76号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-1型）購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第77号 物品購入契約の締結について（浪江町役場電気自動車（公用車）購入その2）を議題と

します。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 77号資料で質問をしたいと思います。

今回、5台購入をするという予定ですが、購入車両の配置場所はどこになるかお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、5台の配置先についてお答えをいたします。

こちらにつきましては、スマートコミュニティ事業の一環でありまして、道の駅に整備される充電ステーション、こちらは5台準備しておりますので、そちらへ配置する予定であります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 道の駅に5台配備すると。

利用形態についてはどのような計画をされていますか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 利用につきましては、道の駅の指定管理者のほうで使っていただくとともに、停電等の際に、この充給電ステーションのほうから応急的に会議室であるとか、あとフードコート、あとは多目的トイレ、屋外広場、倉庫等の急の電気の供給についても対応すると考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 全て道の駅に配車すると。そうすると、事業用に使うということも考えられるわけですが、利活用についてはどのように考えているのか。あるいは利活用の推進についてどのような方策をお持ちのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 利活用につきましては、先ほど申し上げましたように、道の駅の指定管理者、まちづくりなみえのほうでも業務用で使っていただきますし、また、繰り返しになりますが、充給電装置によりまして応急的な電力の供給に対応するというようなことで考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） この電気自動車の購入に当たって、以前にも購入しているかと思うんですが、充電場所、ちなみに駅前にもあって、あの充電ステーション、充電ステーションと言っていいか分

からないんですけれども、あの施設というのは、浪江町の公用車だけしか使ってはいけないような話ではなくて、町民の方があそこに行けば使えるのかなと、説明のときはそういうふうに思われていたんですが、いつも浪江の公用車だけ置いてあるんですね、朝から晩まで。

再確認なんですけれども、今回のこの5台の購入に当たっても、その道の駅によってももちろん充電されるのは結構かと思うんですが、来客の方等々も使えるのかなとこちらでは認識していたんですが、何か浪江町の公用車だけの充電施設になっているのが現状だと思われるんですが、その辺は、この購入に当たって、違うところに専用に充電施設ができるのかどうか。

また併せて、今の答弁の中で、指定管理者のまちづくりなみえに使っていただければなんていうような話がありましたけれども、これは指定管理者だと、町の物品を何でも使っていいんですか。緊急時のときのほうの充電施設は、充電に使うのはいいかと思うんですが、それで充電で、どこかの施設の集会所とか持っていくならいいんですけれども、今回、一括受電施設とか使って、浪江町のほうは、24時間の停電とか何かあったときは、ここからの電気も向こうに行くという説明が、私が質問したときにあったので、別に道の駅なみえじゃなくて、違う集会所にその車が行って使えるようなのであれば、すごい助かるような施設のEV車になるかと思うんですが、その辺の解釈が、ちょっと毎回説明と現実が違うように思われるんですが、詳しく説明をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） これまで充電器につきましては、町内に整備をしております。一般の方向けの充電器につきましては、町のスポーツセンターの充電器が一般の方向けということで設置をしております。

あと、今、道の駅につきましては、道の駅のお客様用として駐車場のほうに充電器が整備されると聞いております。あと、先ほどの馬場議員の質問の中でもお答えしましたが、応急の際の電力の供給ということで、道の駅内の施設のお話もさせていただきましたが、例えば、災害で、これから整備されますコミュニティセンターとか、そこへそれぞれ配置しまして、携帯電話の充電とかそういったものについても活用はしていく予定でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 若干は分かったのですが、ちょっと改めて再度質問させていただきます。

この車の購入に当たっての充電施設、先ほど、駅前に、私、あると言ったんですが、あそこに車を取りに行くのに、わざわざ公用車で取りに行くんですね、見ていたら。何で庁舎内にこういう施設を置いて充電してすぐ使えるようなところに置かないのかなと不思議に思います。何のために、J R跡地かどうか分からないんですけども、自転車置場の脇の便の悪いところに置いて、誰が使うんだか分からない車を庁舎から取りに行って、そこから仕事するというような、今の道の駅の話もそうですが、何で道の駅の5台のスペースをわざわざ、有効活用しないで、充電スペースを取って、職員しか使わない車であれば、庁舎内に充電施設を置いて職員が有効活用できるような、時間のロスもないので、そのほうが普通かと思うんですが、なぜわざわざ道の駅にスペースまで取って置かなくちゃいけないんでしょうか。改めてお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

道の駅につきましては、スマートコミュニティ事業ということで、電気の地産地消ということも含めまして、これまでも風力発電とか、あとは太陽光発電とか、そういったものも含めまして、電気の総合的な管理ということで事業を進めさせていただいております。

その中の一環として、今回も道の駅なみえのほうにスマートコミュニティ事業で、繰り返しになりますが、充電ステーションを置かせていただきまして、それで応急の際の管理も併せて、そのスマートコミュニティ事業の中で一括管理を、電気の充給電を管理していただく予定というのが、今回の事業の目的でございます。

場所、駅前のところにわざわざ行ってというようなこともございますが、現在、庁舎内のステーションにつきましては、車庫のほうに、多分4基だったかと思いますが、そちらも準備しております。あと診療所の脇にも充給電装置を準備しておりますので、今後、車が増える場合につきましては、そちらのほうに配備を、購入がされる場合ですね、まだ予定はありませんが、充電装置についてはそちらで対応ができるものと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第77号 物品購入契約の締結について（浪江町役場

電気自動車（公用車）購入その２）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第78号 工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 78号資料に色別でナンバーが打たれております。

右上のほうにその内容についての説明がありますので分かりますけれども、今回は土砂流入によって再施工をするということです。

改めてお聞きしますけれども、古堤ため池の線量についてはどういう調査をされているのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えします。

調査時のベクレル数ですけれども、取水部では7万2,000ベクレル、湖心、中心ですけれども、そちらでは4万ベクレル、流入部では3万7,000ベクレルとなっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これは工事前の数値ですね。今回は、大量の土砂が流入したために、工区ごとに浚渫を行うということですからけれども、大量の土砂が流入して、取水口なり流入口なり湖底部の線量調査はしているのでしょうか。

それから、今回の変更工事によって7万2,000の線量が確認された取水口付近についても、8,000ベクレルまで低下させることができるということなのでしょうか。

浚渫工事と線量の動向についてどのように確認されているかお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

若干、図面について説明させていただきたいんですけれども、③、④、⑥、⑦が最初の設計でございました。台風前には⑤の範囲まで施工が進んでおりまして、まず大きいほうの⑤を行ってから、続い

て反対側の⑤に取りかかっていたときに台風が来たと。その後、台風の影響を確認したところ、施工済みである⑤のところで10センチの泥の堆積があり、そちらで、施工済みだったんですけれども、基準値を上回る線量が確認されました。それ以外のこれから施工するところに関しては、大きな変化は見られなかったということで、3月議会で、こちらは10センチの厚みを再施工するということで頂いております。ということで、台風後の調査を行い、そちらで確認しておるということでございます。

その後、③、⑥、設計審で提言がされたところ、あとは⑥に関しても一度、線量を確認しながら施工を進めていったのですけれども、①、②に関しては、⑥の設計深さまで施工しても、施工中の線量検査で低減が確認されませんでしたので、さらなる、①に関しては35センチ、②に関しては15センチの再施工を行って、基準値を下回る値にまで施工が進むということでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第78号 工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第79号 工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 79号資料でしか推測できないんですけれども、変更内容の説明の下段に、実施工では浚渫土に砂質分が混ざっていたと。そのために設計どおり減容化ができなかったと。要するに、発注の段階では、砂質分の混入については確認できなかったと。実

際工事をやってみたら砂質分があったと。

それで、再施工、工事契約を変更するということですが、
どういう調査をやったのかというふうに、私は、単純にこれ、疑問
を持つんですけれども、やってみたら砂質分があったって。発注
する時点で、当然調査をして、こういう構造になっていると、だか
らこういう設計で入札にかけますということだと思っ
たんです。私は素人だから素人目線でしか考えられないけれども、通常はそ
ういう理解で間違いはないと思うので、後になって分かったというの
はどうも不思議なんですけれども、これはなぜなんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

こちらは、浚渫土を、水を抜いて減容化するのですが、そ
ちらに関しましては、さきにも説明させていただいた施工マニユ
アルに、設計時には減容化率は0.3で算定するということが示されて
おります。この0.3に関しましては、平成24年度から開始された県
内のため池の実証により算出されたものと聞いております。ただ、
実際、現場では、必ずしも0.3まで減容化できない箇所もございま
すことから、こちらは施工してみないと分からないというところで
ございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 文章と説明からしか推測できないわけだけ
ども、要するに、やってみたら砂質分が混ざっていたので、さらに
追加工事をするということだと思います。それは先ほど私が指摘し
たとおりなんです。減容化0.3というのは、減容化だから、その
土量の減容ということなのか、それとも何か、線量は減容とは言わ
ないから、減容化0.3というのがこれまでの実証で明らかになっ
ているということなので、今回、その基準に基づいて調べたらさら
に量が増えたということだと思いますけれども、改めて、減容
化0.3なるもののその基準というか、これはどういうことなん
ですか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

減容化の説明でございますけれども、ポンプで浚渫された土には
水が大量に含まれていますので、0.3と申しますのは、0.3が固形分、
0.7が水分ということで、分離した後、残るものが0.3の体積だとい
うことでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） そうすると振出しに戻るわけだけれども、要するに、この工事現場、目倉沢の場合は7対3ではなかったということになるわけですか。砂質分が混ざっていたから、何がどうなって、どういう基準に合わせるために再工事が必要になったのか。砂質分が混ざっていたというから、3対7の割合が違ったということだと私は解釈したんだ。解釈というか理解したんだけれども、砂質分が混ざったことによって、7対3がどう変わったんですか。そのことによってマニュアルどおりの浚渫工事ができるというふうに判断してよろしいんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

0.3に収まらなかったということで、手元に詳細なものはないんですけれども、40%まではいかないんですけれども、30数%までしか減容化できなかったということになります。なので、水分を抜く量が70%までいかないと、60数%ぐらいの水の分離ができなかったということでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第79号 工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第80号 工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この契約変更も、変更額がやっぱり大きいんで

すよ。1億4,000万を超えているということですからちょっと質疑したいんですけども、変更の内容について、（１）、（２）に分かれております。（１）の分で変更増になった金額、それから（２）の変更増の金額についてお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 変更額の内訳についてお答えいたします。

まず、（１）の工事浚渫深の変更については、9,769万円でございます。続きまして、（２）の施工実績による変更でございます。こちらは4,327万円でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これも契約変更の理由は、台風19号による大量の土砂の流入と、そのことによって周辺から土砂、放射性物質が入ってきて線量が高くなったということだと思うんです。この理由を読めばね。

したがって、これも昨日と同じ角度からの議論になるんですけども、1億4,000万の工事変更が発生したと。それはそれで、自然災害だからやむを得ないと思うんですよ。ただし、人間の知恵として、じゃ、今後の対策をどうするんだということがやっぱり必要だと思うんですよ。これは保証期間内だから契約変更で追加工事もできるということだと思うんですけども、そんな工事の追加変更なんかはいつまでもできるわけないと思うんです。

1点お聞きしたいんですけども、ため池の環境保全工事で、災害等による土砂の流入、それによる放射性物質の変更による工事の変更が認められる期間というのは今後どれぐらい保証されて、担保されているのでしょうか。

それと、発注者側として、専門家の知恵も借りて、何らかの防護策、これはこれまでもここで議論してきたことなんだけれども、一つは周辺を除染するということもあるでしょう。それとやっぱり、第2ため池というかな、農業用ため池に直接流入しないで、土砂の流入も抑制できるような、緩和できるような、大雨洪水の対策として貯水池を造るようなものだ。そういうものも考えていかないと、同じことをやっぱり繰り返さざるを得ないと、周辺が高いわけだから。

周辺を除染をどうするのか。あと、流入防護策についてどういうことを考えているのか。それから、再工事の認容期間というかな、工事変更が認められる期間というのは、この事業の場合どれぐらい

あるのかと。以上３点。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

工事の施工の内容の変更など、いつまで担保されるかということですが、基本的には、そのため池ため池の発注期間内、工期期間内であると考えております。この期間内に発生した、その後発生した要因によって内容が変わるものは対応できると考えております。

続きまして、発注者側の防護策ということで、今までもご提案いただいていることは認識しております。しかしながら、こちらの防護策をそのまま、なかなか知見もございませんので、どのようなものがあるかというのもなかなか、費用とかそういった面も難しい面はあると思いますが、今後、こういった災害などは今後も来ると思っておりますので、農林水産省なりに相談しながら、また、林野庁などとも相談しながら考えてまいりたいと思います。

最後の再工事に関しても、最初に申し上げたとおり、工期内ということであればそういうこともできるかと思うんですが、一旦完了した後は、個別に農政局なりに相談していくことになると思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 相手が放射性物質、しかし、事業そのものは、期間と予算が限定された公共事業、どういう問題が予想されるかといえば、災害等が再度発生した場合には、同じような汚染の問題が出てくるということです。

結果として、今の答弁を今後に当てはめて、利水者というか農業者との関係で考えてみれば、再工事は終わりました、しかし、このため池が再度汚染されました、公共工事としてはもう担保されません、あとは利用組合なり農家の方で何とかしてくださいと、こういういわゆる自己責任論に転嫁していくのかどうか。いつまでもというわけにはいかないと思うけれども、クーリングオフだって期間があるわけだから、この事業というのは特別な事業だと思うんですよ。したがって、工期が終わればそれで一件落着ということにはできない、そういう性質のものだと。

これまでも農水や林野庁といろいろ協議してきたけれども、これを防御する知見がないというのが現状だと思うんだけど、最悪、その防護策について検討してもらおう、周辺の除染もしてもらおうということと同時に、工事が終わった後も、大災害が発生して同じような事態が起きた場合、それはやっぱり公的担保で事業をやってもら

いたいと。そうじゃなければ、農家の方も周辺の方も安心して戻れないし利用はできないと、生活の再建ができないと、営農再開ができないということは、もう素人が考えても分かる話だから、それをどういうふうにして道筋をつけるのかというのは、それはある意味では我々議会側の知恵と工夫も必要だと思うんだけど、予想される問題というのは分かっているわけだから、行政側として、浪江町だけの問題ではないとするならば、関係町村、あるいは県とも連携して、あるべき改善、解決の方策を探る必要があるというふうに思います。

町長、何かご意見ありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えいたします。

この防護対策につきましては、議員からおただしのとおり、様々な方々からご心配を頂いております。そういった中で、現在知見がないというのは現実でございますけれども、やはり自己責任ということで、それぞれの管理者に責任が及ぶということであってはならないというふうに考えておりますので、関係者とこのことについてはどういったことができるのかしっかりと協議をして、できることはしっかりやっていただくという姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第80号 工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時50分まで休憩とします。

（午前10時34分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時50分）

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第81号 工事請負契約の変更について（丈六ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第81号 工事請負契約の変更について（丈六ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第82号 工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第82号 工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第83号 工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第83号 工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで産業振興課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 次の議案84号につきましてですが、先ほどお配りいたしましたこの追加資料でございます。この中に、右上の一番上に「議案第88号追加資料」と記載しておりますが、「議案第84号追加資料」の誤りでございます。大変申し訳ありませんでした。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第84号 工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第84号 工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第85号 工事請負契約の変更について（町道小熊田宮田線道路改築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第85号 工事請負契約の変更について（町道小熊田宮田線道路改築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第86号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（1工区①））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第86号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（1工区①））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 87 号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第87号 工事請負契約の変更について（交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 87号は、3,582万3,000円の増額変更です。資料1で、理由書、変更内容が整理されておりますけれども、各区分ごとの事業の変更高についてお聞きをします。

それから第2点目は、変更内容の一番上に、C E M S 機器との連携について、機器の追加とソフトウェアの更新をすると。これは、変更の理由は何でしょうか。別の角度からお聞きすれば、なぜ当初に入れておかなかったのでしょうか。追加変更の理由をお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、質問の第1点目、各項目ごとの変更高はということですが、概算で申し上げますと、最初の1番上のC E M S 機器との連携につきましては約2,500万円、続きまして、太陽熱温水貯湯槽の変更につきましては約600万円、あと一番下の純水素燃料電池の保護と寒冷地対策の追加につきましては約450万円と、概算、まとめている部分はありますが、その程度でございます。

あとC E M S 機器との連携についてにつきましては、当初でもこちらは計上しております。ただ、工事の中で、建物の工事が進み、1回目の入札、こちらが不調になりまして、遅れているというようなところもございますので、建物の工事が一部進んでいるというようなところと、あとはまた、入れる機材につきましては、ある程度同等品というようなことでありまして、そちらが決まりまして、これを接続するための機材と、あとはそれを併せていろんなものを試験とかソフトウェアの開発も含めていきますので、そちらについて連携の部分でお金が発生したというようなことになります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 最初からその計画はなかったんですか。工事が終わったから、やってみたらここにも追加が必要だと、そういう感じの答弁だったんですけれども、1回目の入札が不調に終わったということは理由にならない。工事が遅れたということにつながるかもしれないけれども、工事内容、この変更理由にはならないという

ことで、最初からなかったのかということについて改めてお尋ねします。

それから、一番下の項目についてですけれども、これも読んでみると、何でもこういうことなのかなというふうに私は疑問に思ったんですけれども、本体及び燃料カードルを保護するためにフェンスを追加する。また、冬季の寒冷対策のため配管の保温設備等を追加する。配管の保温工事、欠落していたなんていうことがあるんでしょうか。後から気がついたからこれ追加でやるということだけれども、最初から入っていなかったんですね、これは。追加ということは。なぜ漏れたのかということについても、今後のためにお聞きしておきます。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、お答えをいたします。

まず、CEMSの連携関係ですが、当初の設計でも、こちらは設計は計上しておりました。ただ、今回、いろんなものの接続につきまして、再構築といいますか、入ったものとの連携につきまして精査をしたところ、この連携等々につきまして必要になったというようなことでございます。

あと続きまして、純水素燃料電池の保護等々につきましてですが、本体及びまず燃料カードル、燃料カードルというのは、水素を入れて運ぶ燃料タンクのことでございます。当初につきましては、燃料カードル、こちらのタンクの部分にのみフェンスを予定しておりましたが、燃料電池本体にも防護柵が必要であろうというようなことで、こちらは防護柵で併せて囲うというようなことでありますので、よろしくお願いいたします。

また、配管の保温設備等を追加するということですが、当初につきましては計上していなかったというのは事実でありまして、工事を進める上で、冬季の寒冷地対策ということで、大規模な水素の発電所であればそれほど心配はないということですが、小規模でもありますし、あと考えとしましては、寒冷地対策、町内、気温が0度以下になるというのが30日以上予想されるということで、水道の配管と同等の保護が必要ではないかというようなことも含めまして、追加で検討をさせていただいた次第であります。

様々な工事が今現在ありまして、それぞれに精査をして発注しているところではございますが、なお、今後も発注に際してはいろいろと検討について事前に吟味しまして、発注に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私は、工事の変更を頭から否定するものではありません。例えばC E M Sのように接続をやっていったら、やっぱりこれ、いま一回入れ直さなくちゃならないと、そういう変更はあり得ると思うということも含めて、それは必要性のある場合もあるけれども、ずっとこれ議案審議したように、もう工事の変更がぞろ目だから。設計等は委託するんでしょうけれども、委託業者との関係でも吟味する必要がある。

吟味の中身で言えば、たまたまこれ、まちづくり担当の工事になったからだけれども、冬季の寒冷対策のために配管の保護、素人が考えたって、その工事については寒冷地仕様で施工しなければならないというふうに、町で設計したのではないと思うんだけれども、寒冷地仕様は常識だと思うんだよね。そういうことが抜けているので、これは本当によくよく吟味して、真っ当な工事の発注と真っ当な公共工事の完成のために注意を喚起しておきます。

町長も頭を振っているから答弁を求めないです。そういうことです。頑張ってください。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第87号 工事請負契約の変更について（交流・情報発信拠点スマートコミュニティ施設設備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第88号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、佐藤文子君。

○15番（佐藤文子君） 15番です。

ページ数は11ページになります。地域公共施設整備事業ということで、款3の民生費、それから1社会福祉費、項2の児童福祉費、

この件については、この整備事業については、一括してふれあいセンター跡地に整備されている健康関連施設整備事業であると理解しております。

そこで、6月16日に全員協議会が開催されまして、事業内容などについては説明を頂いたわけですが、十分な説明を各課の課長から頂きました。それでもまだ若干疑問が残りました。

そこで町長にお尋ねします。

これほどの事業内容、それから予算規模からして、従前であれば、情報提供がなされたりとか、それから常任委員会または全協などで十分な議論が必要ということになされたと思うんですが、今回、5月15日に全員協議会をもって、議会の前の各課の説明会というのを予定していたのでありますけれども、議運の中で、コロナの影響もあり、今回は全議員に書類の送付ということの形を取らせていただきました。その中もちょっと見たんですが、この関連の事業の説明がありませんでした。

そういったことで、先ほど申し上げたように、従来からのお互いの執行側と議会側との情報の提供ですね、共有ですね、そういった点から見て、今回ちょっと唐突さというのがありますので、ぜひ町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私からこのことについてお答えをいたします。

今までの経過から説明させていただきますが、若干長くなるかと思いますが、ご容赦を頂きたいと思います。去る6月16日の全協において説明したものと重複するものもあろうかと思いますが、申し上げたいと思います。

浪江町復興計画（第二次）において「生きがいくくりや充実した健康管理によりいきいきとした生活ができる環境を創る」と掲げられております。そういった中で町では、具体的活動やそれを支える公共施設の整備、これがこれからのまちづくりの根幹をなすものと考えております。その計画策定に当たって、浪江町健康関連施設整備検討委員会を立ち上げて、検討いただいております。

まず基本コンセプトとして、心身健康な人たちであふれるまちづくりとして、町民がそれぞれの生きがいを持った生活を営むことで、心身ともに健やかな人たちであふれるまちづくりをいたし、その目的達成のための公共施設の適切な配置を進めるとしたものであります。

具体的な活動の柱として、社会的健康、身体的健康、生物的健康、

精神的健康、この4つを柱としております。整備の方針として、地域スポーツセンターを中心とした総合的な施設整備を行うこととし、ふれあいセンターなみえ運動公園の復旧整備、介護関連施設、図書館、公民館、キッズパークを一体的に整備することと提案を頂きました。これは平成30年2月27日であります。

その提案に基づいて、今回、それぞれの担当課によって予算を計上させていただいたところでありますが、この提言の中で、様々な健康に関するコンセプトに基づき事業が示されております。これを実現するために、復興の拠点となる地域に集中的に配置し、利用を促進するとともに、運営コストをできるだけ抑制するといったことや、その拠点として地域スポーツセンター周辺に一体的に整備することが示されたところであります。

町としても、各世代で利用できる施設を一体的に整備することによって、例えば避難先から訪れた親がスポーツをしている間に子供が屋内遊び場で遊んだり、町内居住者の祖父母が介護施設等を利用している間に図書館を利用するなど、幅広い世代がここで交流ができることなど、居住者の利用だけではなくて、避難している方や新規で居住を検討している人など、家族ぐるみで気さくに浪江町を訪れ、人やまちとつながりを持たせたり維持したりすることによって、ひいては将来的に浪江町で生活することを検討し得る素地をつくっていくのではないかと考え、整備を進めたところであります。

しかしながら、議会に対し事業内容について十分な説明がなされないまま予算提出に至ったことに対し、大変申し訳なく、深く反省をしているところであります。通常の事業であれば当初予算に計上すべき案件でありますけれども、正式に財源協議がまとまったのが5月7日でありますので、事業の性質から、早急に事業を進める必要があると判断をし、今回の補正に計上させていただいたところであります。

また、議会に対しての説明についても、コロナ感染予防のため、恒例となっている全協での説明はできませんでした。しかし、予算規模、事業内容からして、全員協議会の上で詳細に説明するべきところでありましたので、町として非常に対応が不適切であったと思います。改めておわびを申し上げます。

議案第72号においても、資料提出が十分でなくて審議が停止する状況も生まれてまいりました。大変申し訳なく思っております。

今後、このようなことのないように十分注意を払い、議会に対し十分な情報の提出、詳細な説明を図るよう努めてまいりたいと考えております。

なお、本案件は、町の将来や、避難を続ける町民の方々との結びつきも考慮しながら整備を進めるものでありますので、趣旨をご理解の上、慎重なご審議を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、佐藤文子君。

○15番（佐藤文子君） ただいま町長からご丁寧な説明を頂きました。学校教育の問題で、創成小中学校のときもそうなんですが、にじいろこども園のときにもそうだったんですが、帰町している方の人口とその施設のキャパとかを考えると、卵が先か鶏が先かという議論をしたような記憶があります。

今回も、帰町されている方が、高齢者が圧倒的に多いということで、介護関連施設は、必要、求められている大事な施設なのかと思えます。参入業者の件についても、社協の異動とかというのもありましたけれども、全協の説明の中で。今後、これを運営していくに当たり、やはり震災遺構ではないですけども、ランニングコストがかかっていく、そういったものについて、抽象的になりますけれども、どういったお考えをお持ちなのか。今後の施策にも関わってくると思いますので、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） ランニングコストについてのご質問にお答えいたします。

基本的には、復興まちづくり支援施設、いわゆる図書館・公民館機能が入った施設につきましては、公の施設の使用に関する条例というのがございまして、その中で、どういう言い回しをしてよしいか分かりませんが、額が定められておりまして、そんなに大きな額ではないんですが、そういったところで徴収を図りながら、また、ランニングコストの中でも大きな修繕に係るようなものにつきましては、例えば町の基金でございます公共用施設維持基金を活用しながら、そういった運営に対する費用を充てていきたいと考えているところでございます。

あと、これ以外のキッズパークについては、今のところ料金について具体的な定めをしておきませんので、ここからその運営も含めて全体感を見ながら、そういったところを、料金を徴収するかしないか、あるいはどういうふうな体制で挑むか検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 介護関連施設についてお答えいたします。

通所介護事業所につきましては、利用する定員によって対応する職員の人数が変更になります。今後の帰還状況や、あとサービスの利用状況を鑑みながら、その規模に合わせた人員配置をして、経費節減に努めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） お疲れさまです。

1点だけちょっと確認をしたいと思います。

これ、歳出のほうの11ページ、先ほど15番議員がお話しした内容も同様なんですけど、これは総事業費といたしまして約28億ぐらい出しているんです。撤去費というか、今までの従来の撤去費が大体、約5億、そしてまたアスレチック施設のほうで7億というか8億ぐらいかかっている。また、まちづくり支援施設といたしまして約7億ぐらいかかっている。介護関連施設といたしまして12億ぐらいかかっています。非常に全てにおいて、一言で言うと高いイメージがついて、私自身は思っております。

特に地域交流施設、あるいは介護関連施設には、ちょっと比べようがないというか、相対するものがなかったものですが、先ほど、アスレチック施設のほうなんですけど、これ7億7,276万4,000円ほどかかっていますが、これ平米数で言うと979平米、建物自体があると思います。先ほど議論になりました72号の議案、恐縮でございますが、いこいの村管理棟、これが約714平米で、それよりは若干大きいのかなと思いますが、同等の大きさに比べていきますと、これはそこでは、72号議案に関しては約3億4,000万ほどだったんですね。今回は、若干大きめではございますが、これの倍ぐらいの予算をつけているんです。

なぜこんなに倍ぐらいの予算が、中身、内容なんですけど、一昨日、全協でも説明を頂きました。中身を見てみますと、そのように高くなるような、経費がかかるような施設でないのかなと私は個人的に思っています。逆に先ほどの72号のほうで、いろんな施設があつて大変だなと思っておったところでございます。それでも片方は3億4,000万、片方は7億8,000万、倍以上かかっているんです。その辺を、どのようにしてこの金額になっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 屋内アスレチック施設の費用感ということで、高額に見える理由でございますけれども、計画地が軟弱地盤と

いうところがございまして、その対策として、杭関係の費用がかなりの高額になっているというところがございまして。一般的に比べると、そういったところで費用がかさ増しされているようなイメージでございまして。

以上でございまして。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

9 番、山崎博文君。

○9 番（山崎博文君） 9 番。

じゃ、補正第 2 号について具体的にご質問いたします。

予算書の 15 ページ、教育費の中のまずは小学校費で、委託料で産業廃棄物処理委託料が 480 万と、また同額、中学校費でも計上されております。小中学校で出る産業廃棄物というのはどのようなものなのか教えていただきたいと思います。また、廃棄物処理に関しては、廃棄物量で料金が変わるのかななんて思うんですけども、これは委託で同額の理由を教えていただきたいと思います。

さらに、小学校費の同じく委託料で G I G A スクール設定業務委託料と、あとそれに伴う教材費が約 600 万円計上されていますが、この中身または詳細を教えていただきたいと思います。

さらに、小学校費では計上されていますが、同様の G I G A 関係は中学校費にはありませんので、ない理由についても教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、15 ページの款 10 教育費、項 2 の小学校費と、それから項 3 の中学校費にございます産業廃棄物処理委託料でございまして、こちらにつきましては、学校の閉校に伴う物品の産業廃棄物収集運搬処理委託といいますか、そういった費用となります。これは当初予算のほうでも計上させていただいたところでもございましたけれども、いわゆる全体的に改めてその閉校になる小中学校の物品の詳細を確認したところ、少し費用感として当初予算は過少だったというところもございまして、今回、増額の補正をさせていただいたところでもございます。

それから、12 委託料の G I G A スクール設定業務委託、備品の教材のほうでもございますけれども、教材につきましては、予定しておりますのは i P a d の購入 27 台分、それからモバイルルーター、それから会議用カメラ、スピーカー、マイク、そういったところを購入する予定でいるところでもございます。

こちらは小学校費だけに上がっていることになってしまいますけれども、実は今般、創成小中学校、一つの校舎の中で運営しているところも

ございまして、その共通経費的なもの、分けることができないような経費のものについて、共通費として小学校費の目の下にそういった科目を設けて運用させていただいているところでございます。そういった意味で、中学校費も含まれますが、併せてここに計上させていただいているといったところでございます。

それから業務の委託でございますけれども、その業務の委託につきましては、i P a dのほうを購入した後に、i P a dを活用した、例えば学習、それから生活指導を行うための様々な施しをしなくてはなりませんので、そういったものを、i P a dを設定する委託料、業者に委託するものでございます。

同額になるのは、偶然でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 偶然、ちょっと気になる言葉ですけれども受け止めます。

それで、オンライン学習に備えてのこの対応だと思いますし、新型コロナウイルスの感染防止のための対応のために必要な経費だと理解します。

私立学校なんかは先行してオンライン学習をやっておりまして、その中で課題が見えてきたということで、例えば、どういう内容で授業を進めていいのか、まずノウハウが余りないと、これは困ったものだ。それに、子供たちの反応がなかなかつかみにくいというような、ちょっと報道がありました。

実際、当町の津島小学校でも、タブレットを活用した遠隔授業を行ったというような内容が行政報告に入っておりますが、オンライン学習を通してこういった課題を整理されたのかお伺いしますし、また今後、その調査研究が必要だと思いますが、導入までの取組について教育長にお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 津島小学校についての取組について見えてきたものなどを若干申し上げたいと思います。

議員ご指摘のように、子供たちの、津島小学校の子供ですけれども、1対1でやっているわけなんです。画面を通して子供の表情は見えますけれども、課題に取り組んだその内容等について、例えばノートを映し出すとか、そういったときでの子供が操作しなくちゃならないというところがある。なので、そういった本当に基本的な操作の段階から日常的に学校の中で取り組んでいかなければならないというのが見えてまいりました。

また、どちらかというタイムラグ的なところがあるというところ、それを踏まえながらの言葉かけとかそのタイミングなど、そういった技術的なところなども今回分かってきましたし、今までも、議員ご指摘のように、前例など、課題など踏まえながら、今後、創成でも取り組む参考にしていきたいと思います。

そのためにも、子供だけじゃなくて、それを指導する先生方、その研修も必要ですので、慣れない方も中にはいらっしゃると思いますので、一つ一つ丁寧に、例えば外部講師を交えながらの研修の機会を設けるなど、今ありましたように、内容と、それから反応を見るときか、そういったところを研修などを通して克服していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、歳出の11ページ、上からお聞きしていきます。

介護関連施設の建築工事、工事請負費で12億4,000万円。12億4,000万円の説明を本当は文教の人に聞こうと思いましたが、全然資料も何もなく委員会は終わったということで、全協を開いていただきまして、このような資料を頂きました。

そこで、先ほど町長からは何か言い訳みたいな話だけが聞こえたんですが、初めに、健康関連施設整備検討委員会を開いて決めたと、それで、平成30年2月27日というような町長からのお話がありました。これは何回開催して、このような施設を造るような案件になって、いつこの図面ができて、その委員会でよしとされたのか。

その上で、今回、急遽、6月定例会にこの議案を出すに当たって、先ほどは、すみませんでしたで終わっただけで終わったんですけども、これ、議会軽視のほかに何もないんですけども、なぜ説明されなかったのか、そこが全然話にありませんでした。

もう少し質問をするのであれば、次のこの下もそうなんです。町内アスレチック施設整備工事、これも7億6,000万円。それで、ここのもらった全協の資料によると、施設内容は、ドーム、複合遊具、遊具のフリースペース、よく分からないんですけども、あとはボルダリング等々がありますが、そのときの全協の説明であれば、何でボルダリングなんですかと言われたときに、今、東京オリンピックではやってきているからというような説明でした。それで、年齢も18歳未満までの方の限定に当たるような施設という説明でした。

あえてお金をかけて造るのであれば、日本全国にでも結構珍しい

ような、トレーニングできるようなそういう施設を造るべきだと思うんですが、ボルダリングにした訳は、そんな人気で造られたのか、それとも教える方がいたからそれにしたとか、その辺の説明は全然ありませんでした。この予算規模と併せてその辺をもう少し詳しく、説明いただいていないのでお願いします。

その次には、介護関連施設、先ほどこちよっと下にいっちゃって申し訳なかったんですけども、この介護関連施設、社協さんとか入るというお話は以前からされていたけれども、この打合せと面積、そして全協の説明では、すぐではありませんが、何年か後には宿泊もできるような施設にもできるように設計段階で考えていますと言ったんですが、平面を見ても、どこが泊まりになるのかなというところが、説明が一つもありませんでした。それで、この平面図のほかに、泊まる時はこういう立案だとかという平面図も説明してもらいたいんですが、これを見ただけで、12億円だなんて言われても全然分からないんですけれども、まずもって説明がないんですよ。もう少し詳しい説明もしくは資料を出していただきたいと思うんですが、審議になりません。

次に、13ページへいきます。款7 商工費、目の2で商工振興費の一番上に当たりますけれども、浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金というふうに追加で出てきましたけれども、1,700万円。何で今になって補正で出てきたのか。何かコロナか何かのあれで待遇でもしていただいたのかどうかの説明をお願いします。

また、その次のページの14ページの一番上、新しい事業スタイル支援事業補助金、この新しい事業スタイルというのは、どのような事業スタイルに3,250万円の補助が出て、何件を見込んでいて、1件当たり幾らなのか、簡単をお願いします。

また、そこの下で交流・情報発信拠点施設整備事業で、委託料の230万円とその下の50万円、これは、開業準備はよく分かります。何でこれ急に補正で出てきて、もともと分かっていたと思うんですが、初めからオープンの日には決まっていたので、なぜ今になって出てきたのか。

それで、道の駅のところで、施設の使用料で50万円というのはちょっと納得いかないんですけれども、何で施設使用料に、町でやるのに開所の準備で50万円という支出が出るのかが分からないので、お伺いいたします。

あと15ページ、また消防費のところの節の14の工事請負費で22億6,900万円、復興まちづくり地区公共施設整備工事、概要と、どうなのか、簡単に初めに説明をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） まず私から、先ほどの検討委員会のお話が出ましたので、このことについては、平成29年3月に復興計画（第二次）が策定されました。その中に、先ほど申しましたように、健康関連施設が必要だという考えの下に立ち上げて、委員長に吉岡先生をお願いいたしまして、その検討を重ねた中で、30年2月27日に答申を頂いたところであります。

その答申を受けて、先ほどもお話をさせていただいたように、平成30年3月に健康関連施設の担当課をそれぞれ決めまして、その中で、様々な課題について成案になるように進めてきたところであります。

そういった中で、やっと財源協議等も含めて決まったものですから、今回、早急に整備を図りたいということで、今回の予算計上になったという経過でございます。

あとは担当課からそれぞれお答えをさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） ボルダリングの整備に至った経過でございます。健康関連施設検討委員会の中では、今回、予算で計上されております介護施設、それからキッズパーク、それから図書館とか公民館機能に加えて、町内外の交流が促進されるような施設、いわゆる近隣にはなくて、そこに立ち寄りたくなるような感じのものを設置することが適切というような意見を頂いております。そういったところに基づいて整備に至ったというところでございます。

ボルダリングにつきましては、全員協議会の中で「東京オリンピック」という言葉を出してしまいましたけれども、いわゆる今子供を中心として競技人口の増加が見込まれるようなスポーツとして挙げられているということもございまして、町としても、そういった委員会の中身に合致するというような形で考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 社協の打合せと面積についてお答えいたします。

健康関連施設整備検討委員会の提言による、町と社会福祉協議会が主体者として事業運営や運営に取り組むべきとされたこと、町から社会福祉協議会へ職員を派遣しておることから、意見交換は随時行っております。

面積につきましては、139.43平方メートルでございます。

あと宿泊できる施設についてですが、全員協議会において、介護関連施設の1階の平面図のほうをご覧ください。図面の右下のところに個室が3室ほど設けてございます。こちらが、介護保険事業とは別ですが、宿泊ができるような施設となるようになってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず、13ページの関係ですけれども、13ページから14ページにかけて全て、これはコロナ対策として補正をさせていただきました。いち早く町内再開者に対しまして光熱費補助を支払う、そして、さらに枠を増やしてやるために、今回補正でございます。

いち早く概算払いもしております。その内訳は、4万5,000円掛ける20カ所プラス6,000円掛ける90カ所、これの12カ月という形で、今年度のみ、ガス代をもプラスしてお支払いするというところでございます。

次のページの新しいスタイル支援事業補助金、これもコロナ関係の補助金として今年の新設になります。町内で小売業、飲食業などをされている事業の皆様、新しいコロナ後のスタイル、新商品開発費、ホームページ・ネットショップ開発費、デリバリー・テイクアウトに係る経費、感染予防拡大防止のための衛生費、そういったものに係る広告宣伝料、改修費こういったもののために、町内事業者にかかった経費を最大50万まで補助するというものでございまして、積算は、65掛ける50万ということでやっております。

次に、5番、交流・情報発信拠点事業の中の委託料、使用料それぞれ補正させていただきましたのは、「ふくしまプライド」県産農林水産物販売力強化支援事業で300万が採択になりましたので、その補助金を使い、道の駅に限らず町の農産品の魅力を発信する、商品のパッケージ作成、購買費向上のコンテンツ作成、そういったものに使うということでございまして、50万は、町の外に、物産展に出展したり、そういった際に使う使用料として、町の農産品を中心とした産品をPRしていくための予算を補正させていただきました。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、15ページ、消防費の工事請負費、地区公共施設整備工事の施設概要についてでございますが、まず、大堀地区に建設を予定しています防災コミュニティセンターの建設工事費でございます。施設規模につきましては、木造平屋で、面積

的には約330平米程度、その中には屯所のスペースとして1部屋、それから、集会室として使える部屋を2部屋ほど用意する計画をしてございます。あとは、その中にももちろん備蓄倉庫等も整備する予定でございます。それから、別棟として消防車両の車庫、これも木造平屋で、約60平米程度のものも建設する予定としてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 最後の前の道の駅開業準備支援事業業務委託料のその下の施設使用料では、今の説明で言うと、交流・情報発信拠点施設の整備の事業の施設使用料ではないかと思われるんですが、今の聞いたところによると、町外の物産展に出品したときの使用料という説明だったんですが、ここの場所ですろしいのかどうか、あえて質問させていただきます。

それで、初めにちょっと戻らせていただきまして、11ページの介護関連施設建築工事のやつで、先ほど平面図を見て、右下の3つあるところというような形で、万が一、数年後に泊まれるような場所ということで説明だったかと思うんですが、そこは全協のときには、通常は、具合が悪くなった人とか、18人中いたときに、誰かが介護してもらえるのかなというような感じで、そういう説明があつて、万が一泊まるような施設を準備した場合には、そのようなところは、逆に言うとなくなってしまつて、全協の説明とはちょっと矛盾するんですけれども、その辺をもう一度。

それと、随時、社協さんとやっていたと言うんだけれども、随時というのは、何を随時やっていたのかが分からないんですけれども、このような図面を作るに当たって、多分、本当に多く協議したのかなと。ただ、その方とだけしゃべっても、結果的には、議会とか、万が一、町長とか、副町長とか、いろんな経験者と部外者とも話をして、最終的にこれに決めたのかどうか、そういう会議は持ったのかどうかをお伺いします。

持っていなくて決めたのであれば、議案に大体上げてくるのがもともと早いんですけれども、文教でもう一回審議でもしてもらいたいなという感じでいます。何回やられたのか。

あとはその下のアスレチック、その地域にないようなのであれば来るんじゃないのかなというような感じの、俺からすると説明だったんですけれども、まずもっていかん。大体、みんなが使えるような施設、一つもないんですからね、浪江には。次長は浪江に住んでいるからですけれども、僕も住んでいますけれども、本当に、ボルダリングが悪いというわけじゃないんですけれども、もうちょっと

気楽に多くのお年寄りまで使えるような施設は考えなかったのかどうか分からないんですよ。何で急にボルダリングが出てきて、18歳未満しか使えないような感じの施設になっちゃったのか。何回協議してこれになったのかが分からないんですよ。

いや、次長が好きだからなったみたいな感じにしか、俺はちょっと受け止めがたいんですよ。それはないと思うんですけども、本当に町民みんながアスレチックを、もしかしたら小さい子供から年寄りまで使えるような施設をもうちょっと考えていただけなかったのかなというのが疑問でないんです。そういう協議は、万が一、多く使っている、体育館に来られている高齢者の方はいらっしゃいますよね。そういう方としゃべられたのかどうか。まずもって意味が分かりません、説明が。それで、今、建築する予算を上げてきている状況が分かりません。

再度、くどいようなんですが、そういうお話をしてあげたのか。していなければ、もう取り下げてもらいたい。議会に説明ない、町民に説明ない、予算だけつけて。どういうことなのかということだけ、協議したかどうか、2回目なんで、お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。
(午前 11 時 53 分)

○議長（佐々木恵寿君） それでは、再開します。
(午前 11 時 54 分)

○議長（佐々木恵寿君） 午後 1 時30分まで昼食休憩とします。
(午前 11 時 54 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後 1 時 30 分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、この歳入としてございますのは、県産農林水産物販売力強化支援事業という事業でございまして、今現在、町の農産物や海産物、花卉、特産品が集約してくるところは道の駅しかございません現状の中で、生産者組合も立ち上がってきておりまして、そういった方に参加してPRしていただきたいということも想定しながら、この50万の使用料というのは、郡山や大宮、こういったところに行く際の会場使用料でございまして、そういっ

た道の駅ブランドを中心としてまずPRしていくという第一歩であります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 体調の悪い方の利用する場所についてのご質問にお答えいたします。

全協において、ベッドの設置についての質問に個室とお答えしました。また、静養室にもベッドがございます。体調が悪くなった方は静養室を利用していただき、足りなくなった場合には個室も利用できることとなっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） ご質問のいわゆる今回の上程に至るまでの経過についてでございますが、検討委員会から提言を受けまして、所管課及び関係各課において、施設の規模、さらには財源確保等につきまして検討してまいりました。また、検討を進める中で、介護関連施設については、これまでも実績がございます社会福祉協議会との協議の場を持ったところでございます。

内容についての庁内協議についてでございますが、施設の規模、財源等について所管課から報告を受けるとともに協議を行いまして、先ほど答弁にもありましたとおり、5月7日に財源の調整が整いましたので、町長初め庁内で確認の上、今回上程申し上げたところでございます。

再度になりますが、今回、十分な説明がないまま上程に至ったことにつきまして、改めておわびを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、住民の声を聞いたのかというようなご質問についてお答えいたします。

まず、一昨年、31年2月でございますけれども、浪江町子ども・子育てに関するニーズ調査というものを実施いたしました。こちらは、828件に配布いたしまして、回収率は30.9%、256件の回収となっております。この中で、子育て支援について町に期待することという問いがございまして、子供が安心して遊べる施設を増やしてほしいという答えが55.1%で最も多く、親子で安心して集まれる身近な場所、イベントの機会を増やしてほしいといった答えが4番目に多かったところでございます。こういったところから、ニーズが高いというようなところを確認しているところでございます。

また、町内の居住者の中で、少し限定的になってしまいますけれども、未就学児とその保護者に、にじいろこども園でぽかぽかサロンというものを実施しておるんですけれども、これは保護者同士の交流を深めるようなところございまして、そういった中では、土日遊ばせる場所がない、あるいは、そういうときはどうしているのというお話を聞くと、近隣市町村まで遊びに行くと。いわゆるこれはたまたま小高のことを言っていたんですけれども、こういった意見もあったところございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 初めに、訂正と削除をお願いしたんですけれども、15ページで復興まちづくり地域公共施設整備工事で、所管だったのに質問して、大変申し訳ございませんでした。削除をお願いします。

それで、第3回目の再々質問に移らせてもらいます。

今あったとおりに、初めに介護事業の説明の質問からいきます。

いつこの有識者会議等々があったのかは、はっきり言って分かりませんが、結果が出たときには、議会には、パブリックコメントとかいろんな形で報告もしくは共通認識の中、今まではありました。介護施設事業所は、多くの高齢者の町民が望んでいる施設だと私は認識しております。それで、この次のアスレチックも同等で、同じ施設内に造る建物であって、やはり共通した施設の有用が私は大切かと思います。次長の説明にもありましたけれども、私が、浪江に住んでいる子供とちょっと会話したときには、今みたいなお話も受けましたが、どこに行っても、それは浪江だけでなく、そばに子供の遊ぶ施設が欲しいよというのはあると、このように言っていました。

なので、なぜ子供だけのアスレチック施設なのか。子供から高齢者まで使える施設を考えていなかったのか。そこが初めから町との、町民との、議会との意見交換がないから、こういう結果になっているのではないかと。

くどういようすけれども、議会に何回説明しましたか。そこからこの事業の進捗がうまく進まない状況だと私は思っています。この莫大な金額の予算をつけておきながら、町民とのコミュニケーションが一つもなく、何十億円という予算を使って、教育長は、教育次長は、自分の思いだけでこのように言っているとは思いませんが、町民との意見交換の場を使って、町民みんなが喜ばれるような施設の会話を再度確認したかどうかをお聞きします。子供だけじゃなく

です。

また、介護施設事業も、全協の答弁とは違って、先ほどの右下の施設は、泊まりのときにはその話は出なかったんですよ。18個のベッドを用意して、具合が悪かった人には泊まれる場所がここにもありますよと言っただけであって、今の答弁とは全然違うんです。

それで、くどいようですけれども、介護施設は、やはり浪江町のこれからの大切な施設になるのを、課長になったら十二分に理解しているかとは思いますが、多くの高齢者の方と、使い勝手、もしくは社協とどこまでの議論をされたのか、これで社協はよしとしたのか、そこを併せて説明願います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 同一施設内に老人のための部分も考えなかったのかというところでございますけれども、まずは、施設という概念もございますけれども、ここの敷地内の考え方として、介護施設、それから子供の施設、そして大人のための生涯学習を行うような事業をする施設と、そういった幅広い世代の方がここで交流できるようなものとして設置が、検討委員会の提言の中で求められたところでございます。

私どものほうでは、一つは、高齢者という分野でいけば、体育とか文化の部分では私どもの所管になりますけれども、現在、地域スポーツセンターの中では、いわゆるカラオケ教室だったり、それから舞踊だったり、そういったものが趣味の中で行われております。そういう意味合いを、具体的に活動されていますので、そういうことを実施したいという思いも含めて、公民館機能として、会議室、それから和室などを設置しながら、そういう方々のニーズに応えたいというような思いで設置に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 健康関連施設整備検討委員会において提言を頂いて、平成30年10月17日において、浪江町介護保険事業運営委員会において協議をさせていただきました。そのほかにも、現場の生の声が重要であるということから、先進地の視察を行ってきたり、その中では、運営の状況の確認、運営上の問題点を確認しながら、今回の設計にも生かしてございます。

この件に関しましては、パブリックコメント等は行ってございません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 16ページ、款10、項5、目2の委託料ですけれども、公共埋蔵文化財発掘調査委託料となっておりますけれども、金額がかなり大きいです。まず初めに、文化財発掘の場所はどこなのか。また、何カ所あるのか伺いたいと思います。その上で、どのぐらいの調査の面積なのか。また、予定の日数等が分かればお願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 16ページの公共事業埋蔵文化財発掘調査委託料の場所についてでございますけれども、予定地は幾世橋小学校の校庭でございます。昨年度、試掘調査を実施いたしまして、その試掘調査の中から、遺物、それから遺構等が見られたことから、今年度において今回の調査を実施する予定でございます。面積につきましては、現在のところ、最大値の3,000平米ということで予定しております。幾世橋小学校の校庭で事後の事業を行うに当たって、その予定地、活用予定の部分が決定されることになれば、この面積は縮小していくような形でございます。基本的には、今のところマックスで3,000平米を予定しておるものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 現在の予定では3,000平米と、また幾世橋小学校の場合で、今のところ用途がはっきりは確定していないと、確定した上で用途を決定するという解釈で結構ですか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。

（午後 1時45分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1時46分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 今回の予算上程の際に説明の中で、幾世橋地区の防災コミュニティセンターを幾世橋小学校内に整備を考えているところございまして、実際、そのコミュニティセンターに関わるといいますか、必要な部分の発掘調査を行うという中身でございます。その面積だけになります。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） その辺で、追加して伺いたいと思います。

結局、発掘等の調査をするわけですが、どういうものが出

るか実際分かりません。ただし、その発掘で出た物品というか品物といえますか、その保存として、前回のたしか説明では、そういう文化財関係はいろんな資料を含めて、旧浪高に保管をして、後でいろんな形で考えて検討するということでございましたけれども、ただ、それは保管場所として、どのぐらいの量、数量とか出るか分かりません。また、これからもいろんな形での発掘関係でいろんな試掘物が出るとは思いますが、その量が仮に莫大な量になった場合、現在の浪高、旧浪高あたりでは今後どういう形ということになるか、書いてあるのか分かりませんが、町として、これからそういう関係の史料の保存に関して、新しい施設の建築とかそういう方面は考えているのかを伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 文化財の遺物のことだと思いますけれども、その保管に関しましては、おただしのとおり、今のところ浪江高校に仮置きするような形になっております。その段階で、今年度当初予算で、その保管施設というものを今後検討していくための調査事業というのを予算のほうで計上しております。復興事業のほうはかなり多くなっているということから、今後の推測も含めながら、その規模感については今後調査してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 8 ページの国庫補助の分ですけれども、地方創生臨時交付金 1 億 578 万 6,000 円でありますけれども、要するに、コロナ対策の国からの交付金です。町としては、全員協議会でも説明がありましたけれども、11本の事業に対して 2 億 6,700 万ほど事業交付を考えていると。

そこでお尋ねなんですけれども、要するに、浪江町のコロナ関連対策事業費 2 億 6,700 万に対して、国からは 1 億そこそこしか来ないと。この分というか、地方創生臨時交付金は、2 次補正分を含めて交付見込みがあるのかと。その見込みの中には、これまで町が単独支援事業として計画をしたこの事業に対する支出の差額分の補填は見込めるのかということについてお尋ねをいたします。

それから、何を基準に今回の臨時交付金があったのかと。全国知事会も 2 度 3 度にわたって、地方の裁量で使われるように、地方創生臨時交付金の大幅増額を求めてきていたことはご存じだと思うんです。私も独自の申入れとして、ここで終わりではないんだから、この交付金の増額を国に要望すべきだというふうに言っていました。

町では総額交付をされたのかどうかお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） まず、1点目の交付額に対する町の事業費の差額についてでございますが、現時点では、その差額分は町の単独費を充てるつもりでございます。今後、2次補正分のもし見込み額等が示された上でこの差額というものが充当可能であれば、それは充当したいと思いますが、現時点では単独費を考えてございます。

それから、約1億500万円の計算、どのような根拠で計算されたものかというご質問ですが、それはちょっとお時間を頂きまして、お調べしてお答えしたいと思います。

交付基準につきまして、人口及び財政力、それから感染状況等に基づいて算定されているものでございます。

それから、増額の要望につきましては、適宜行ってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 地方創生臨時交付金の交付基準については分かりました。

それから、浪江町単独事業に対する差額については、今後、2次で交付されればそれも充てたいと。

それから、増額要請については、要するにやっていないということですね。今後やっていきたいということですね。

全国規模でのこういう事業に対して、地方からの発信というのは極めて重要だと。まして財政力もないし、緊急出動もあるやもしれんと。そういう中で、町民の健康、命、安全を守ることだから、それは町からの発信は極めて大事だと。遠慮する必要はないと。町民の生命、財産を守るためなんだから。隅っこのほうにちまちましている必要はない。堂々とやっぱり国に物申すべきだということを言っておきたいと思います。

その上で、2次交付があればという問題と、今後のコロナ対策をやっぱり町はどう考えているのかということが大事だと思うんです。時間がもったいないから、町民から寄せられた声ね、一般質問でやりましたからそれは省いて、一つは、こういう意見が寄せられました。防犯パトロール隊に参加している人たち。コロナの影響でパトロールが休みになっていると。その分について町に補償してもらいたいと、そういう意見が出ています。私は、当然だと思うんだよね。補償金になるのかどうなのか分かりませんが、町としては、やっぱりコロナのためにそういう事業休止をやむなくされたという

ことであれば、働いていた人たち、それを当てにしているわけだから、それを何らかの形で補償すべきではないかと。そのことについてどう考えるか。

それから、11本のメニューの中には、休業を伴う事業者に対して、月額15万から25万円、これを上限として補助すると、合計8,228万ですけれども、これはこれで私は必要だと思うんです。同時に、事業をやっていないくても町民は、避難先で様々な生活苦、あるいはコロナによる恐怖、不安を味わっているわけです。しかも、なるべく外出を控えるということであれば、当然のことながら光熱費もかさむと。事業者に対してだけではなくて、町民に対しても1世帯幾らということでの支援はできるのではないかと。事業者に対する支援と同時に町民に対する支援、これは検討してもらいたいというふうに思いますけれども、今後の計画と併せて町の考え方をお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） ただいまのおただしにお答えをいたします。

防犯パトロールをやっている方の、感染予防のためにやむを得ずお休み頂いたということでございます。そういった中でも、やはりそういう賃金を当て込んでいる方も確かにいらっしゃると思いますので、これができるかどうかを含めて今後検討させていただきたいと思います。

それから、コロナの感染症の予防のために町民の方々が大変疲弊をされているということは十分理解をしておりますが、ただ、今の浪江町の財政状況でどこまでできるのかということで、今回、11のメニューの補助金といいますか支援策をまとめたわけですが、今後、第2波、第3波もあろうかと思います。その辺を含めて、今度どういった支援が必要で、これからできるのか、そういったものも併せて前向きに検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 行政のプロがずらりそろっているわけだし、いろんな情報が入っているわけだから、町民が何を求めているかというのは分かっていると思うんだよね。不十分ながらも、私も町長宛てに要望書も出しております。

したがって、これから検討するというのは、それはしないよりはいいけれども、当然、事業者に対しては、1カ月15万から25万、上限で8,200万の支援をしてきているわけね。これはこれで大事だと思いますけれども、分かりやすい言葉で言うと、俺たちもコロナ感

染を抑えるために自粛に協力をしているんだと、生活費もかさむんだと、光熱費も含めてかさむんだと、町でちっとは考えてくれたらいいべなというのが、素朴な町民の声であります。ぜひ早い時期に検討して、町民に、ああ、やっぱり町は町民のことを考えてくれてるんだなというふうに思われるような行政を町長以下幹部職員の皆さんに求めておきたいと思います。検討するというふうに先ほど町長は言われたから、答弁は要りません。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 反対討論をさせていただきます。

初めに、心身健康な人たちであふれるまちづくりの事業で、浪江町地域公共施設の案件がたくさん出ていました。地域交流センター、介護関連施設、屋内アスレチック施設、先ほど町長並びに副町長の説明にもありましたが、説明資料、説明が足りないのに議案を上程してしまい、すみませんでしたというようなことが答弁の中でありました。

私、議員としては、説明資料もない、説明もできない案件に対して賛成することはできません。十二分に説明資料を出していただき、再度、このような案件を出していただければと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 賛成の討論はありませんか。

10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今回の令和2年度浪江町一般会計補正予算に関しては、約35億組まれております。その中で、まず新型コロナウイルス感染症対策として数項目の補正が上がっております。やはり今、コロナに非常に苦しんでいる、対策を取るべきだという予算がきちんと組まれていると。さらには、町民から要望が高い事業が含まれております。介護関連施設建設工事として約12億、屋内アスレチック施設建設工事として7億、復興まちづくり支援施設整備事業約6億、これは今後の浪江町を考えれば、若干、今回の議案の資料が少ない点はありませんでしたが、まさに将来の浪江町にとっては必要な措置というふうに私は思っております。

よって、今の意見のとおり、賛成の態度を表明します。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第88号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立少数〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立少数であります。
よって、議案第88号は否決されました。
-

◎議案第89号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第89号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第89号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第90号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第90号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第90号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第91号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第91号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第92号 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第92号 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、報告第1号 令和元年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、報告第2号 令和元年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第2号を終わります。

◎報告第3号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、報告第3号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第3号を終わります。

◎報告第4号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、報告第4号 令和元年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第4号を終わります。

◎請願・陳情審査報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、請願・陳情審査報告を議題とします。

◎請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 請願第１号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を議題とします。

付託中の委員会から、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

産業・建設常任委員会委員長、平本佳司君、登壇をお願いします。

〔産業・建設常任委員長 平本佳司君登壇〕

○産業・建設常任委員長（平本佳司君） 請願第１号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書の審査結果について説明をいたします。

福島県では、少子高齢化と人口減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口も減少し、人手不足も深刻化しています。これに歯止めをかけ、県内の労働力確保、人口流出を抑制、防止するためには、最低賃金の引上げにより一定の賃金水準を確保する必要があります。委員会でそのように判断いたしました。

よって、本請願については、その趣旨が十分に理解できるものであり、事務局長朗読のとおり、採択することと決定いたしましたものをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第１号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を採決します。

採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、請願第1号については採択することに決定しました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

付託中の委員会から、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、渡邊泰彦君、登壇をお願いします。

〔文教・厚生常任委員長 渡邊泰彦君登壇〕

○文教・厚生常任委員長（渡邊泰彦君） それでは、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」について、採択のご説明を申し上げます。

陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書の審査結果について説明します。

本事業を通して、幼稚園児童の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や就学支援、高校生に対する奨学金支援などが実施されており、被災した子供たちにとって、学ぶために極めて有効な支援事業として機能しております。

文教・厚生常任委員会において、被災した子供たちへの就学支援等が保障され、この支援が、子供たちはもちろん、保護者の安心にもつながることを期待し、事務局長朗読のとおり、採択すべきと決定いたしました。

議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決します。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、陳情第1号については採択することに決定しました。

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書を議題とします。

付託中の委員会から、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

総務常任委員会委員長、山本幸一郎君、登壇でお願いします。

〔総務常任委員長 山本幸一郎君登壇〕

○総務常任委員長（山本幸一郎君） 陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書の審査結果について説明します。

核兵器のない平和な世界は、被爆者の願いであり、全人類共通の願いでもあります。浪江町議会においても、昭和61年3月19日、非核平和自治体宣言を決議しており、日本国憲法に基づいて、核兵器の完全廃絶を訴え、世界平和の実現を希求することを宣言しており、このことから総務常任委員会においては、唯一の被爆国である日本が核兵器禁止条約に調印・批准し、核兵器のない平和な世界を目指しリーダーシップを取るべきと考え、事務局長朗読のとおり、採択とすべきと決定しました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書を採決します。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、陳情第2号については採択することに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第27、発議第2号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の平本佳司君、登壇でお願いします。

〔8番 平本佳司君登壇〕

○8番（平本佳司君） 提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、先ほどの福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書の審査結果に基づき、意見書の提出が妥当と認められることからご提案申し上げるものであります。

議員各位のご賛同の上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第2号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第28、発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の渡邊泰彦君、登壇をお願いします。

〔10番 渡邊泰彦君登壇〕

○10番（渡邊泰彦君） それでは、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提案の説明をさせていただきます。

先ほどの陳情の採択を踏まえ、委員会で協議の結果、事務局長朗読のとおりでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第3号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、発議第4号 日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の山本幸一郎君、登壇をお願いします。

〔12 番 山本幸一郎君登壇〕

○12番（山本幸一郎君） 意見書の提案の説明をさせていただきます。

先ほどの陳情採択を踏まえ、委員会協議の結果、事務局長朗読のとおり、議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第4号 日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、発議第5号 トリチウム水の処分方法が新たな風評被害を生まないように対策強化を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の高野武君から提案理由の説明を求めます。

高野武君、登壇をお願いします。

〔3 番 高野 武君登壇〕

○3 番（高野 武君） ただいま事務局長朗読のとおりであります。

まずそのほかに、議会として、トリチウムを含む処理水の海洋放出反対をまず初めに明確にしておきたいと思えます。その上で、今なお残る風評被害に対し、何ら有効な対策もないまま今日に至っておりますので、さらに決議に一步踏み込んでこの意見書（案）とな

りました。

趣旨をご理解いただき、議員各位の賛同よろしく願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第5号 トリチウム水の処分方法が新たな風評被害を生まないように対策強化を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第31、発議第6号 帰還困難区域特定復興再生拠点「区域外」の早期除染と整備を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の馬場績君から提案理由の説明を求めます。

馬場績君、登壇でお願いします。

〔16番 馬場 績君登壇〕

○16番（馬場 績君） それでは、発議第6号 帰還困難区域特定復興再生拠点「区域外」の早期除染と整備を求める意見書（案）についての提案理由を説明させていただきます。

帰還困難区域の人たちも浪江町民です。ふるさとを思い愛する心は、誰もが同じです。現実には、9年3カ月たっても、帰還困難区域の一部を除いては放置されたままです。そこに最近、政府は、除染しないで避難解除するという新たな方針を持ち出してきております。新聞にも報道されましたけれども、6月6日に開かれた福島県12市町村の将来像に関する有識者検討会においても、浪江、双葉、大熊、

富岡、葛尾、いわゆる帰還困難区域を抱える5町村の首長らが、除染を前提にした区域全体の避難解除を強く求めたことは、報道でもご承知のとおりであります。

浪江町議会も、かかる立場で、政府、関係機関に原発事故における被害の責任を取っていただく、それは当然の権利であり、当然の人間としての要望であると思います。どうぞ同僚議員の皆さん、この立場で、我々町民を代表する議会が今後奮闘できますように、本意見書の採択にご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第6号 帰還困難区域特定復興再生拠点「区域外」の早期除染と整備を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第32、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

◎町長挨拶

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君）　閉会に当たって一言ご挨拶を申し上げます。

議案88号において、お認めをいただけませんでした。大変残念であります。早急な支援が待たれるコロナ対策事業も含まれた予算であります。議会において説明の不十分さは確かにございましたけれども、本会議場において、出せる資料は全て出して、その上での否決であります。非常に残念です。それと同時に、責任を感じております。

しかしながら、行政の歩みを止めることはできません。この否決をされた補正予算でございますけれども、これから精査をし、再度臨時議会を招集申し上げていきたいと考えております。よろしくお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君）　以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年浪江町議会6月定例会を閉会します。

（午後　3時00分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署 名 議 員 山 本 幸 一 郎

署 名 議 員 泉 田 重 章

署 名 議 員 紺 野 榮 重